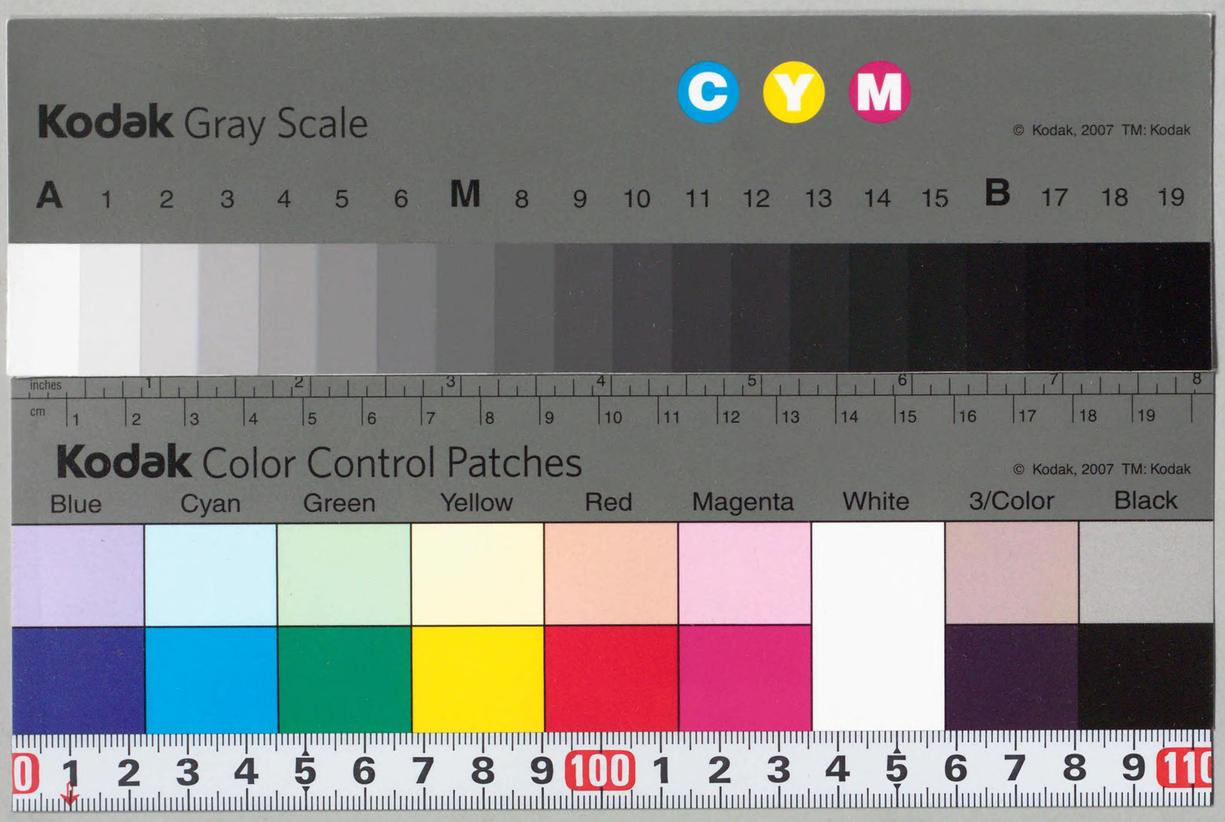
Kodak Gray Scale
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 100 1 2 3 4 5 6 7 8 9 110

CZ-2711-12
*1200404134510*

昭和二八年一二月下
刑事第九〇号

# 最高裁判所裁判集

最高裁判所

# 最高裁判所裁判集（刑事第九〇号）目次


| 登載別 | 裁判年月日 | 事件番号 | 事件名 | 結果 | 法廷 | 頁数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ○ | 昭和二八年一二月一九日 | 昭和二七年(あ)一二六〇 | 窃盗、賍物故買 | 棄却 | 二小 | 一 |
| ○ | 一二月一九日 | 昭和二七年(あ)二九八〇 | 窃盗、賍物故買 | 棄却 | 二小 | 九 |
| | 一二月一九日 | 昭和二七年(あ)三二〇九 | 横領 | 棄却 | 二小 | |
| | 一二月一九日 | 昭和二七年(あ)三五六二 | 領公文書偽造、同行使詐欺、業務上横領 | 棄却 | 二小 | |
| ○ | 一二月一九日 | 昭和二七年(あ)四〇八二 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | 一九 |
| | 一二月一九日 | 昭和二七年(あ)四四〇九 | 酒税法違反 | 棄却 | 二小 | |
| | 一二月一九日 | 昭和二七年(あ)四八三一 | 食糧管理法違反、物価統制令違反、賍物故買 | 棄却 | 二小 | |
| | 一二月一九日 | 昭和二七年(あ)四九七四 | 詐欺 | 棄却 | 二小 | |
| | 一二月一九日 | 昭和二七年(あ)五二七一 | 臨時物資需給調整法違反 | 棄却 | 二小 | |
| | 一二月一九日 | 昭和二八年(あ)三三七二 | 麻薬取締法違反 | 棄却 | 二小 | |
| | 一二月一九日 | 昭和二八年(あ)三五九〇 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | |
| | 一二月一九日 | 昭和二八年(あ)三六七五 | 詐欺 | 棄却 | 二小 | |
| | 一二月一九日 | 昭和二八年(あ)三七九一 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | |
| | 一二月一九日 | 昭和二八年(あ)三八一七 | 詐欺、同未遂、横領 | 棄却 | 二小 | |




CZ
2711
12

國會圖書館
50.4.17
書籍期刊

1018521

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 業務上横領 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(あ)三八六九 | 一二月一九日 | | |
| 住居侵入、窃盗、傷害 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(あ)三九四六 | 一二月一九日 | | |
| 公職選挙法違反 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(あ)三九五二 | 一二月一九日 | | |
| 傷害、銃砲刀剣類等所持取締令違反 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四〇〇三 | 一二月一九日 | | |
| 業務上横領 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四〇八三 | 一二月一九日 | | |
| 強盗幇助、強盗予備、恐喝 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四〇九一 | 一二月一九日 | | |
| 恐喝 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四一二九 | 一二月一九日 | | |
| 公職選挙法違反 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四一三七 | 一二月一九日 | | |
| 公文書偽造、同行使 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四一五二 | 一二月一九日 | | |
| 業務上横領 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四一七三 | 一二月一九日 | | |
| 詐欺、暴行、職業安定法違反 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四一七七 | 一二月一九日 | | |
| 麻薬取締法違反 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四一九七 | 一二月一九日 | | |
| 詐欺、有価証券偽造行使 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四二一四 | 一二月一九日 | | |
| 公職選挙法違反 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四二一七 | 一二月一九日 | | |
| 窃盗、業務上横領 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四二四七 | 一二月一九日 | | |
| 税務代理士法違反、税理士法違反 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四二五一 | 一二月一九日 | | |
| 薬事法違反 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四二六七 | 一二月一九日 | | |



| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 窃盗 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四二七一 | 一二月一九日 | | |
| 銃砲等所持禁止令違反被告事件につきなした上訴権回復請求棄却の決定に対する特別抗告 | 乗却 | 一小 | 昭和二四年新(つ)一七 | 一二月一九日 | | |
| 銃砲等所持禁止令違反、強盗幇助被告事件につきなした上訴権回復請求棄却、上告申立棄却の決定に対する特別抗告 | 乗却 | 二小 | 昭和二七年(し)一三 | 一二月一九日 | | |
| 有価証券偽造、同行使詐欺、殺人、死体遺棄被告事件につきなした上告棄却の判決に対する再審請求 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(き)一二 | 一二月一九日 | | |
| 公務執行妨害、傷害、窃盗、建造物侵入、物価統制令違反、銃砲等所持禁止令違反被告事件につきなした上告棄却の判決に対する再審請求 | 乗却 | 一小 | 昭和二八年(き)一五 | 一二月一九日 | | |
| 窃盗、食糧管理法違反被告事件につきなした上告棄却の決定に対する再審請求 | 乗却 | 一小 | 昭和二八年(き)一九 | 一二月一九日 | | |
| 強盗殺人、強盗強姦被告事件につきなした上告棄却の確定決定に対する再審請求 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(き)二六 | 一二月一九日 | | |
| 公文書毀棄、銃砲刀剣類等所持取締令違反被告事件につきなした管轄移転請求事件の決定に対する特別抗告 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(し)二 | 一二月一九日 | | |
| 行進又は集団示威運動に関する条例違反等被告事件につきなした忌避申立却下決定に対する抗告事件につきなした抗告棄却の決定に対する特別抗告 | 乗却 | 二小 | 昭和二八年(し)九二 | 一二月一九日 | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一二月一九日 | 昭和二八年(す)五九八 | 窃盗被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立 | 棄却 | 一小 | | |
| 一二月一九日 | 昭和二八年(す)六〇六 | 窃盗被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立 | 棄却 | 二小 | | |
| 一二月二一日 | 昭和二八年(み)三八 | 尊属殺、同未遂、殺人、同未遂被告事件につきなした上告棄却の判決に対する訂正の申立 | 棄却 | 二小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二八年(れ)三八 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)一九四八 | 恐喝 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)三二七八 | 横領 | 棄却 | 三小 | ○ | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)三七七六 | 薬事法違反、業務上過失致死 | 棄却 | 三小 | ○ | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)三八〇七 | 収賄、贈賄 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)三八四八 | 贈賄、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)三八六二 | 横領 | 棄却 | 三小 | ○ | 一一三 |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)三八七七 | 酒税法違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)三九二一 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)三九二七 | 窃盗教唆、賍物寄蔵、同故買、同運搬、窃盗、煙草専売法違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)三九四七 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)三九六二 | 賍物故買 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)三九八二 | 窃盗被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立 | 棄却 | 三小 | | |



| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)四〇九七 | 営利誘拐 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)四一九六 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | ○ | 一一九 |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)四二〇三 | 強盗致死 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)四二一一 | 傷害致死 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)四二五八 | 物品税法違反、取引高税法違反 | 棄却 | 三小 | | 一二五 |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)四二六七 | 詐欺 | 棄却 | 三小 | ○ | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)四二八二 | 傷害、公務執行妨害 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)四三一〇 | 詐欺、横領 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)四三二二 | 住居侵入、強盗 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)四三二九 | 詐欺 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)四三三二 | 恐喝、暴行 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)四三八四 | 賍物故買、賭博 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)四三八六 | 児童福祉法違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)四三九八 | 銃砲刀剣類等所持取締令違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)四四〇二 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)四四〇八 | 恐喝 | 棄却 | 三小 | | |
| 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)四四七〇 | 道路交通取締法違反、賍物運搬、食糧管理法違反、酒税法違反 | 棄却 | 三小 | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)四四七九 | 傷害致死 | 棄却 | 三小 | |
| ○ | 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)四九二〇 | 横領 | 棄却 | 三小 | 一二九 |
| ○ | 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)五〇九〇 | 賍物牙保 | 棄却 | 三小 | 一五九 |
| | 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)五二四五 | 麻薬取締法違反 | 棄却 | 三小 | |
| | 一二月二二日 | 昭和二七年(あ)六一四八 | 傷害、恐喝 | 棄却 | 三小 | |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)三〇二二 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)三〇七〇 | 賭博、賭場開帳図利、外国人登録令違反、たばこ専売法違反 | 棄却 | 三小 | |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)三一一六 | 賍物寄蔵 | 棄却 | 三小 | |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)三一六六 | 業務上横領 | 棄却 | 三小 | |
| ○ | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)三一九五 | 公職選挙法違反 | 棄却 | 三小 | 一六三 |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)三二四二 | 詐欺、横領 | 棄却 | 三小 | |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)三五六七 | 酒税法違反 | 棄却 | 三小 | |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)三五八六 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 三小 | |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)三七三九 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | |
| ○ | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)三八二四 | 強盗、準強盗、窃盗、住居侵入 | 棄却 | 三小 | 一七一 |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)三八九二 | 住居侵入、強盗 | 棄却 | 三小 | |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)三九七六 | 住居侵入 | 棄却 | 三小 | |



| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)四〇一六 | 詐欺 | 棄却 | 三小 | |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)四〇二九 | 酒税法違反 | 棄却 | 三小 | |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)四一一六 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)四一三五 | 公職選挙法違反 | 棄却 | 三小 | |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)四一三八 | 公職選挙法違反 | 棄却 | 三小 | |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)四一五〇 | 収賄 | 棄却 | 三小 | |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)四一五三 | 詐欺 | 棄却 | 三小 | |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)四一六二 | 公職選挙法違反 | 棄却 | 三小 | |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)四一八一 | 公職選挙法違反 | 棄却 | 三小 | |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)四一八九 | 覚せい剤取締法違反 | 棄却 | 三小 | |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(あ)四一九二 | 公職選挙法違反 | 棄却 | 三小 | |
| ○ | 一二月二二日 | 昭和二六年(し)七一 | 特別公務員職権濫用被疑事件につきなした請求棄却の決定に対する特別抗告 | 棄却 | 大 | 一七七 |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(し)九三 | 建造物損壊被告事件につきなした裁判官忌避申立却下決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告 | 棄却 | 三小 | 一八一 |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(す)五八四 | 殺人被告事件につきなした上告棄却の決定に対する抗告 | 棄却 | 三小 | |
| | 一二月二二日 | 昭和二八年(す)五八六 | 詐欺、横領被告事件につきなした上告棄却の決定に対する特別抗告 | 棄却 | 三小 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 殺人被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立 | 棄却 | 三小 | 昭和二八年(す) | 五九九 | 一二月二二日 | 一二月二三日 |
| 詐欺被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立 | 棄却 | 三小 | 昭和二八年(す) | 六一八 | 一二月二二日 | 一二月二三日 |
| 公職選挙法違反被告事件につきなした判決に対する判決訂正申立期間延長の申立 | 棄却 | 三小 | 昭和二八年(す) | 六二〇 | 一二月二二日 | 一二月二三日 |
| 詐欺 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ) | 四一一八 | 一二月二三日 | 一二月二三日 |
| 窃盗 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ) | 四三二〇 | 一二月二三日 | 一二月二三日 |
| 公職選挙法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ) | 四四六八 | 一二月二三日 | 一二月二三日 |
| 印紙犯罪処罰法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ) | 四四八六 | 一二月二三日 | 一二月二三日 |
| 窃盗被告事件につきなした上告棄却の決定に対する再審請求 | 棄却 | 一小 | 昭和二八年(き) | 一七 | 一二月二三日 | 一二月二三日 |
| 業務上横領被告事件につきなした上告棄却の決定に対する再審請求 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(き) | 二五 | 一二月二三日 | 一二月二三日 |
| 爆発物取締罰則違反（予備的に放火、同未遂）脅迫、加重逃走（予備的に単純逃走）傷害、銃砲刀剣類等所持取締令違反、火薬類取締法違反、外国人登録令違反、被拘禁者奪取、爆発物取締罰則違反（予備的に公務執行妨害）被告事件につきなした判決に対する訂正の申立 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(み) | 三四<br>三五 | 一二月二三日 | 一二月二三日 |
| 再審請求棄却決定に対する特別抗告 | 棄却 | 一小 | 昭和二八年(し) | 七七 | 一二月二三日 | 一二月二三日 |



| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 強盗未遂被告事件につきなした再審請求棄却の決定に対する即時抗告 | 棄却 | 一小 | 昭和二八年(し) | 八八 | 一二月二三日 | 一二月二四日 |
| 公職選挙法違反被告事件につきなした決定申訴訟費用負担の裁判に対する執行免除の申立 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(せ) | 二九九 | 一二月二三日 | 一二月二四日 |
| 窃盗被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議の申立 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(す) | 六二六 | 一二月二三日 | 一二月二四日 |
| 臨時物資需給調整法違反 | 破棄免訴 | 一小 | 昭和二八年(れ) | 四〇 | 一二月二四日 | 一二月二四日 |
| 恐喝、賍物寄蔵、詐欺 | 棄却 | 一小 | 昭和二八年(あ) | 一〇八 | 一二月二四日 | 一二月二四日 |
| 傷害、横領 | 棄却 | 一小 | 昭和二八年(あ) | 三四六 | 一二月二四日 | 一二月二四日 |
| 窃盗 | 棄却 | 一小 | 昭和二八年(あ) | 四〇七 | 一二月二四日 | 一二月二四日 |
| 傷害致死、傷害 | 棄却 | 一小 | 昭和二八年(あ) | 五七二 | 一二月二四日 | 一二月二四日 |
| 外国人登録令違反 | 棄却 | 一小 | 昭和二八年(あ) | 六三〇 | 一二月二四日 | 一二月二四日 |
| 外国人登録令違反 | 棄却 | 一小 | 昭和二八年(あ) | 一一五〇 | 一二月二四日 | 一二月二四日 |
| 関税法違反、貿易等臨時措置令違反 | 棄却 | 一小 | 昭和二八年(あ) | 一三〇六 | 一二月二四日 | 一二月二四日 |
| 食糧管理法違反 | 棄却 | 一小 | 昭和二八年(あ) | 一五四一 | 一二月二四日 | 一二月二四日 |
| 放火、同未遂 | 棄却 | 一小 | 昭和二八年(あ) | 一六九〇 | 一二月二四日 | 一二月二四日 |
| 銃砲等所持禁止令違反貿易等臨時措置令違反幇助、関税法違反幇助 | 棄却 | 一小 | 昭和二五年(あ) | 一八〇三 | 一二月二四日 | 一二月二四日 |
| | 棄却 | 一小 | 昭和二五年(あ) | 一九五三 | 一二月二四日 | 一二月二四日 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○ | 窃盗 | 昭和二五年(あ)二一八七 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | 二七九 | | |
| | 窃盗 | 昭和二五年(あ)二二八三 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |
| ○ | 食糧管理法違反 | 昭和二五年(あ)二七三七 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | 二八九 | | |
| ○ | 窃盗 | 昭和二五年(あ)二八一三 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |
| ○ | 麻薬取締法違反 | 昭和二五年(あ)二九八五 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | 二九三 | | |
| ○ | 麻薬取締法違反 | 昭和二五年(あ)三一二八 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | 二九七 | | |
| ○ | 麻薬取締法違反 | 昭和二五年(あ)三二八七 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | 三〇三 | | |
| ○ | 麻薬取締規則違反、麻薬取締法違反 | 昭和二六年(あ)一八五(昭和二六年(ゆ)一一) | 一二月二四日 | 一小 | 破棄自判 | 窃盗 | 三一一 | | |
| ○ | 窃盗 | 昭和二七年(あ)五一九三 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | 三三一 | | |
| | 窃盗 | 昭和二八年(あ)五七一 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |
| ○ | 詐欺 | 昭和二八年(あ)二五九九 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 詐欺 | 三四三 | | |
| | 贈賄 | 昭和二八年(あ)二六四三 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 贈賄 | | | |
| | 賍物収受、横領、窃盗 | 昭和二八年(あ)三三二三 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |
| ○ | 放火、窃盗 | 昭和二八年(あ)三五七九 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | 三四九 | | |
| | 詐欺 | 昭和二八年(あ)三五九三 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 詐欺 | | | |
| | 窃盗 | 昭和二八年(あ)三七八八 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |
| | 強盗殺人 | 昭和二八年(あ)三七九五 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |



| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 詐欺、収賄、業務上横領 | 昭和二八年(あ)三八二一 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | 三五一 | | |
| | 殺人 | 昭和二八年(あ)三八二五 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |
| | 業務上横領 | 昭和二八年(あ)三八九八 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |
| | 賍物故買 | 昭和二八年(あ)三九五六 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |
| | 窃盗 | 昭和二八年(あ)三九七四 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |
| | 詐欺、同未遂、有印私文書偽造、同行使 | 昭和二八年(あ)三九八八 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |
| | 横領 | 昭和二八年(あ)三九九九 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |
| | 窃盗 | 昭和二八年(あ)四〇〇二 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |
| | 公職選挙法違反 | 昭和二八年(あ)四〇二五 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |
| | 殺人 | 昭和二八年(あ)四〇五〇 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |
| | 住居侵入、恐喝 | 昭和二八年(あ)四〇六八 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |
| | 公文書偽造、収賄 | 昭和二八年(あ)四〇七九 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |
| | 公職選挙法違反 | 昭和二八年(あ)四一二六 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |
| | 詐欺 | 昭和二八年(あ)四一三六 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |
| | 詐欺 | 昭和二八年(あ)四一四六 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |
| | 公職選挙法違反 | 昭和二八年(あ)四一七五 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |
| | 詐欺 | 昭和二八年(あ)四二四〇 | 一二月二四日 | 一小 | 却 | 窃盗 | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 公職選挙法違反 | 棄却 | 一小 | 三六一 | 昭和二六年(し)八五 | 一二月二四日 |
| 麻薬取締法違反 | 棄却 | 一小 | | 昭和二八年(あ)四二九七 | 一二月二四日 |
| 公職選挙法違反 | 棄却 | 一小 | | 昭和二八年(あ)四三三六 | 一二月二四日 |
| 衆議院議員選挙法違反 | 破棄免訴 | 一小 | | 昭和二八年(あ)五一二三 | 一二月二四日 |
| 横領被告事件につきなした保釈請求却下決定に対する取消申立棄却の決定に対する特別抗告 | 棄却 | 一小 | 三六一 | 昭和二六年(し)八五 | 一二月二四日 |
| 請求棄却の決定に対する特別抗告 | 棄却 | 一小 | 三六五 | 昭和二六年(し)一〇九 | 一二月二四日 |
| 昭和二三年政令第二〇一号違反教唆殺 | 一部破棄差戻一部棄却 | 二小 | 三六九 | 昭和二五年(れ)一三四五 | 一二月二五日 |
| 窃盗 | 棄却 | 二小 | 三八九 | 昭和二八年(れ)三九 | 一二月二五日 |
| 賍物故買、同寄蔵 | 棄却 | 二小 | 三九九 | 昭和二六年(あ)七三六 | 一二月二五日 |
| 業務上横領、背任 | 破棄差戻 | 二小 | 四一三 | 昭和二六年(あ)五〇五二 | 一二月二五日 |
| 放火未遂 | 棄却 | 三小 | 四二一 | 昭和二六年(あ)三〇六三 | 一二月二五日 |
| 酒税法違反 | 棄却 | 三小 | 四三九 | 昭和二七年(あ)三八九九 | 一二月二五日 |
| 酒税法違反 | 棄却 | 二小 | | 昭和二七年(あ)三九八一 | 一二月二五日 |
| 昭和二二年勅令第九号違反、旅館業法違反 | 棄却 | 三小 | 四四五 | 昭和二七年(あ)三九九一 | 一二月二五日 |
| 物品税法違反 | 棄却 | 三小 | 四六七 | 昭和二七年(あ)四〇四七 | 一二月二五日 |



| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 業務上横領教唆 | 棄却 | 二小 | | 昭和二七年(あ)四三一七 | 一二月二五日 |
| 詐欺 | 棄却 | 三小 | 四七一 | 昭和二七年(あ)四三二六 | 一二月二五日 |
| 賍物運搬 | 棄却 | 三小 | | 昭和二七年(あ)四三四一 | 一二月二五日 |
| 有価証券偽造、偽造有価証券行使、詐欺 | 棄却 | 三小 | 四七五 | 昭和二七年(あ)四三九三 | 一二月二五日 |
| 業務上横領 | 棄却 | 三小 | | 昭和二七年(あ)四四六〇 | 一二月二五日 |
| 暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害、公文書偽造、同行使、詐欺、恐喝 | 棄却 | 三小 | 四八三 | 昭和二七年(あ)四六五四 | 一二月二五日 |
| 収賄、贈賄、賍物故買 | 棄却 | 二小 | 四八七 | 昭和二七年(あ)四六七二 | 一二月二五日 |
| 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | | 昭和二七年(あ)四八三五 | 一二月二五日 |
| 窃盗、賍物故買 | 棄却 | 二小 | 五一五 | 昭和二七年(あ)四八四一 | 一二月二五日 |
| 収賄、贈賄、同幇助 | 棄却 | 二小 | 五二九 | 昭和二七年(あ)四八四六 | 一二月二五日 |
| 放火未遂 | 棄却 | 二小 | | 昭和二七年(あ)五〇五九 | 一二月二五日 |
| 暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、食糧管理法違反、窃盗、暴行、傷害 | 棄却 | 二小 | | 昭和二七年(あ)五一九四 | 一二月二五日 |
| 尊属逮捕致傷、傷害 | 棄却 | 二小 | | 昭和二七年(あ)五七七三 | 一二月二五日 |
| 詐欺 | 棄却 | 二小 | | 昭和二七年(あ)五九二四 | 一二月二五日 |
| 公職選挙法違反 | 棄却 | 三小 | 五六五 | 昭和二八年(あ)二九三九 | 一二月二五日 |
| 窃盗 | 棄却 | 二小 | | 昭和二八年(あ)三一五七 | 一二月二五日 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)三二四二 | 賍物故買 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)三三九七 | 公職選挙法違反 | 棄却 | 三小 | 五七五 | ○ | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)三四三四 | 公職選挙法違反 | 棄却 | 三小 | 五八九 | ○ | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)三四四一 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)三四六四 | 公職選挙法違反 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)三四七八 | 公職選挙法違反 | 棄却 | 二小 | 五九三 | ○ | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)三四八九 | 詐欺、業務上横領 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)三五〇四 | 公職選挙法違反 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)三六九五 | 公職選挙法違反 | 棄却 | 三小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)三七〇〇 | 公職選挙法違反 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)三七六七 | 詐欺 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)三八一一 | 業務上横領 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)三八四五 | 強盗傷人、強盗未遂 | 棄却 | 三小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)三八四七 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)三八八一 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)三九一六 | 麻薬取締法違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反、恐喝 | 棄却 | 三小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)三九二九 | 業務上横領 | 棄却 | 二小 | | | | | |



| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)三九四三 | 公職選挙法違反 | 棄却 | 二小 | 六一二 | ○ | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)三九六九 | 恐喝 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)三九七二 | 傷害、器物毀棄 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)四〇〇〇 | 公務執行妨害、横領、窃盗 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)四〇一四 | 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)四〇二八 | 有印公文書偽造、同行使、窃盗 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)四〇四八 | 窃盗 | 棄却 | 三小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)四〇七五 | 詐欺 | 棄却 | 三小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)四〇八六 | 臨時物資需給調整法違反 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)四〇九七 | 業務上横領 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)四一〇七 | 詐欺 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)四一六八 | 横領、窃盗 | 棄却 | 三小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)四一八六 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)四二〇七 | 賍物故買 | 棄却 | 三小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)四二四四 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)四二九五 | 賍物故買 | 棄却 | 二小 | | | | | |
| 一二月二五日 | 昭和二八年(あ)四三一二 | 窃盗 | 棄却 | 二小 | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 業務上横領 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四三一五 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 森林法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四三二八 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 麻薬取締法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四三三一 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 公職選挙法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四三三七 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 公職選挙法違反 | 棄却 | 三小 | 昭和二八年(あ)四三三八 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 公職選挙法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四三四五 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 公職選挙法違反 | 棄却 | 三小 | 昭和二八年(あ)四三四六 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 賍物故買 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四三四八 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 常習累犯窃盗 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四三五三 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 賍物故買 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四三五八 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 窃盗、傷害 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四三六六 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 強盗 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四三八五 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 賍物故買 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四三九九 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 公職選挙法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四四〇二 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 窃盗 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四四二四 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 賍物故買、公文書偽造 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四四三一 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |



| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 窃盗 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四四三六 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 窃盗 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四四四三 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 関税法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四四四七 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 職業安定法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四四五〇 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 窃盗 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四四五二 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 詐欺 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四四五五 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 公職選挙法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四四五六 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 食糧管理法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四四八二 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 横領 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四七五三 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 窃盗 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四七七五 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 騒擾、勢等被告事件につきなした異議却下決定に対する特別抗告 | 棄却 | 一小 | 昭和二八年(し)七六 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | ○ |
| 窃盗被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立 | 棄却 | 三小 | 昭和二八年(す)六〇八 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 傷害被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立 | 棄却 | 三小 | 昭和二八年(す)六一六 | 一二月二五日 | 一二月二五日 | |
| 詐欺、有価証券偽造行使 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(あ)六四九八 | 一二月二六日 | 一二月二六日 | ○ |
| 公職選挙法違反 | 棄却 | 二小 | 昭和二八年(あ)四三八三 | 一二月二六日 | 一二月二六日 | |
| 窃盗被告事件並びに背任被告事件の各刑の執行猶予言渡取消決定の抗告事件につきなした決定に対する特別抗告 | 棄却 | 二小 | 昭和二七年(し)二六 | 一二月二六日 | 一二月二六日 | ○ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ○ | | | |
| 一二月二六日 | 昭和二七年(し) | 六九 | 傷害致死被告事件に関する控訴棄却の決定につきなした異議棄却の決定に対する特別抗告 |
| 一二月二六日 | 昭和二八年(す) | 六一九 | 強盗傷人被告事件につきなした上告棄却の決定に対する抗告 |



| | | |
|---|---|---|
| 棄却 | 一小 | 六九三 |
| 棄却 | 一小 | |

昭和二七年(あ)第一二六〇号

決定

本籍　三重県員弁郡中里村大字　内二四番地
住居　名古屋市中村区牛田通り三丁目九番地
洋服仕立業
藤井義雄
明治三七年二月一九日生

本籍並びに住居　名古屋市中村区中島町三丁目二九番地
会社員
大島俊明
明治四三年九月二三日生

右被告人藤井義雄に対する窃盗、同大島俊明に対する窃盗、賍物故買、各被告事件について昭和二七年二月一二日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件各上告を棄却する。

理由

被告人藤井義雄の弁護人宮崎厳雄の上告趣意は事実誤認、量刑不当の主張であり、被告人大島俊明の弁護人鈴木貢の上告趣意一、は判例違反をいうが、その実所論は独自の見解のもとに原審判断を解釈し、名を判例違反に藉り単なる訴訟法違反

昭和二八年一二月一九日決定　昭和二七年(あ)第一二六〇号

昭和二八年一二月一九日決定　昭和二七年(あ)第一二六〇号

の主張をするに帰し、同二、は単なる訴訟法違反の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。（弁護人鈴木貢所論一、摘示の原判示が「原判決は証拠の標目を掲記する際誤つて右の被害届を遺脱したものと判断される」としたのは相当でないが、一審判決挙示の証人藤尾玉次郎同谷田譲の供述等により所論判示事実はこれを認めるに足りる本件においては、結局「証拠によらずして事実を認定した違法はない」旨判示して一審判決を維持した原判決は正当というべきである。）

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年一二月一九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎



昭和二七年(あ)第一二六〇号

弁護人宮崎巖雄の上告趣意

第一、原審裁判所は、被告人が(一)昭和二十一年二月上旬千種区田代町蝮ヶ池高見連区町内会事務所に於て真綿二二〆を加藤政男と共謀して窃取した事実、(二)同年二月二十七日同区田代町蝮ヶ池一〇八小塚金之助方に於て女向コート一枚、外衣類二十二点を前記同人と共謀して窃取した事実につき証拠に依らずして犯罪事実を認定した違法あるものとして控訴したのに対し、理由がないとして棄却の判決を言渡したが、検察官が挙示した証拠によつては被告人が加藤政男と共謀したことを並びに、その謀議に基いて犯行を実行したことを認むることが困難であるのに之を棄却したのは重大なる事実の誤認があるもので、判決の結果に影響を及ぼすべきものと思料する。従つて右は刑事訴訟法第四百十一条により上告適法な理由と考える。

被告人　藤井義雄

第二、原審の判決は刑の量定が甚しく不当であると考える。被告人の犯罪は昭和二十一年二月上旬から同年十二月迄の間及び昭和二十三年五月の犯行であつて、其の後は全然犯行を敢行していない。現在一家の中心として真に更生の生活をしている今に於て之を厳罰するに於ては、却つて刑の目的を達するに困難である。然るに原判決は一年二ヶ月の懲役を言渡したのは刑の量定が甚だしく不相当と考える。

以上の理由により上告申立てた次第で相当の御裁判を仰ぐものであります。

以上

昭和二七年(あ)第一二六〇号

被告人大島俊明

弁護人鈴木貢の上告趣意

一、原判決は最高裁判所の判例と相反する判断をしている。

本件第一審判決は被告人大島俊明に対する窃盗、賍物故買、藤井義雄に対する窃盗、驚津盛行に対する窃盗、賍物寄蔵、驚津光秋に対する賍物寄蔵各被告事件につき「犯罪事実」として、

『一、藤尾玉次郎および被告人藤井に対する昭和二十五年十月九日付追起訴状(一)犯罪事実明細表1乃至11、13、14、16と、8の被害品欄「三台」は「二台」と夫々訂正する)(但し2の被害品欄「二十三点」は「二十二点」と、6の共犯者欄「伊藤」は「佐藤」と、7の同欄伊藤は「加納」

一、被告人藤井に対する同年七月十四日付起訴状

一、被告人大島に対する同年十一月二日付起訴状(但し同起訴状末尾添付犯罪事実一覧表中(10)の被害者欄「中島主乃」は「中島きの」と、(11)の被害者欄を「副田鍬吉、坪井兼次郎」と、(18)の売却人欄「藤井」を「藤尾」と夫々訂正する)

一、被告人驚津盛行に対する同年十月二十一日付起訴状(但し同起訴状中犯罪事実明細表(2)の預入日時を「同月二十日」と訂正)

一、被告人驚津光秋に対する同年十一月十五日付起訴状各記載の公訴事実の通り』

と判示し、どの被告人に対し、いかなる犯罪事実を裁判所が認定したのであるか判文上知り得ざるのみならず、特に「証拠」としては「一、被告人四名の当公廷に於ける供述」外四十数個の標目を漫然と羅列しているにすぎぬ。

そこで被告人は、原審において、控訴趣意第一点(1)として、最高裁判所昭和二五年(あ)第一〇六八号事件につき同年九月一九日第三小法廷において言渡された判例を引用して、数個の犯罪事実について数多の証拠の標目を一括して掲げて説明しても判文と記録とを照らし合せて見て、どの証拠でどの事実を認めたかが明白であれば違法といえぬかも知れないが、本件の如く共犯関係もない数人の而も相互に関連性すらない数十個の犯罪事実（共同被告人四名に共通関連性あるものは一もなく、一部被告人間に関連性のあるもの僅かに数個存するのみ）を認定した証拠説明として漫然と四十数個の証拠の標目を一括羅列するのでは判文（こゝでは判示された証拠の標目と解すべきである）と記録とを照らし合せて、どの証拠で、どの事実を認めたかが明白であるとは言えない。従つて第一審判決は刑訴法第三三五条第一項の規定に違反し、理由不備の違法があると主張したのである。

しかるに原判決は「本件のように被告人数名がありその犯罪も多数に上るときは、これが証拠説示に当つてはどの証拠でどの事実を認めたかを明らかにする必要はあるが、必ずしも各犯罪事実毎に個別的にこれを認めた証拠の標目を示さなければならないわけではない……いま、原判決挙示の証拠について判文と記録とを照らし合せて見るに煩雑ではあるけれども、原判示事実に対する証拠はこれを抽出摘示できないわけではない。してみれば原判決の証拠説示は稍不親切の譏は免れぬとしても、これを以て理由（証拠説明）不備の違法があるとすることは妥当でない。されば論旨は理由がない」として被告人の主張を排斥したのである。そして被告人が原審において控訴趣意第一点(3)として、昭和二十五年十一月二日附起訴状公訴事実第一の被告人が「藤尾玉次郎、谷田護と共謀の上……吉田甚一方に於て、同人所有の国有綿十六番手紐八貫四百匁外織物二点位を窃取した」事実につき右吉田甚一所有の判示品目数量窃取の証拠説明を欠除している（第一審判決掲記の証拠では認定できない）。即ち証拠によらずして犯罪事実を認定した違法がある旨主張したのに対し原判決が「……起訴状第一の窃盗事実に対する挙示の証拠（註、それが何であるか判らぬ）を検討するに、その窃取した物件の





品目数量についての証明は十分でない」と認めながら、「しかしながら記録を調査すれば原審第十一回公判において検察官から右事実の被害者吉田甚一の盗難被害届の証拠調請求があり適法にその取り調が実施されたことが明らかであつて、同被害届によれば被害物件が原判示の通りであることが窺われる。按ずるに原判決は証拠の標目を掲記する際誤つて右の被害届を遺脱したものと判断される。されば所論の証拠によらずして事実を認定した違法があると断ずることは妥当ではない。論旨は採用することができない」として被告人の主張を排斥したことを合せ考えると、原審は、「証拠の標目」が判決に掲げられていなくとも「犯罪事実」と記録とを照らし合せて見てそれらしい証拠が記録中で判れば十分であるとの見解を採るものと断ぜざるを得ないのであつて、原審の刑訴法第三三五条第一項に関する判断を是認するならば東京高等裁判所が同庁昭和二四年(を)第一〇三一号事件の判決において『斯くの如き証拠説示は本件記録によりこれを認めるというと大差なき結果となり「証拠の標目を示せ」とある法意が没却せられる』ことになり、結局原判決は前掲最高裁判所昭和二五年(あ)第一〇六八号同年九月一九日第三小法廷言渡し判例と相反する判断をしているものと断ぜざるを得ない。

蓋し、原判決は、窃盗事実の証拠の標目として吉田甚一の盗難被害届を第一審判決が誤つて掲記を遺脱したものと判断されるといつているが、それは専恣なる独断である。第一審第十一回公判の際、検察官の取調請求をしたのは吉田甚一の盗難被害届の謄本（記録に編綴されているもの自体）であるが、その記載内容には文字の不明なものがあつて到底その内容特に被害品目を正確に知り得ざるのみでなく、織物二点位というような被害についても記載されておらぬので、第一審においては証明力なきものと判断して証拠に採らなかつたというのが真相であると信ぜられるのである。

刑訴法第三三五条第一項が裁判官の労力の軽減、能率増進を所期する趣旨をも含めて旧刑訴法第三六〇条第一項を改正されたものであることはもちろんであるが、所詮証拠裁判主義の履践を明らかにし同規定の適正なる運用は一面被告人及

その他の訴訟関係人をして裁判の公正を納得せしめ、他面裁判の威信保持上最も大切なことであるから、決して放漫なる運用に堕してはならないのである。

二、仮に右一の論旨が理由なしとせらるゝも、前に記述したように第一審判決は四名の共同被告人中どの被告人に対しいかなる犯罪事実を認定したのか判文上不明確であるばかりでなく被告人大島俊明に対して昭和二十五年十一月二日附起訴状公訴事実第一の窃盗の事実を認定したとしても被害者及被害品目、数量についての確証を示さず、いずれにしても第一審判決には理由不備若しくは判決に影響を及ぼすこと明らかな訴訟手続上の法令違反があり（最高裁判所昭和二二年(れ)第三一二号同二三年三月四日第一小法廷判決参照）、被告人は原審においてこれを指摘したのであるが、被告人の控訴を理由なきものとした原判決には、判決に影響を及ぼすべき法令の違反があるものというべく、而もそは刑訴法第四一一条第一号に該当するものと思料されるので職権を以て御調査の上、原判決破棄の御裁判相成るべきものと思料する。

以　上



昭和二七年(あ)第二九八〇号

決　定

本　籍　岡山県津山市椿高下一〇一番地
住　居　京都府船井郡須知町蒲生野上平尾家畜市場内
職　無

本　籍　広島県佐伯郡大柿町柿浦一六六七番地
住　居　神戸市長田区長楽町三丁目三九番地
古物商

奥　田　権　太　郎
大正二年一一月三〇日生

右中村正尚に対する窃盗、奥田権太郎に対する賍物故買各被告事件について、昭和二七年二月二九日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し、各被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用中被告人中村正尚に関する部分は同被告人の負担とする。

理　由

昭和二八年一二月一九日決定　　昭和二七年(あ)第二九八〇号

昭和二八年一二月一九日決定　昭和二七年(あ)第二九八〇号

被告人中村正尚の弁護人和田正平の上告趣意第一点及び第三点について。

所論は第一審判決の法令違反を主張するもので刑訴四〇五条所定の適法な上告理由にあたらない。（所論第一審判決の「三浦芳夫提出の盗難被害始末書七通及盗難被害並点検始末書一通」とあるのは三浦秀夫提出の盗難被害始末書六通及盗難被害並点検始末書二通の誤記であることは記録上明かであるから第一審判決に所論のような違法はない）。

同第二点について。

所論は量刑不当の主張であるから適法の上告理由にあたらない。

被告人奥田権太郎の弁護人津川友一の上告趣意第一点について。

記録によると被告人の住居は神戸市長田区長楽町三丁目三九であるが、原審は控訴趣意書提出最終日の通知をするにあたり通知書に被告人の住居を神戸市長田区神楽町三丁目三九と表示して郵便送達をした通知書を昭和二六年一一月二一日書留郵便に付して送達したが同通知書も被告人に到達しなかつたことが判るのである。そして右の如く被告人の住居でない所を表示して郵便に付する送達をした場合には送達はその効力を生じないから原審は結局控訴申立人なる被告人に対しては控訴趣意書提出最終日の通知をしなかつたこととなり、刑訴規則二三六条に違反したものといわなければならない。しかし記録によると被告人は昭和二六年一〇月一七日原審に対し控訴の申立をすると同時に弁護人津川友一を選任しその届出をしているのであり、原審は本件控訴趣意書最終日の通知書を右弁護人に送達してあり、同弁護人は期間内に控訴趣意書を提出し昭和二七年二月二二日の原審公判期日に出頭し右控訴趣意書に基いて弁論しており、前記被告人に対する送達の違法については何等の異議を述べずに弁論を終結しているのであるから、右違法は判決に影響を及ぼすべきものとは認められないのであり、従つて刑訴四一一条を適用すべき場合に当らない。

論旨は憲法違反を云為するがその実質は単なる法令違反の主張に帰するから適法な上告理由として採用することはできない。

同第二点について。

原判決に津田友一とあるのは津川友一の誤記であることは明白であるから、原判決には論旨(1)主張の如き違法なく、また論旨(2)は違憲をいうがその実質は量刑不当の主張であつて適法の上告理由にあたらない。

また本件につき刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴四一四条、三八六条一項三号、一八一条により全裁判官一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年一二月一九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二七年(あ)第二九八〇号

弁護人和田正平の上告趣意

第一点　原判決の是認した一審判決を見るに同判決は「三浦芳夫提出の盗難被害始末書七通及盗難被害並点検始末書一通」を証據として「被告人中村、同福所は別紙犯罪一覧表記載の通り共謀又は單独で夫々八回に他人の財物を窃取し」と判定し被告人中村に懲役一年六月の刑を言渡して居るか之は左の理由により違法不當の判決であるから、之を是認した原判決も亦違法不當の判決と言うべきである。

(1)　記錄を探査しても三浦芳夫の盗難被害始末書や盗難被害並点檢始末書などは一通も無い。さすれば一審判決は虚無の證據を採て罪を斷じ刑を科した違法不當の判決である。だから此の違法不當の判決を是認して被告人を懲役一年六月に處した原判決の違法なるや勿論である。

(2)　記錄によれば三浦秀夫の盗難被害始末書等はあるから或は三浦芳夫は三浦秀夫の誤記かも知れない。然し三浦秀夫の盗難被害始末書は六通で判決記載のように七通では無い。さすれば、右判決は全然存せない一通を加え七通として罪を認定して居るから之亦虚無の證據を以て被告人の罪を斷じた違法不當存するものと言わねばならぬ。

(3)　或は言わん、本件控訴趣意書には右の点につき何等言及して居ないから敢て審理するの要なしと。然れども法は社会生活の規範であり其適用の正確は秩序維持の基本であると共に人權擁護の根本でもある。殊に罪を斷じ刑を科せんとする裁判に於ては寸毫の違法も許すべきでは無い。若し虚無の證據を以て罪を斷じ自由に刑を科する事を許すことせば專制時代の紊問專斷の刑事手續と化し新刑事訴訟法制定の趣旨は全然沒却せらるることなり法の威信、裁判の信賴は全く地に墮ち国民は眞に不安、遂には無秩序の狀態に至るの危機を招來するやも知れない重大事を惹起する虞がある。元來裁

被告人　中村正尚

判は畢竟人間のする事だから絶對に誤が無いとは謂えない。そこで上訴の制を設け國権の作用としての裁判の権威を尊重しつつ其の誤りを救濟して居るのである。刑事訴訟法第三九二条第二項の制定の如き其の最大なるものと言えよう。本件の如き記錄上何人が見ても至極明瞭なる虚無の証據を以て罪を斷じ刑を科した判決を見逃がし、其違法の判決を其の儘是認して被告人を處刑するが如きは單に其の違反が判決に影響を及ぼす事が明かであるばかりでは無く眞に裁判の威信、法の権威を失墜す違法不當の甚しきもので必らず是正せなければならぬものと言わねばならぬからである。

第二点　原判決は刑の量定が違法不當である。

(1)　第一点に於て論述したように一審判決は虚無の証據を以て被告人の罪を斷じ懲役一年六月の刑を科して居るのであるが、若し虚無の証據を採らなかつたなら被告人の罪を斷ずる事は出來ぬ筈である。仮りに出來たとしても刑の量定に変更あるべきは當然の事と謂わねばならぬ。殊に一審判決の刑の適用を見ると「刑法第二三五条、第六〇条、第四五条、第四七条、第十条、第十四条（何れも最終に犯した窃盗が犯狀最も重いと認める」と判決して居る。然して其の最終の窃盗が七月十日の窃盗である事は犯罪一覽表により明かなところである。然るにその所謂最終の窃盗は前記虚無の証據たる三浦芳夫の盗難被告始末書を採つて判定した事も明瞭であるから此の三浦芳夫の盗難被害始末書が無いとせば、被告人の罪が認められないか、仮りに認められたとしても刑の量定に変更のあるべきは當然の事であるのに、原判決は各刑の量定は不當と認められないと判決して居るからである。

(2)　被告人は病身の母、無職の父及弟妹五人の生活を保持養育せなければならぬ責任ある身であり、又目下改心悔悟し眞面目に川崎造船所に勤務し労働に従事して居り、決して再び罪を犯すものでないからである。

第三点　第一点に於て論述した様に被告人を處罰した前記判決が誤つた証據方法、即ち虚無の証據を以て被告人の窃盗を斷じ懲役一年六月に處した事實は記錄上至極明瞭である。されば仮令第一、第二の上告趣意がたたぬとしても斯かる誤まつた証據により罪を斷ずるは何と言つても違法不當で裁判の神聖を汚し法の権威を失墜し国民の信を失い、引いては公序良俗をも害する結果を招來するものであるから、判然せないときなら知らぬこと、此の様に記錄上明かとなつた以上は、最高裁判所は須らく刑事訴訟法第四百十一条制定の精神を尊重遵守し、之を救濟是正し、現在は勿論万年の末に至りても恥じ無き公正神聖なる判決として存せしむるこそ其の職責と言うべきであるから必ず是正すべきである。

以　上

昭和二七年(あ)第二九八〇号

弁護人津川友一の上告趣意

第一点　記録によれば被告人に對する控訴趣意書提出最終日通知は郵便送達報告書（一五八丁）及送達報告書（一五九丁）によれば該通知書は被告人に不送達となつていることが認められる。その原因を記錄により調査すると裁判所の手落により被告人の住所が神戸市長田區長樂町三丁目三十九であるべきを（起訴狀身上調査書）同市同區神樂町三丁目三十九と誤認し之の誤りたる住所に送達したる爲、被告人に不送達となりたることが認められる。從而被告人の控訴趣意書は提出せられていない。

本件には弁護人が選任せられていて弁護人の提出したる控訴趣意書によつて審理せられているものであるが、然し弁護人に控訴趣意書提出の機会を與へればその弁護人は被告人と當然私的に連絡するであらうから被告人には直接その機会を與へる必要はないと結論することは出來ない。訴訟法上被告人と弁護人とは各別々に取扱はれていても之等両者が共同して又はその一方にて足ると言ふ規定はないからである。

刑事訴訟法第三七六条に於ても「控訴申立人は……控訴趣意書を差出さなければならない」と規定せられているのも、控訴申立人たる被告人には必ず控訴趣意書提出の機会を與へなければならないことを規定したものと言はなければならない。又被告人に弁護人の選任あるときは之を省略することが出來ると言ふ規定もない。

之は勿論憲法が基本的人權を尊重保証する當然の歸結と言うべきである。

本件にありては被告人に控訴趣意書提出の機会を被告人の責任によらず裁判所の過失によりて之を與へなかつたものである。之は正しく憲法の保証する基本的人種を無視するもので從而原判決は憲法違反により破棄すべきものと信ずる。

被告人　奥田權太郎

第二点

(1) 第二審の判決の理由を見れば「弁護人小野久吉、津田友一各提出の控訴趣意書記載の通りであるから之を引用する」とあるが、記録の中には弁護人津田友一なるものはない。故に本判決はその採証を誤りたものと言うべく、従而判決に影響を及ぼすべき法令の違反があることゝ言はなければならない。

(2) 本件は量刑が著しく不當であるとの理由で控訴したものであるが（控訴趣意書）同控訴趣意書記載の通り本件犯行の動機、方法、情状等を見るときは控訴審に於て之を認容しなかつたのは不當であると言はなければならない。量刑の著しき不當、引いては殘虐なる刑は憲法の禁止する處であつて、此の点憲法違反になると言はなければならない。

上述の(1)(2)は原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められ、且つ(2)は憲法にも違反するの惧がある。と信んずるので此の点に於て原判決は破棄せられるべきものと信んずる。

以上



昭和二七年(あ)第四〇八二号

決定

本籍並びに住居　松江市西津田町一五二番地
日傭労働
広吉忠吉
明治四四年九月一日生

右に対する窃盗被告事件について昭和二七年六月一八日広島高等裁判所松江支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

弁護人岡林辰雄の上告趣意第一点は、控訴趣意として主張されず従つて原審の判断を経ていない事由であるから適法の上告理由とならない。（検察庁法三六条の規定により検察官の事務を取り扱うことのできる検察事務官の公訴の提起が無效のものでないことは既に当裁判所の判例（昭和二七年(あ)第七九六号、昭和二八年七月一四日第三小法廷決定参照）とするところであるから本件第一審において検察官の事務を取り扱うことのできる検察事務官が第一審の公判に出席し、起訴状の朗読をすることもともとより適法であるといわなければならない）。第二点は量刑不当の主張であり刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

昭和二八年一二月一九日決定　昭和二七年(あ)第四〇八二号

昭和二八年一二月一九日決定　昭和二七年(あ)第四〇八二号　二

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年一二月一九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜　山　精　一

裁判官　栗　山　茂

裁判官　小　谷　勝　重

裁判官　藤　田　八　郎

裁判官　谷　村　唯　一　郎



昭和二七年(あ)第四〇八二号

被告人　広　吉　忠　吉

弁護人岡林辰雄の上告趣意

第一点　原判決は憲法第三一条に違反する。

(一)　憲法は「法律の定める手続によらなければ」刑罰を科せられない旨を定めている。

(1)　これに従い刑事訴訟法は、公判廷に「検察官が出席」しなければならないこと（二八二条二項）、「起訴状朗読」（二九一条一項）その他（二九七条、二九八条等等）の行為は検察官がなすべきこと等を定めている。

(2)　即ち「法律の定める手続」としては刑事について、公訴を行うものは検察官以外にはないのである。（検察庁法第四条）

(二)　然るに原判決の支持する第一審判決はこの手続を経ていない。即ちその第一回及び第二回公判期日には検察官は出席しないで起訴状の朗読も「検察事務官大坪虎雄」がやつている。（十丁）

(三)　たとい右検察事務官大坪虎雄が「検察官の事務を取扱う」検察事務官（検察庁法三六条）であつたとしても、公訴を行う検察官の行為を無制限に許されるべきものではないからである。けだし検察事務官になるのには検察官になるための資格要件（検察庁法一八条及び一九条）を全く必要としない。だから「法務総裁」が「必要と認める」だけでこの資格要件を完全に無視するようなことは区検察庁の範囲でも許されるべきではない。何故なら「公訴を行う」という検察官に固有な性質の事務はその属する庁の如何によつて区別さるべきものでないからである。検察官は「刑事事件につき公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障を全うしつつ」（刑事訴訟法一条）公訴を行わなければならないのであり、そのためにこそ、それを行うに足る資格要件が定め

られているのであつて「法務総裁」の専断を許さない。もとより検察事務官は「捜査」については「検事を補佐し又はその指揮を受けて」これを行いうるのであり（検察庁法二七条、刑事訴訟法一九一条、二〇二条、二一〇条、二一四条、二二〇条、二二一条等々）、かかる捜査については「法務総裁」の命によりはじめて独立に（即ち「検事を補佐し又はその指揮を受けて」でなくても）「検察官の事務」を取扱うことができるが、その事務の範囲は性質上、もとよりかかる捜査にのみ限らるべきである。

(四) 故に第一審判決は憲法第三一条に違反し、この第一審判決を支持した原判決を破棄しないかぎり被告人は憲法に違反する手続によつて刑罰を科せられることになる。

第二点　原判決は量刑が甚しく不当であつてこれを破棄しなければ著しく正義に反すると認められる。

(一) 証拠によれば本件公訴事実第一の罪は自首（刑法42条）又は中止未遂（刑法43条但書）に準ずべき情状にある。即ち一たん盗んで家に持ち帰つたけれども「悪い事だと思い」「家を出て戻して自分の家に帰るところを捕まつた」（第二回公判調書被告人の供述一七丁）ものである。だからこそ盗品は「被害者多胡仲市方前」で発見されたのであり（二五丁領置調書）、また盗難被害届書（二二丁）に「捜索の模様不明」とあることは、盗品を戻したときにはまだ窃盗が誰にも知られず捜索されていなかつたことをしめすものである。

(二) 窃盗行為を誰にも気ずかれない前に「悪い事だと思いすぐその足で」戻して来たのである（一七丁）。その犯意に関しては、中止未遂と同一の心理状態にあるものと見るべきではあるまいか。若し中止未遂でないとしても、逮捕されたのは盗んだ品を戻しに行つた帰り道である。すくなくとも首服したものと見るべきであろう。（刑法42条二項）

(三) 第一審判決はかかる事情を全く無視したのであるから量刑が甚しく不当であり、それを支持した原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められる。

以　上



昭和二七年(し)第一三号

決　定

東京都南多摩郡多摩村関戸八二番地

抗告人(被告人)　土　方　　恒

右代理人弁護士　元　林　義　治

被告人土方恒に対する銃砲等所持禁止令違反、強盗幇助被告事件につき東京高等裁判所が昭和二七年一月二一日なした上訴権回復請求棄却、上告申立棄却の決定に対し、抗告人から特別抗告の申立があつたが、刑訴四三三条による特別抗告は刑訴法により不服を申し立てることができない決定等に対してのみなし得るものであるところ、原決定については本来刑訴三六四条、四一四条、三七五条により即時抗告をなすことが許さるべき決定であり、刑訴四二八条により原決定をなした高等裁判所に異議の申立をなすことができるものであるから、原決定に対し異議申立の手続を経ないで特別抗告をなすことは許されない。（なお本件抗告申立を異議申立として取扱うことを考慮するとしても、本件申立は刑訴四二八条三項、四二二条の所定期間経過後になされたものであつて、異議の申立としても不適法たるを免れない。）

よつて刑訴四三四条、四二六条により裁判官全員一致の意見で左のとおり決定する。

本件抗告を棄却する。

昭和二八年一二月一九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜　山　精　一

裁判官　栗　山　茂

昭和二八年一二月一九日決定　昭和二七年(し)第一三号

裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎

二



昭和二七年(し)第一三号

弁護人元林義治の特別抗告申立

抗告の趣旨

被告人　土方恒

一、決定の理由中に記載された通り第一回の公判に出廷した岩田弁護人が第二回公判期日（判決言渡）の指定を誤聞したことは同弁護人の責に帰すべきことは争はない然し(イ)原決定がこの弁護人の誤聞に因る責を被告人自らも負ふべき筋合となしてゐる点は論理が明白を欠き申立人はその理由を解し得られないが原決定を或は弁護人は刑事訴訟法第三百六十二条（以下例へば法三六二と略称する）に所謂代人に該当するから代人の責に帰すべき事由に該当すると云ふ趣旨と解すれば特別上告の申立を委任されたことのない原審弁護人を代人と解釈することが誤謬であり或は原決定を弁護人を代理人として代理人の作為又は不作為或は過失効果は本人たる被告人に及ぶといふ趣旨に解すれば弁護人を代理人と解することが誤謬である又(ロ)原決定が申立人の上訴期間徒過の理由として第二回公判期日に召喚を受けなかつたから判決言渡の期日を知らなかつたのだと言ふ主張に対し第一回の公判期日に適式に呼出を受けた被告人はその期日に出頭しなかつた場合召喚を受けなくとも爾後の公判期日を自らの方法によつて探知する義務があつて裁判所が第二回以後の公判期日に被告人を召喚する義務なしと断じたことも誤謬である。

二、弁護人は法三六二に所謂代人ではなく又弁護人は代理人ではないその論拠は(イ)法が条章を区別するに際し代理人は第三章訴訟能力の部に規定し弁護人は法第四章弁護及補佐の部に規定した点から立法者が代理人と弁護人とを明かに区別したものと解すべきであり(ロ)弁護人は被告人の援助者であつてその利益を防衛する権限を有しても被告人に代つて義務を負担すべきものでない(ハ)弁護人は被告人から独立して訴訟行為を為す権限を有し（法四一）被告人が為すことの出来ない訴訟行為も為



一

すことが出来（法四〇、一七〇、一八〇Ⅰ、四一四）更に被告人の意思に反しても訴訟行為を為すことが出来（八二Ⅱ、八七、八八、九一、一七九Ⅰ、二七六、二九八Ⅰ、三〇九Ⅰ―Ⅱ）ことや被告人の意思に依らず裁判所や法定代理人等が弁護人を選任することが出来る（法二八九Ⅱ、二九〇）等の点から弁護人の作為不作為過失の責の一切の効果を被告人に帰せしめることが出来る代人又は代理人と解することは出来ない随つて誤ある本件の如く上告に付て特別の委任を受けた事情のない原審の弁護人が公判期日を誤聞した過失に付て法三六二の代人の過失に該るものでと為し或は原審の弁護人を被告人の一切の代理権を有する代理人と解しその過失を当然本人たる被告人に帰責すべきであると為すが如き原決定は刑事訴訟法の解釈を誤つたものである。

三、原判決が控訴審に於ては被告人に対しては第一回公判期日に適法な呼出を為せば足り爾後の公判期日に召喚する必要なく被告人が自ら之を知る義務あるものなりと何の論拠もなく判断を下したことも亦違法である。勿論法三九〇に被告人が控訴公判に出頭する義務のないことを規定してゐるが之は法二八四本文、二八五と同様に被告人が出頭せねば公判が開けないといふ法二八六の例外の規定であつて控訴審に於いて被告人を召喚する必要のない趣旨でない。之を第二回以後の公判期日に被告人を召喚する必要なしといふ論拠とすれば更に第一回公判期日も亦召喚の必要なしと云ふ論拠ともならん然し法四〇八には上告審には被告人を召喚する必要なしと明かに規定する点から見ると控訴審に何等特別の規定なき現行法に於ては法四〇四、二七三に則り公判期日には必ず被告人を召喚すべきものと為したものである随つて原決定が控訴審に於ては被告人の召喚は第一回公判期日のみで足り之に不出頭の被告人は自ら爾後の公判期日を知るの義務があると断じたことは法四〇四、二七三に違反するものである。且つ斯る義務を法律上何の根拠もなく断定したことは刑事訴訟では凡て被告人の利益に解することあつても不利益に拡張類推解釈をしてはならないといふことが不利益変更禁止と同様の大原則である精神に反するものである。





四、以上の如く本件控訴審に於て弁護人の過失を被告人に帰責して上訴権回復の請求を棄却したことも刑事訴訟手続を誤つたものであり、第二回公判期日に被告人を召喚しなかつた為め被告人は判決言渡の期日を知らず随つて上訴期間を徒過したもので被告人の責に帰することの出来ない事由によつて上告期間を徒過したものであるにも拘らず第二回以後の公判期日に被告人を召喚する必要なく被告人は自ら之を知る義務があるものとして上訴権回復の請求を認めなかつた原決定は法律に定める手続によらずして被告人に刑罰を科することを是認したもので之は明かに憲法第三十一条に違反するものであるから何卒原決定を取消し申立人の上訴権回復の請求を許し併せて上告の申立を受理され度い、本並弁護人から特別抗告の申立をする。

以上

昭和二七年(ケ)第二号

# 決　定

請求並びに申立人　土　方　恒

右の者に対する銃砲等所持禁止令違反、強盗幇助被告事件について当裁判所が控訴棄却の判決を言渡したについて請求並びに申立人から上訴権回復の請求があつたので当裁判所は次のように決定する。

## 主　文

本件上訴権回復の請求並びに上告の申立をいずれも棄却する。

## 理　由

本件請求の理由は

第一、公判期日に出頭した弁護人岩田満夫が公判廷に於て判決の言渡期日を昭和二十六年十二月十六日午後一時に聞き被告人は同弁護人が其の直後に於て其旨通知を受けたもので被告人も弁護人も判決が十二月十六日に言渡されるものと信じ十一月十六日には裁判所へ出頭しなかつたのである。他に弁護人並被告人に於て負ふべき責はないから上訴の申立を受理されれ度い。

第二、被告人は判決言渡の期日通知を裁判所から受けていない為め上訴期間を徒過したのである。

一、十一月二日午前十時に第一回公判を開く旨の通知を受けたが差支の為め出頭出来なかつた弁護人岩田満夫のみ出頭したのである前項記載の通り十二月十六日午後一時に判決を言渡すとの通知を受けたが裁判所から何等の通知を受けなかつた為め十一月十六日午後一時に判決を言渡されたことを知らなかつたのである。

二、控訴審に於ては被告人に出頭義務はない（刑訴三九〇）然し之は裁判所が被告人に公判期日の通知する必要がないと

いう趣旨ではない寧ろ刑訴法第二条に規定する第一の手続を踏むべきことを規定し（刑法四〇四）てゐるのであるから刑訴法第二七三条に依つて公判期日を被告人に通知するか召喚する必要があるのである。

三、第一審手続に於ても被告人が出頭することを要しない場合（刑訴二八四、二八五）があつても裁判所が被告人を召喚する（刑訴二七三）必要なしといふ規定はなく必ず被告人を召喚すべきものであり実際の手続も斯くしてゐる、又控訴審に於ても第一回公判期日には必ず召喚してゐる実際に徴しても毎公判期日には裁判所が被告人に期日の通知を為すべきである之を為さないことは違法である。

四、又刑訴法第二八五条第一項に被告人の出頭が其の権利の保護の為め重要でないと認めえられる場合に限り被告人に出頭しないことを許してよいと規定してある法意から押して考へても上告期間の始期という被告人も最も重大な事実を知らしめるといふ権利の保護の為めには必ずや公判期日に不出頭であつた被告人に判決言渡の期日を裁判所が通知せねばならないことは充分に解釈出来る。

然るに貴庁は本件被告人に判決言渡の期日を通知していない之が為め被告人は弁護人の通知した十二月十六日午後一時のみを信じていたのであつて之が為め上告の期間を徒過したものである。

右の事由によつて特別御詮議の上訴権を御認め賜はつて別紙上告申立書を受理されたい。

と謂うにある。

按ずるに本件控訴審たる当裁判所の第一回公判期日たる昭和二六年一一月二日午前十時に被告人（請求人）土方恒が適式の呼出を受けながら出頭しなかつたこと並びに同期日に主任弁護人岩田満夫が出頭したこと及び同公廷に於いて裁判長が本件の判決宣告期日を昭和二六年一一月一六日午後一時と指定してこれを右弁護人等訴訟関係人に告知したことは記録に依つて明白である。而して所論の様に右弁護人が右宣告期日を昭和二六年一二月十六日と聞きたること並びに請求人が





其の直後右弁護人より右期日の日時の通知を受けたことについては請求人において疎明するところがないからこれを認め得ないけれども、仮りに右弁護人に右の事実がありとすればそれは明かに同人の聞き違であつて請求人が本件の上訴提起期間内に上訴をすることができなかつたことについては右弁護人にその責があると謂はなければならない。而して請求人は右第一回公判期日に適式の呼出をうけているから、たとえその期間に出頭しなかつたとはいえ、其の後の公判期日はこれを知るべき義務がある。而して仮りに被告人が所論の様に右弁護人よりその誤聞したる第二回公判期日を聞知したりとしても、その他の方法によつて右第二回公判期日を正確に認知しなかつた被告人としては右弁護人の誤聞に因る責をみずからも負うべき筋合となると謂うべきである。而して右弁護人は刑訴法第三六二条に所謂代人に属するものと解するを相当とするから、本件においては請求人又はその代人の責に帰することのできない事由によつて上告の提起期間内に上告することができなかつたものと認めることができない。従つて本件請求は理由がなく、またそれと同時になされた上告の申立も理由がないことになる。

仍つて右請求並びに申立はいずれも、棄却すべきものとし主文の通り決定する。

昭和二七年一月二一日

東京高等裁判所第一一刑事部

裁判長判事　佐伯顕二

判事　久礼田益喜

判事　武田軍治

昭和二八年(き)第一二号

決　　定

本　　籍　福岡県三潴郡安武村大字安武本五八六番地の二
住　　居　長崎県諫早市金谷町六四九番地（府中刑務所在所中）
申立人　野　口　融

右の者に対する昭和二七年(あ)第五三四八号有価証券偽造、同行使詐欺、殺人、死体遺棄被告事件について、当裁判所が昭和二八年三月二〇日言渡した上告棄却の判決に対し、同人から再審請求の申立があつたので、当裁判所は検察官及び再審請求人の意見をきき次のように決定する。

主　　文

本件再審請求を棄却する。

理　　由

本件再審請求の事由は、末尾に添付した請求人の再審趣意書及び上申書と題する書面記載のとおりである。
しかし、所論はいずれも刑訴四三六条に定める事由に当らないから本件再審請求はこれを棄却すべきものと認め、同四四七条に従い主文のとおり決定する。
この決定は裁判官全員の一致した意見によるものである。

昭和二八年一二月一九日

最高裁判所第二小法廷
裁判長裁判官　霜　山　精　一

昭和二八年一二月一九日決定　昭和二八年(き)第一二号

裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎





被告本人の再審趣意書

被告人　野口融

一、判示第一の事実

有価商券偽造行使詐欺被告事件について

本件につき第一審及び第二審に於いて判決の証拠となつた証人住田正之及び奥山光雄の供述は嘘偽である。

其の証明方法として

(イ)　住田正之は今回の明石丸の手付金百万円を騙取したばかりでなく既に昭和二十三年三月にも住田の同穴同類である福田万作、新地正夫、井上春義等の経営する長崎市五島町暁商事運輸株式会社に対し弐拾五万七千円也の石鹸を私に送付させ一銭の代金も支払わず騙取した事実を当時其の石鹸の処分に関与した左記人証

長崎県長崎市稲佐町三ノ一六〇番地

井上春義

によつて証明する。

(ロ)　次に判示第二の事実殺人死体遺棄被告事件に付き私の提出した第一審第五回公判調書記載の証第七号より証第二十一号迄の書証により右証言の嘘偽の事実を証明する。

(ハ)　又私の提出した明石丸売買契約に関する書面、証第十一号六百万円の売買契約書、証第十三号船籍謄本、証第十四号百万円の仮領収書は全く任意に作成された真正なる書面である事実を明石丸の船籍役場発行の謄本により証明する。

(尚本船籍役場発行の謄本は本再審趣意書に添付すべきところであるが本件に対する現在の客観的状況と本件事案の特

異性に鑑み其の謄本の安全と真正さを保持する為私の方に於いて本趣意書に添付することを控え裁判所当局に於いて証第十三号船籍謄本に基き船籍役場より謄本の取寄せを御願ひします）

(ニ) 右証明事実により本件につき押収してある小切手二通が私と住田との明石丸の取引きについて全く関係がなく勿論私が奥山と共謀作成したものでない事実を証明する。

(ホ) 次に明石丸は奥山光雄と佐賀県藤津郡鹿島五町田村居住の楠吟造及び重田光彦等が奄美大島との密貿易に使用する為奥山等が鹿島に廻航する様指定したもので本件当時既に楠吟造及び重田光彦の二名は奄美大島との密貿易による関税法違反事件で長崎地方裁判所に於いて裁判続行中保釈されてゐたものである事実を長崎地方裁判所に於ける楠吟造及び重田光彦の二名に関する公判記録により証明する。（尚右公判記録は裁判所に於いて取寄せを御願ひします）

即ち奥山は保釈中であつた楠吟造及び重田光彦等と再び奄美大島との密貿易を計画し船の必要に迫られ奥山は住田と何等かの話し合ひの上鹿島に明石丸を廻航したのである。此の鹿島廻航に当つて奥山と住田は私に百万円の手付金を清算するからと言うことで私を鹿島におびき出したのである。当時私が奥山から六拾万円の商品代金を督促されてゐたなどと言う奥山の供述は事実無根の全く嘘偽の供述である。

以上の証明事実により本件判決の事実認定の基礎はこゝに全く崩潰し其の認定事実は明かに不当且つ事実に反するものであり右再審請求の理由が適法なものであることは明白である。

二、判示第二の事実

殺人死体遺棄被告事件について

本件につき第一審及び第二審に於いて判決の証拠となつた第一審裁判所の昭和二十五年五月二十七日為した検証調書は



嘘偽である。

其の証明方法として

(イ) 右検証調書によると本件犯罪地は明石丸第二一九号（現在は第二一八号と改む）となつてゐるが其の嘘偽の事実を明石丸の船籍役場発行の右検証当日現在明石丸の登録番号不変更の証明証によつて証明する。（尚証明書は本再審趣意書に添付すべきところであるが本件に対する現在の客観的状況と本件事案の特異性に鑑み其の証明書の安全と真正さを保持する為私の方に於いて本趣意書に添付することを控え裁判所に於いて証第十三号船籍謄本に基き船籍役場より昭和二十五年五月二十七日現在明石第二一九号が第二一八号に不変更の証明書の取寄せを御願ひします）

(ロ) 次に本件は私を小川殺害の命令指示者である共犯として巻き込み葬らんとする陰謀である事実を其の陰謀に関与した

左記人証

長崎県諫早市金谷町六四九番地

重　松　ト　ミ

によつて証明する。

(ハ) 刑事被告人に限らず人間は誰しも何時如何なる事に当面してもそれが自己に直接利害関係があるなしに拘らず必ず自己を擁護し一応の弁解をするのが人間の常識的心情である。まして刑事々件に於いて其の被告人が出来得る限り其の法的責任を逃れようとするのは当然であり何等奇異とする必要はないのである。又かりに例えば法的責任を逃れようとしない迄も一応の弁解によつて自己を擁護するのが自然なる人間の常理である。然るに本件に於いては此の社会的一般常理と人間の心情とに全く反して自ら進んで犯罪地を造り上げしかも其の犯罪地が緻密な計画的共謀により造り上げられた嘘偽の犯罪地であると言うに到つては何をか言わんやである。然らば何故に他の被告等は共謀してかゝる嘘を造り

上げたか、それ相当なる目的がなくてはならない。然らば其の目的とは如何なるものであるか。即ち

(1) 本件の犯罪地が明石丸第二一九号（現在は第二一八号と改む）であるとしなければ私を小川殺害の命令指示者として巻き込み共犯となすことが出来ないからである。

(2) このように嘘偽の犯罪地を造り上げることによつて他の被告等は本件は総べて野口の命令指示によると言う彼等の供述に真実性と任意性を持たせようとしてゐるのである。

(3) このことについては第二の犯罪地点たる沖ノ島東方一五〇〇米の地点についても同様である。即ち他の被告等は同地点現場からマニラロープとワイヤロープが上つたと供述し同じく機関長広末忠義に於いては昭和二十四年十月八日午後三時頃同地点現場より海底を曳く魚具によりマニラロープを引き上げたと実に微に入り細に入つた緻密な共謀による計画的な嘘偽の供述をして同地点を犯罪地として真実性を持たせようと努力してゐるのである。

(4) 要する他の被告等は明石丸第二一九号（現在は第二一八号と改む）と沖ノ島東方一五〇〇米の二ッの地点を緻密な共謀による嘘偽とカラクリによつて真実の犯罪地であるかの如く造り上げることによつてのみ私を小川殺害の命令指示者であり共犯として本件に巻き込む事が出来得るからである。

(5) この嘘偽とカラクリによつて造り上げられた二ッの犯罪地点こそ私を本件に巻き込み葬らんとする陰謀の絶対的な証拠である。

(6) 他の被告等が誰の命令指示により如何なる日時場所に於いて小川を殺害したかわ彼等自らが負うべき法的責任である。

以上の証明事実により本件判決の事実認定の基礎はこゝに全く崩潰し其の認定事実は明かに不当且つ真実に反するものであり右再審請求の理由が適法なものであることは明白である。

以　上



昭和二八年(き)第一二号

申立人の上申書

申立人　野口融

一、判示冒頭の認定事実について。

第一審及び第二審の判決の証拠となつてゐる私に対する副検事の供述調書は私の意志に反し最初から住田等の煽動指示通りに作成されたものであり安藤副検事は住田等の煽動指示と彼等がばらまいた脅迫状の通り調書を作成し本件が最初から上海五条辻事件に起因する強盗事件によつて私を葬らんとする陰謀である事実を左記人証

1 再審趣意書に於いて既に提出した井上春義、重松トミによつて証明する。

2 右人証に基いて本件第二審に於いて私の控訴趣意書十四点(ヲ)項を立証する為提出した手紙七通により証明する。（尚此の書証は新しい証拠ではないが右証人の供述を補強する重要な証拠である為こゝに提出します）

3 本件の公訴提起が訴訟条件を欠く刑訴法第二五六条に違反したものであり当然公訴棄却の判決をしなければならないことは法律の示す通りである。然るに検察側は本件に限つてこのような強盗事件を堂々引用して法令違反を公然と法廷に押し出し裁判所は又これを黙認してそのまゝ審判をしてゐるが、本件の裁判に限つて何故に法廷に於いて法律が守られなかつたか実に私の奇異とするところであり且つ重大視してゐる点であります。

私の方から申せば住田一味の陰謀が既に法廷にまで浸透した感がなきにしもあらずと云ふ想像を不本意ながらしたくなるのであります。

以　上

昭和二八年(き)第一五号

# 決定

申立人　吉田茂
同　石川信雄
同　吉田登
右三名弁護人　高山和雄
小松崎広嗣

右吉田茂に対する公務執行妨害、傷害、窃盗、建造物侵入、物価統制令違反、銃砲等所持禁止令違反、石川信雄に対する窃盗、建造物侵入、物価統制令違反、吉田登に対する窃盗、建造物侵入各被告事件（当庁昭和二八年(れ)第一六号）について、昭和二八年六月四日当裁判所の言渡した上告棄却の判決に対し、申立人等から再審の請求があつたので、当裁判所はつぎのとおり決定する。

## 主文

本件再審請求を棄却する。

## 理由

本件再審請求の理由について。

新刑訴法施行前に公訴の提起があつた事件につき上告を棄却した判決に対する再審の請求は、当該判決自体に、旧刑訴四八八条一項所定の事由があるときにのみ許されるものである。しかるに、所論は何等原上告棄却判決について右事由のあることを主張するものではないから、本件再審請求は不適法といわなければならない。

昭和二八年一二月一九日決定　昭和二八年(き)第一五号

昭和二八年一二月一九日決定　昭和二八年(き)第一五号

よつて刑訴施行法二条、旧刑訴五〇四条により、裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年一二月一九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

裁判官　入江俊郎



昭和二八年(き)第一五号

申立人　吉田茂

同　石川信雄

同　吉田登

申立代理人弁護士高山和雄、同小松崎広嗣の再審請求申立

本件再審請求申立人等に対する（以下単に請求人と略称す）頭書の被告事件につき

第一審　水戸地方裁判所土浦支部に於ては昭和二十三年九月十八日の判決に於て、

請求人　吉田茂を懲役四年に

同　石川信雄を懲役一年六月、罰金一万円に

同　吉田登を懲役一年に

各処して吉田茂に対し未決勾留六十日ヲ本刑ニ算入する

判決を宣告したるが請求人等は不服として控訴申立をなしたる所

第二審　東京高等裁判所第四刑事部は昭和二十四年六月十一日の判決にて

請求人　吉田茂を懲役四年に

同　石川信雄を懲役一年六月、罰金一万円に

同　吉田登を懲役八月に

各処して吉田茂に対しては未決勾留百五十日を本刑に算入する判決を宣告したるが請求人等は不服として貴庁に上告申立を有したる所

貴庁は第二小法廷昭和二十四年(れ)第二七八〇号事件として御審理の結果昭和二十七年三月七日の判決に於て原判決を破毀する本件を東京高等裁判所に差戻す。

との判決を宣告せられたり。(右判決は法曹昭和二十七年五月十五日発行第三十五号一一〇頁以下に掲載)

右破毀差戻後

東京高等裁判所第八刑事部に於ては審理の結果

昭和二十七年九月二十九日の判決に於て

請求人　吉田茂を懲役三年に

同　石川信雄を懲役一年に

同　吉田登を懲役八月に

各処し、吉田茂に対しては未決勾留六十日を本刑に算入し又吉田登に対しては三年間刑の執行猶予の判決を宣告したるものなり。

右判決の事実及理由を摘記すれは次の如し。

被告人等は何れも居村に於て農業を営んで居る者であつて被告人吉田茂と被告人吉田登は従兄弟の関係にあるものであるが

第一、被告人等は共謀の上昭和二十三年二月二十四日頃茨城県稲敷郡沼里村大字月出里字上谷原六四一番地農山本ひろむの看守する同人方物置に侵入し同人所有の水稲糎玄米五俵、及小麦一俵を窃取し

第二、被告人吉田茂は

(一)　決定の除外事由がないのに営利の目的で……(以下再審申立に関係なきにより省略す)



第三、被告人石川信雄は法定の除外事由がないのに営利の目的で……(以下再審申立に関係なきにより省略)

したものである。

右判示冒頭の事実は当審差戻前の第一回公判調書中被告人等の供述によつて之を認め

判示第一の事実は

一、当審差戻前の第一回公判調書及原審第一回公判調書中被告人吉田登の供述記載

一、当審差戻前の第二回公判調書中被告人吉田茂の供述記載

一、当審差戻前の証人山本ひろむに対する訊問調書中同人の供述記載

一、原審証人山本ひろむに対する訊問調書中同人の供述記載

一、山本ひろむ作成の盗難被害届中被害日時及被害品目の記載

一、証人多田正一の当審公廷に於ける供述(但被告人石川信雄、及吉田登に対してのみ援用)

一、当審差戻後の第二回公判調書中証人多田正一の供述記載(但被告人吉田茂に対してのみ援用)

一、検事の塚本ちかに対する聴取書中の同人の供述記載

一、原審に於ける鑑定人古畑種基作成の鑑定書の記載

一、当審差戻前の第一回公判調書中証人古畑種基の供述記載

一、当審差戻前の証人田山実に対する訊問調書中同証人ノ供述記載

一、検事の青山孝吉に対する聴取書中同人の供述記載

一、土浦刑務支所提出に係る接見表写の記載

一、押収に係る繃帯の存在

を綜合して之を認め

判示第二の(一)の事実は（再審関係なく省略）

判示第三の事実は（再審関係なく省略）

と判示して前記主文の通り請求人等に対し夫れ夫れ有罪判決を宣告したるものなり。

然れとも請求人等は右

判示第一に表示しある被告人即ち請求人等は共謀の上昭和二十三年二月二十四日頃茨城県稲敷郡沼里村大字月出里字上谷原農山本ひろむ方物置に侵入して判示表示の同人所有の水粳玄米五俵、小麦一俵を窃取したる事実は全然無きものにて請求人等は所轄江戸崎警察署の刑事巡査に取調べを受けるや事実無根の事案なるため否認するや言語に絶する苛酷なる取調べを受け自白を強要せられし為め其の拷問に堪え兼ね心身耗弱の余り真実に反する供述を為し

次で係り検事の取調べありたるも前記取調べたる刑事巡査が其の傍に居りて請求人等の警察署に於て為したる供述を変更し訂正して真実を述べる事を監視庶断する所為ありしため請求人等は已むなく刑事巡査に供述したる所と合致する様に検事に対しても供述したる筋合にして此の事実は本件第一回の上告に於て貴庁第二小法廷の認容する所となり破毀差戻しとなりたるものなり。（前記二十四年(れ)第二七八〇号二十七年三月七日判決法曹三十五号一一〇頁御参照）

而かも請求人等が右窃盗事犯を否認する積極的の事由として

右被害者山本ひろむ方に於て玄米五俵、小麦一俵が盗難に遭ひたりと云ふ昭和二十三年二月二十四日頃に於ては請求人の一人たる吉田茂は兼てより賭博が好きで

右二十三年二月二十三日午后三時頃より翌二十四日朝迄は茨城県稲敷郡朝日村大字吉原所在の練馬場の山林中に於て夜通し塙下六之助、青山孝吉、篠崎一郎外数名の者と賭博を開帳し居り



右二月二十四日夕方より翌二十五日の朝迄は夜通し右青山孝吉宅に於て前記塙下六之助、青山孝吉、篠崎一郎外数名し賭博を開帳し居り

たるものにて被害者山本ひろむ方（約二里東の距離あり）に侵入する余地無かりし事実を主張して其の証明の為め証人として前記青山孝吉、篠崎一郎の訊問を求めたる所出廷したる右青山孝吉、篠崎一郎は賭場開帳の事実を承認して証言すれば賭博罪により処刑さるる事を恐れたる為めにや故意に該事実を否定し却つて斯る事実無かりし旨、全く偽証の証言をなしたるものなり夫れが為め差戻後の第二回目の控訴審たる前記高裁第八刑事部に於ては前記判示の如く内容虚偽なる証人青山孝吉の証言を真実なるものとして証拠に採つて請求人等三名に対し公訴第一事実の山本ひろむ方の玄米五俵小麦一俵の窃盗を為したるものと認定し有罪判決を下し之に対し貴庁に上告したる所前記冒頭に記述したる通り上告棄却の判決となり該判決は確定したるものなる所　別紙

塙下六之助、篠崎資、小泉一、三名の証明書記載の如く山本ひろむ方盗難当事には請求人吉田茂は賭博を為し居りたる明確なる証拠発見したるにより右は

旧刑事訴訟法第四八五条第一項第二号の原判決の還拠となりたる証言が虚偽なりし事証明せられたるとき、及ひ旧、同法第四八八条第一項第一号に該当し且つ

新刑事訴訟法第四三六条第一項第二号に該当して再審開始の原由あるものと思料します。

以　上

昭和二八年(き)第一九号

決　定

本　籍　滋賀県甲賀郡甲南町大字稗谷五三八番地
住　居　同県同郡水口町大字水口字林口四七七番地
洋裁職　山出辨蔵　大正六年三月四日生

右者に対する昭和二八年(あ)第一三〇一号窃盗、食糧管理法違反被告事件について、当裁判所が昭和二八年七月三〇日言渡した上告棄却の決定に対し、同人から再審請求の申立があつたので、当裁判所は検察官浜田龍信及び再審請求人の意見をき き次のように決定する。

主　文

本件再審請求を棄却する。

理　由

本件再審請求の事由は、末尾に添付した請求人の上告再審申立願書と題する書面記載のとおりである。

刑訴法は、上告を棄却した確定判決に対しては、刑訴四三六条に定めてあるようにその判決の証拠が偽造、変造若しくは虚偽であること、又はその判決、又は証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官に瀆職行為があつたこと等が確定判決で証明されたときに限り、再審を許すけれども、上告が不適法であるか、又は明らかに上告理由に当らない場合になす上告棄却の決定に対しては、これを許容する規定もなく、また、これを許すべきものでもない。

昭和二八年一二月一九日決定　昭和二八年(き)第一九号

昭和二八年一二月一九日決定　昭和二八年(き)第一九号

しかるに、原確定裁判は、適法な上告理由に当らないとして上告を棄却した決定であつて、証拠に基いた実体判決でないばかりでなく、所論は刑訴四三六条に定める事由に当らないから、本件再審請求は不適法で、採ることができないものといわねばならない。

よつて、本件再審請求は、これを棄却すべきものと認め同四四六条に従い主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員の一致した意見である。

昭和二八年一二月一九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

裁判官　入江俊郎





昭和二八年(き)第一九号

被告人本人の上告再審申立

被告人　山出辨蔵

私儀昭和二七年一〇月五日窃盗、食糧管理法違反事件に付き同年一一月五日懲役一年六月の判決を受けましたが少々不に落ちない点がありますので控訴及び上告申立願ひましたが結局第二審第三審共に棄却され昭和二八年七月三〇日附宣告言渡され未決通算法廷通算合せて八四日を一年六月より控除した日数だけ服罪すればよいのでありますが何分昨年一〇月より乍々の未決勾留生活にて心身共に弱り又弁護士様より種々と御教訓により未練なく服罪するのが当全でありますが元来壮健でない私としては一度保釈出所願つて以前より以上の健康体になつてから立派に罪を務める覚悟故上告再審申立を願つた訳です何卒宜しく許可下附ある日を御待ちして居ます。

身柄引受及び保釈金は元滋賀県甲賀郡水口警察署長であつた伴野泰造氏が引受けて下さる様になつて居ます。

尚親友も努力してくれますから喜んでいます次に保釈出所願えれば必ず元の壮健な身体になり一日も早く服罪して罪の成算を致します度々の御願ひではありますが今一度私の申立を御聞入れ下さいまして保釈金弁護士費用等至急お知らせ下さる様呉々も御願申上げます尚出所出来れば家族の者始め親友主人も喜ぶ事でしょう帰りますれば必ず一生懸命に働き今迄の万分の一とも世の人々に認められる様真面目な人間に中心より誓つて止みません。

甚勝手な御願ひではありますが何分身体の都合が悪いので此の様な無理再審申立を願つたのですどうか宜しく許可下附下さらん事を神に祈り信じて御通知の来る日を楽しみに御待して居ます。

以上

昭和二八年(き)第二六号

決　　定

本　　籍　朝鮮全羅南道高興郡道陽面徳里　宮城刑務所在所

木下栄吉こと

申立人（被告人）　朴　　新　　玉

右の者被告人朴新玉に対する強盗殺人、強盗強姦被告事件（昭和二六年(あ)第二四八二号）について当裁判所が昭和二六年一〇月八日した上告棄却の確定決定に対して再審の請求をしたので当裁判所は申立人及び検察官の意見を聴いた上次のとおり決定する。

主　　文

本件再審請求を棄却する。

理　　由

本件再審請求の事由は末尾に添付した申立人の再審趣意書と題する書面記載のとおりである。

刑訴法は上告を棄却した確定判決に対しては再審の請求を許すけれども、確定決定に対してはこれを許容する規定がないから本件申立は不適法として棄却すべく刑訴四四六条に従い主文のとおり決定する。

この決定は裁判官全員の一致した意見である。

昭和二八年一二月一九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜　山　精　一

昭和二八年一二月一九日決定　昭和二八年(き)第二六号　一

昭和二八年一二月一九日決定　昭和二八年(き)第二六号

裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎

二



昭和二八年(き)第二六号

申立人本人の再審請求書

申立人　朴新玉

昭和二十五年三月二十八日石川郡小塩江村大字江持字荒地九十一番地の、ごうとう、ごうかんさつじん、ひこくじけんについて、昭和二十五年十一月二十二日福島地方裁判所白河支部においてしけいのはんけつをいわたしをうけだので、同年十一月二十二日仙台高等裁判所にこうそもうしたてましだが昭和二十六年四月二十八日さいこうさいばんしょちょうこくをもうしたてこのはんけつがぜんぶふうふくがありますので昭和二十六年四月二十八日だところ、どう年十一月八日にききやくされたのであります。このはんけつがぜんぶふうふくがありますのでさいしんせいきゆうをいたします。りゆう、私は昭和二十四年十二月ころ福島県田村郡守山町たむかいから福島県田村郡守山町大字大善寺字戸屋にいじゆうしていつてからやなぎぬま、スメえと、ないえんのつまとしているときスメはじぶんのうまれたむらではせいかつもつのはこのむらにいるのはいやだからほかにうちをかりていじゆうしようとゆふだので私はそのころはあめをおろしながらうちをさがしてあるきましたが私ではなかなかみつけらないのでともだちにたのんだりしているうちにお正月になつてしまつたのであります。そのあと昭和二十五年になりましたのでその日その日あめおろしながらいえをさがしてあるきましたがみつからないのでともだちにたのんでさがしてもらうとおもつて私は昭和二十五年三月二十八日うちをかりるためにうちからてるときに私がいますんでいるうちのやぬしであるやなぎぬまさんいちさんにほかにうちをかりるけんについては、はなしをしないてとちぎげんのやいたまちまでにゆくとゆつてこどもをたのんでその日は郡山し、ともだちのところへいつてうちをかりてもらうつもりでいつたのですがその日はともだちをみつからないのでこころがくちやくちやしたので郡山しないのあるさけやにいつてしようちゆうを五合ほとのんでうちにかいらうとおもつだが私のやぬしさんにはやいた

まちにいつてくるとゆつてでたのでとうしてもうちをかりなければならないときもちて郡山から福島県いわせぐんのすかがはまちにいつて朝鮮人の宮本さんのいえによりあきやのはなしをかたつだところ宮本さんはじぶんのうちの二かいがあいてるからかしてやるとゆふたのでその日はあんしんしでおりました。それで郡山でのんてきたさけはまたさめないうちにすかがはまちであちらこちらでまたのんたのでその日はづいぶんよふでいたのであります。そうどがまつくらぐなつてきたので私はうちにかいらうとおもつて宮本さんのうちからでて守山町にゆくみちにでてあるくうちにさけがだんだんよふてきでからだはきかなくなつたのでふらふらして荒地村までにあるいていつたところがあとから私のせをつつくのであとをふりかいてみたら私がしりあいの朝鮮人の金ざはゆふものとそのほかに私はかをのしらないひとはじてんしやをもつておりました。それて金ざはが私にたいしてきみはあまりさけによつているようからすこしやすんでいつたらよからうとゆふてやすんていればさけのよいがすぐにさめるからやすめよとなんかいもゆつたので私はさけのよいのためになにもわからないで金ざはのはなしによりくさむらのうえにこしをかけたところがさけのよいのために私はねむつてしまつたのであります。そのころはなんじかんくらいやすんでいたかよいのために私てはわかりませんでしたがそのうちに金ざはらにおこされてめをさましましたところがからたちゆうがさむけがしたので、そのへんをみわたしたところがみちのわぎにはいつてだんぼのそばくさむらで私はねころんでいたのであります。私はおきてうちにかいらうとおきてると金ざはが私にたいしてゆうべそばにいたもうひとりのおとこはすこしまいにじてんしやをのつて郡山にいつだのだからおまえも私といつしよに郡山にいつたらとうだとゆふたので私はこどもはまちいるからうちにかいるとゆつたのですが金ざはがなんかいもゆつたのでことわりきれなくなりまた私はさけによふでおせわになつたのでなをいやだとはゆうわなくなつたので、ふたりが郡山にいつたのであります。ところがさきにじてんしやていつたのひとはみえないので金ざはがそのひとをさがしてくるからおまえはいきまいにいつてまつておれとゆふて金ざはは、とこかにさがしにいつたので私は





いきまいにいつておりましたところはさきのおとこと金ざはとふたりてじてんしやをおしながらきて私にたいしてすまないとゆつておまえにこのじてんしやをかすからこれをのつてかいれとゆふてまだそのまいに金ざはは私からかねをかりていたのを八百円をかいしてくれたので私はうけとりました、そのじてんしやをとうして私にのつてゆけとゆうのたときいたら金ざはなんてもないからしんぱいしないてのつてかいれとゆうてそのほかにハンカジにまいとセッケン二ッと私にくれだのてちよつとふしぎにおもつで金ざはになぜにこれをくれるのたときいたら金ざはは四月のなかばころにはなみのときにくるからそのどきによろしくたのむとゆうでくれたのです。しかし私は金ざはは、たびたび私のうちにきて二、三かいをねどまりしていつたのてそのかんけいちようとれちようとして私にくれるつもりかとばつかりにおもつたのてありました。私はけしてじぶんのてにかけてぬすんてきだ、じてんしやてはありません。私のてにかけておかしたじけんてはありません金ざはらにうけとつたじてんしやてまいにちのつて郡山ほをめんやらすかがはまちいしておりました。そのうちにすかがはまちの宮本さんのところにいじゆうしていつでからじてんしやをいれるばしようがないのであり、またかねもいるので金ざはからうけたじてんしやをむりしてすかがはまちのじてんしややにもつていつて千円てうつたのてあります、このようにじてんしやをうつたからはんにんてあるとはあまりにもひどいちやありませんか、もし私がじぶんのでにかけてじけんをおかしたならば私はいくらばかてあつても、そのまちからじてんしやをぬすんていつてそのじてんしやのになわでひとをしばつてころしてまたそのじてんしやをぬすまれたとちのまちにいじゆうしてきてじてんしやをうる私てはそんなばかけだことはやりません。じてんしやをぬすまれたとちのまちにいじゆうしていつて、じてんしやをうつたらすぐにわかることをいくらばかであつてもそんなばかなまねんはしません。このでんからおかんがいになられてもごはんだんはつくとおもいます。私はけいさつしように、たいほうされだりゆうはそのじてんしやをうつたことからてありますいまもうしましたようにそのじてんしやは福島県いわせぐんのすかがはまちのかとうみのるさんはぬすまれたじ

てんしやについていたにつけなわで石あんとうヨシノさんをしばつてころしたといのりゆうにより私はけいさつしように、たいほうされたのであります。私は日本のはなしをまんぞくにさべないのためにけいさつかんのとりしらべにもあたまからおさいてつくりあげたはんにんてありまたうそのいちわりのちようしよをさくせいしたの、ためにだいいつしんのさいばんはにんていされたのであります。そのためにはんけつとうほんには私はゆふたことはひとつもかいてないのであります私をとりしらべしたかかりかんをもういちとしようにんしておしらべをいただきだいのてありますまたひこくじけんのしようこぶつけんとしてけいさつしよにおうしゆうされたこくぼしよくズボント白ワイシャツにちがついてあるとゆうてそのけついきかたはひがいしやのけついきかたと同じてあるとゆうていますがそれこそうそてあります。しかし私をこのじけんをおかしたといわれたそのあるズボンニひがいしやのちがついているとはまつたくうそであります。そのしようこでんとしておうしゆうされたこくぼしよくズボンとうおつはくろのズボンをはいてうちからてたのであつて、そのしようこぶつはからだにつけてでたおぼいはありません。私はうちをかりるにゆく日は昭和二十五年三月二十八日うちからでたしだときにからたにつけたいるいはくろのうわぎとからたにきでてたのであつてそのおうしゆうされたこくぼしよくズボンはきでなかつたのです。そのときにみいていたしようにんとしては私のやぬしさんてあります。やなぎぬまさんいちさんのふうふはわかつておりますのにけいさつかんとしではくわしくしらべもしないであやふやなおしよこによつてにんげんをあたまからおさいてつみをつくりそのズボンにひがいしやのちがついたとはまつたくうそであります。とうして私のズボンにひがいしやのちがついていますか私はそのズボンはじぶんのうちてあめをつくりのときにきているズボンニひがいしやのちがついていたとはそれこそまつたくうそてあります。それてきみはじてんしやをうつたからはんにんてあるとはあまりにもひといつきるつちやありませんか、しかしぼをりつもつけいさつかんはうそゆつて、にんげんのいのちをほろぶことするのはけいさつかんはうそいちわりのちようしよをつくりしただめであります。そゆうほをりつもあるとすればとうかしりまたひこくじけんのしようこぶつけんとしてけいさつしよにおうしゆうされたこくぼしよくズボンはきでなかつたのです。そのときにみいていたしようにんとしては私のやぬしさんてあります。やなぎぬまさんいちさんのふうふはわかつておりますのにけいさつかんとしではくわしくしらべもしないであやふやなおしよこによつてにんげんをあたまからおさいてつみをつくりそのズボンにひがいしやのちがついたとはまつたくうそであります。とうして私のズボンにひがいしやのちがついていますか私はそのズボンはじぶんのうちてあめをつくりのときにきているズボンニひがいしやのちがついていたとはそれこそまつたくうそてあります。それてきみはじてんしやをうつたからはんにんてあるとはあまりにもひといつきるつちやありませんか、しかしぼをりつもつけいさつかんはうそゆつて、にんげんのいのちをほろぶことするのはけいさつかんはうそいちわりのちようしよをつくりしただめであります。そゆうほをりつもあるとすればとうかしりまたひこくじけんのしようこぶつけんとしてけいさつしよにおうしゆうされたこくぼしよくズボンはきでなかつたのです。そのときにみいていたしようにんとしては私のやぬしさんてあります。やなぎぬまさんいちさんのふうふはわかつておりますのにけいさつかんとしではくわしくしらべもしないであやふやなおしよこによつてにんげんをあたまからおさいてつみをつくりそのズボンにひがいしやのちがついたとはまつたくうそであります。とうして私のズボンニひがいしやのちがついていますか私はそのズボンはじぶんのうちてあめをつくりのときにきているズボンニひがいしやのちがついていたとはそれこそまつたくうそてあります。それてきみはじてんしやをうつたからはんにんてあるとはあまりにもひといつきるつちやありませんか、しかしぼをりつもつけいさつかんはうそゆつて、にんげんのいのちをほろぶことするのはけいさつかんはうそいちわりのちようしよをつくりしただめであります。そゆうほをりつもあるとすればとうかしり





ませんがないとすればむぢつなにんげんにつみをせをいていのちまでとるとはまつたくひといすきるつちやありませんか、またひこくじけんのしようこしんとしてみている、こめのふくろけんてあります、石のふくろは私は福島県田村郡守山町たむかいにすんているころ郡山しのあめたまちにすんてあります日本人てさかもとどゆうひとからなつとうまめをかつてくれとゆふたので私はあつかつたのふくろであります。そのころにまめはかつてまめかつだうちからせめんとふくろをかりていれてやつたのです。さかもとさんからもつてきたふくろはかえすひまがなくてかいさないで私のうちにおいたるふくろをけいさつかんはひがいしやのふくろすがしかしそのふくろにはしようにんとしてさかもとどゆうなまいはつきりとかいてあるものをたいしてひがいしやのふくろだとはこれもけいさつかんはむじつなうそしてちようしよをさくせいしたのためにさいばんしよてはひがいしやのふくろがなくてもだい一しんのさいばんはきまればひがいしやのものになるとゆうので私はそのりゆうをもつてさいしんせいきゆうをもうしたでにもおしらべにもしないてなにもりゆうがないからききやくするとしてきやくするのてあります。しかしさかもとどゆうひとのなまいえまてかいてあるふくろはとうしてひがいしやのふくろになりますか私は日本のはなしもまんぞくにてきえないし日本のちはよみかきができえないのてけいさつかんはなにをかいてもわるいことかいてあつても私はみでもみていでも私てはわからないのですそのためにけいさつかんにはばかにされたのであります。それてけいさつかんにたいしてはやなぎぬまスミイさんにしようげんしたときにスミイさんは昭和二十五年三月二十八日朝鮮人らしいひとからでんきのあるいえをかりたいとして右のひがいしやのいえをきかれたそのおとこは三月三十日ごご五時ころ同じく右のスミイさんのいえにきてあのばあさんをころされたそうですねえとかたつだそのおとこ―は右のかをになにかでひつかかれたようなきづあとがあつたとゆうしようげんもありましたがこのように私はかをになにからのきづなとはありませんのですそのことについてもはつきりしたしようにんはありますそゆうところはくわしくしらべてないでただ私はじてんしやをうつたから

これははんにんであるとひとをおさいてけいさつかんはじぶんのかつてにきめてあるじけんのちようしよであつてあてもないこともないゆうてむぢつなにんげんをつかまりおさいではんにんにつくりあげたるそのけいさつかんをしようにんしてもう一どおしらべでいただきだいのであります。また私は明治四十年五十せんきんかいちまいをやなぎぬまスメにくれたことまたスメのおいにくれてやつたとりえ、ついた五十せんさつ十二まいこれはひがいしやのかねてあるとゆつてけいさつしよがははおうしゆうされてこれはしようこしんてあるともうしますがこれこそまつたくうそしています。とうしてひとのものをとりあげでひがいしやのものにしてむじつなにんげんをころすことはできますか私はいつももうしましたようにそのかねは私のかねであります、私はけいさつしよにだいほうされたときに私はとりしらべにおいてじはくしたとゆつて私はじぶんのひとりでだんとくてやつたとゆうたとゆつてそれほとけいさつかんはうそしてちようしよさくせいしてあるのですがとうして私はじはくしますか、私はおかさないの、じけんにたいしてなぜにじはくしますかけいさつかんは私にたいしておまえのこどもはまいにちないてむらじゆうにあるいておまえをさがす、こどもはかあいそうだから一日でもはやくかいりだいならじぶんてやつたこともうしあげてあやまつてまいにちないでいるこどものそばへかえりなさいとゆうでくれたので私はほんとうにじぶんでおかしだじけんではありませんともうしましたらけいさつかんは私にだいしてゆいたくなければゆわなかつでもよろしいとゆうでおまえはやつでなかつでもさいばんはやるのだからけんじさんのとりしらべにおいでけいさつしよでもうしましたとうりでありますとゆうとおまえはこどものそばにかえるとゆうだので私は一日はやくないているこどものそばにかいりだくてけいさつかんのゆうとうりけんじさんのとりしらべにおいてけいさつしよでもうしましだとうりにもうしあげましたらこのようにしけいのはんけつをうけたのであります、いじようのりゆうをもつてさいしんせいきゆうをいたします。

以上



昭和二八年(し)第二号

決定

三重県安濃郡明合村大字戸嶋三八番地

抗告人（被告人） 高士実

被告人高士実に対する公文書毀棄、銃砲刀剣類所持取締令違反被告事件につき名古屋高等裁判所が昭和二七年一一月二九日なした管轄移転請求棄却の決定に対し、抗告人から特別抗告の申立があつたので、当裁判所は左のとおり決定する。

主文

本件抗告を棄却する。

理由

本件抗告趣意は末尾添付の別紙書面記載のとおりである。

論旨は憲法三七条一項違反をいうけれども、その実質は本件公文書毀棄被告事件に関し被告人のなした管轄移転の請求につき、原決定が被告人主張の事由は刑訴一七条一項各号の場合に当らないと判断したことの当否を争い、その訴訟法違反を主張することに帰するものであるから、特別抗告適法の理由とならないものといわなければならない（裁判所の所管公文書毀棄の犯罪事実が当該裁判所に起訴審理されたからといつて、その一事をもつて直ちに刑訴一七条一項各号の事由があるものということはできない）。よつて刑訴四三四条、四二六条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年一二月一九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 霜山精一

裁判官 昭和二八年一二月一九日決定 昭和二八年(し)第二号 一

昭和二八年一二月一九日決定　昭和二八年(し)第二号

裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎



昭和二八年(し)第二号

被告人本人の特別抗告申立

抗告の趣旨

原決定を取消し昭和二十七年三月十四日津地方裁判所に起訴せられた被告人に対する公文書毀棄、銃砲刀剣類等所持取締令違反被告事件は事物管轄を同うする他の地方裁判所に管轄を移転するとの御裁判を求めます。

抗告の理由

被告人は公文書毀棄、銃砲刀剣類等所持取締令違反被告事件につき昭和二十七年三月十四日津地方裁判所に起訴せられたものであるが本件公文書毀棄の直接の被害者は、管轄裁判所である津地方裁判所であり、その被害裁判所がその裁判を進行することは、地方の民心に疑惑を生ぜしめ、仮りに公平な裁判が行われたとしても、世人に与える影響を考える時、憂慮に堪えないものがあり、且つ被告人より見れば、裁判の公平を維持することができないと感ぜざるを得ない。例えば窃盗の被害者が被疑者を取調べて公平な判断の下に適正な結果を得ることが困難であるのと同一である。尚又憲法第三七条により被告人は、公平な裁判所の裁判を受ける権利を有することは明らかである。然るに前述の理由により、被害者たる裁判所がその事件の裁判を行うことは、この憲法第三七条の規定の趣旨にも反することとなる。又刑事訴訟法第二十条第一号には、裁判官が事件の被害者たる場合は、職務の執行から除斥されて居り、この趣旨は、裁判所が被害者の場合と内容的に同一であり、同法第十七条の規定は、実に本件の如き場合を予定して制定されたと謂わざるを得ない。刑事訴訟法第十七条は、かかる場合には、検察官は、直近上級の裁判所に管轄移転の請求をしなければならない旨を規定して居

被告人　高士実

る。これ実に検察官は、正義の代表たる本則によつたものと謂わざるを得ない。然るに、検察官はこの挙に出でず、実に不可解である。よつて被告人はやむなく同条第二項により管轄移転の請求に及んだ次第である。

然るところ原裁判所は国の公共機関たる津地方裁判所が被害者であつても同裁判所所属の裁判官が同裁判所で加害者として起訴せられた者に対し、裁判上の職務を執行することは、刑事訴訟法はもとより憲法の如何なる規定にも抵触するものではなく且つ公平な裁判を期待し難いと認めることはできないとの理由の下に被告人の請求を棄却せられた。併し乍ら被害者が国の機関たる裁判所であつても亦裁判官個人であつたとしても其の被害者たるの地位又は資格に於て何等変わりないのであつて被害者たる裁判所が加害者を審判することは被告人はもとより一般世人より之を看れば公平な裁判が行われるかどうかにつき疑惑の生ずるところと考える。従つて原決定は日本国憲法第三十七条第一項に違反するものであるから刑事訴訟法第四百三十三条第四百二十八条に則り特別抗告を申立てる次第である。

以　上



昭和二八年(し)第九二号

決　定

名古屋市中村区日置通三の三七

申立人　藤　吉　三　男

右申立人その他に対する行進又は集団示威運動に関する条例違反等被告事件につき名古屋地方裁判所のした忌避申立却下決定に対する抗告事件について、昭和二八年一〇月三〇日名古屋高等裁判所のした抗告棄却の決定に対し、申立人から特別抗告の申立があつたので、当裁判所はつぎのとおり決定する。

主　文

本件特別抗告を棄却する。

理　由

本件特別抗告申立の理由について。

公判手続において、公訴事実に適用せられるべき刑罰法令の違憲が主張せられた場合に、事実審理に入るに先立つて、その法令が違憲であるかどうかについての審判を先行すべきことが、憲法上要求されているものでないことは、当裁判所大法廷の判例に徴して明らかである。（昭和二三年(つ)第一五号同年九月二七日大法廷決定、集二巻一〇号一二二九頁。昭和二四年(つ)第二七号同年一〇月三一日大法廷決定、集三巻一〇号一六八三頁。参照）従つて、所論公安条例の合憲違憲の問題に対する審判を先行しないことが憲法に違反することを前提として、原決定の違憲を主張する所論は、採用することができない。

よつて刑訴四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年一二月一九日決定　　昭和二八年(し)第九二号

裁判長裁判官　霜山精一
裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎





申立人本人の特別抗告申立

一、原決定は重大な事実の誤認をしている。

一、原決定は憲法第七十六条第三項に違反している。

一、原決定は憲法第三十七条に規定された公平な裁判所で迅速な公開裁判をうけることのできる被告人の権利をふみにじっている。

一、原決定は憲法第八十二条第二項但書の精神に違反している。

一、原決定は憲法第九十九条に違反している。

(一)　原決定は、その理由の中で「公安条例が憲法違反であるとの論議を前提として審判の分離先行を求める被告人等の申立に対し、前記の如く裁判所の態度を明らかにしたにかゝわらず、被告人等は執拗に分離を要求し……」と述べているが、これは事実の誤認も甚だしいものである。吾々被告人が当然の要求として、公安条例の審理の先行を要求したことは事実であるが、他の被疑事実と分離せよと云うバカげた要求はたゞの一回もしていないのである。むしろ、これを分離しようとしているのは裁判官と検察官である。即ち、公安条例違反と公務執行妨害等はそれ々々別箇のものであると云う主張がそれである。そしてそれ故にこそ裁判長柳沢節夫は公然と「例え公安条例が違憲であつても公務執行妨害は成立する」というような非合理的な言明をし、吾々被告人の正当な要求を拒否したのである。更に又原決定理由は「公安条例は憲法違反であるから之を分離して公訴棄却の判決をなすべきと求められた……」と述べているが、これも亦事実に反する。吾々は公訴事実のすべての棄却を要求したのである。何故なら、公安条例が憲法違反である以上、無効の法規を楯にした官憲

申立人　藤吉三男

の行動は絶対に公務の執行とは言えないからである。これを考えたならば、公安条例の審理先行と云うことは決して不合理な要求ではないと云うことが自ら明かになつてくるのである。原決定は、故意か過失か右にのべたような重大な誤認をし、その誤認の上に立つて他のすべてを解釈し判断しているものであるから失当と言わねばならない。

(二) 原決定理由は又「証拠調の順序方法についても訴訟の進行状況に照らし相当広範囲に裁判所の裁量に委ねられていること刑事訴訟法第二百九十七条の規定により明白ではあるけれども刑事訴訟規則第百九十九条第一項本文に一応の基準が示され云々」と述べて柳沢裁判長の不当な審理の順序と方法を擁護しているが、原決定はこの点についても重大な憲法及それに基く諸法規違反を犯している。即ち先ず刑事訴訟法第一条刑事訴訟規則第一条第一項は、夫々「この法律は刑事事件につき公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつゝ事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且、迅速に適用実現することを目的とする。」「この規則は憲法の所期する裁判の迅速と公正とを図るようにこれを解釈し運用しなければならない」と述べているように憲法の精神、特に基本的人権の尊重と云うことを強調しているのである。これらの条文を前提として先の原決定引用箇所を検討して見るにそれは刑訴法第二百九十七条の引用によつて尤もらしいことを述べておき乍ら、直ちに刑訴規則第百九十九条第一項を楯にして名古屋地方裁判所を擁護しているのであるが、そのことは「憲法の所期する裁判の迅速と公正とを図るようにこれを解釈し運用しなければならない」と云う条文に反して刑訴規則を解釈し且条文に反して規則を運用していると云わねばならない。それは吾々の被告事件が如何なるものであるかを考えれば明らかである。即ち周知のように、吾々の被告事件は憲法に保障された国民の基本的人権が問題になつている事件である。それ故にこそ、裁判の進行その他は、何よりも優先的にこの問題、即ち基本的人権が問題になつている事案、即ち公安条例の審理を他の一切の審理に先行させるべきである。そうしてそのような審理の順序と方法のみが先に引用した諸条文の精神を体したものなのである。従つて、不当な決定を下した名古屋地方裁判所を支持した原決定は、失当であると



断じなければならない。更に又、この問題を憲法に照して考えた時原決定は国の最高法規である憲法に明白に違反している。

即ち、憲法第八十二条第二項但書は「政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつている事件の対審は常にこれを公開しなければならない。」とあるが、この条文は言うまでもなく、何をおいても基本的人権は最も尊重し、かりそめにもそれを犯すようなことがあつてはならないという近代民主々義の原理が具現化されたものであつて憲法に一貫している基本権人権を尊重する精神が更にこゝで一層強調されているのである。更に又、同じく憲法第九十九条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」として特に裁判官には法令審査の権利と共に憲法を尊重し擁護する義務と責任を負わせているのである。そして、この条文と憲法第八十一条の条文の具現として刑事訴訟規則第二五六条は「最高裁判所は原判決に於て法律、命令、規則又は処分が憲法に違反するものとした判断が不当であることを上告の理由とする事件については原裁判に於て同種の判断をしていない他のすべての事件に優先してこれを審判しなければならない」としているがこの規定はいかに憲法が尊厳であるかを表明したものである。従つてこれらの条文は最高裁判所に限らず、一切の裁判所裁判官は憲法第九十九条の精神に則りいやしくも憲法問題を含む事件については、憲法に関する問題基本的人権に関する問題は他の何よりも優先的にこれを審判すべきであるというように拡大解釈さるべきであり、且、しなければならないのである。抑以上の観点から原決定を見るに、正に名古屋高等裁判所がなした原決定は明白に憲法に違反している。

(三) 以上述べたところから原決定の違憲性と失当性を明らかにしたが更に、原決定に一貫しているところのものは、その主

即ち、現に問題とされている公安条例の合違憲の審理を先行することを拒否した名地裁の決定を支持した原決定は明らかに憲法第八十二条第二項但書の精神及同九十九条に違反しているものである。

張は名古屋地方裁判所の決定を擁護するためにかたむけられて居り、憲法の番人としての役割を忘れ果ててその独自性も良心も失つてしまつたところの態度である。このことは原決定が憲法第七十六条第三項に違反してなされた何よりの証左である。又原決定の主張その他すべてが被告の意見を全くとり入れず、きわめて一方的であると云う点と、原決定こそ検察官の最も喜ぶべきものである以上これは甚だ不公平であり、それは憲法第三十七条に保障された被告人の正当の権利を不当に侵害した決定であると云わねばならない。

扨以上が本件特別抗告の理由です。右の理由で明らかにされたように十一月二日名古屋高等裁判所がおこなつた「抗告棄却」の決定は尊厳な日本国憲法に公然と違反してあり、これは当然はげしく非難攻撃さるべきものであると考えます。従つて貴裁判所は速やかに本件特別抗告申立の審理を開始し憲法を守り国民の基本的権利を擁護する立場に立つて断乎として原決定を取消し、憲法の所期するところの公平にして民主的な裁判の確保のためにファッショ裁判長柳沢節夫を更替させるべき公正な決定をなされるよう要望して止まない次第です。

以　上



昭和二七年(あ)第三二七八号

判　　決

本　籍　宮城県栗原郡金成村大字上富田五三番地
住　居　大宮市桜木町三丁目六〇八番地
無　職　菅　原　勇　三　郎
明治三〇年七月三一日生

右の者に対する横領被告事件について昭和二七年一月二八日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　　文

本件上告を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　　由

弁護人石黒武雄の上告趣意第一点について。

論旨は、原判決には憲法三八条三項に対する違反がある、と主張する。しかし当裁判所の判例（昭和二三年(れ)七七号同二四年五月一八日大法廷判決）に従えば、憲法三八条三項において被告人本人の自白に補強証拠を必要としている趣旨は、被告人の主観的な犯罪自認の供述があつても、客観的に犯罪が全然実在せず、全く架空な場合があり得るのであるから、大体主として客観的事実の実在については補強証拠によつて確実性を担保することを必要としたものと解せられるのである。だ

から、被告人の自白と補強証拠と相待つて全体として犯罪構成要件たる事実を認定し得られる場合においては、必ずしも被告人の自白の各部分につき一々補強証拠を要するものとは考えられない。ひるがえつて本件を観るに、第一審判決の挙示する牛久保平八郎の司法警察員及び検察事務官に対する各供述調書は、同人が判示の頃被告人に判示金員を判示のような趣旨で渡したのに、一向教員住宅の修繕をした様子も見えなかつたという趣旨の証拠であつて、この証拠は被告人の自白が真実であつても架空でないことを推認せしめるに足るものと解せられる。してみれば第一審判決は被告人の自白を唯一の証拠としてこれを有罪としたものではなく、従つてこれを是認した原判決に所論のような憲法違反があるとは言い得ない。論旨は理由がない。

同第二点について。

論旨は、原判決が憲法三一条に違反していると主張するのであるが、その実質は審理不尽に基く事実誤認の主張に帰着し、適法な上告理由とならない。

同第三点について。

論旨も亦審理不尽による事実誤認の主張であつて、適法な上告理由とならない。

同第四点について。

論旨は単なる訴訟法違反の主張であつて、適法な上告理由とならない。（なお所論の控訴趣意補充書は、控訴趣意書提出最終日を一八日経過した後に出されたものであつて、その内容も期間内提出の被告人の控訴趣意書を補充しただけでなく、新な論旨を述べたものである。そうしてその提出の遅延がやむを得なかつたと認められるような事情も見出されないし、また公判廷において該書面に基き弁論したことによつて、遅延の瑕疵が治癒されるものとも認められない。それ故原判決には所論のような違法はない。）



なお記録を調べてみても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年一二月二二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第三二七八号

被告人　菅原勇三郎

弁護人石黒武雄の上告趣意

第一点　原判決は憲法第三十八条第三項に違反し、自白を唯一の証拠として事実を認定した違法がある。

即ち原判決が認容した第一審判決は、「被告人は大宮小学校の後援会副会長であるが、同会の会計係牛久保平八郎から昭和二十五年六月九日頃金三千円、同月十三日頃金千円をいづれも同校教員住宅の修繕費として受領し、これを保管中同年七月初旬大宮市競輪場において擅に車券購入費に充当費消し、以てこれを横領したものである。」と認定し、証拠として

(イ)　牛久保平八郎の司法警察員及び検察事務官に対する各供述を録取した各供述調書

(ロ)　被告人の司法警察員及び検察事務官に対する各供述を録取した各供述調書及び当公廷における供述

であつて、これは要するに被害者の被害届と被告人の自白との二つに類別される訳であつて、弁護人の見解としてはこの意味の被害届のみでは横領罪に於て自白の補強証拠とはなり得ないと考えられるのである。理由次のとおり、

(一)　補強証拠必要の限度

自白によつて犯罪事実を認定するには、補強証拠を必要とするが、この補強証拠の必要限度につき、団藤教授は、「補強証拠は罪体の全部について存在することを要し、かつそれで足りる。被告人がその行為者であること及び故意過失その他の犯罪の主観的条件は、自白だけで認定してさしつかえないものと解する」(註一)と主張しており、この点に関する最高裁の判例はやゝ不明確であるが、明かにこの見解をとる下級審の判例としては、「主観的事実は自白だけで認定

してよい。犯罪構成要件該当事実の客観的部面は補強証拠が必要」というのがある。（註二）

註一　新刑事訴訟法綱要改訂版　一五四――一五五頁

註二　広島高裁岡山支部、昭二四、一一、一六高裁判決特報　一号二四〇頁。

これを横領罪について考えるならば、主観的条件は不法領得の意思であり、犯罪構成要件該当事実の客観的部面とは横領行為で本件に於ては「車券購入費に充当費消し」た行為である。所が本件ではこの処分行為即ち犯罪構成要件該当事実の客観的部面に関する補強証拠が存在しないのである。被害者の供述では、被告人が金四を受領し保管したこと、被害者が所期の目的を未だ満たされていないことは明かになるが、それは被告人の詐欺によるのか、領領か背任か、はた又単に民事上の債務不履行に過ぎないのか、そのいづれであるかは不明であり、被害者は当初詐欺、後に横領されたと供述していてもそれは、証拠力のない伝聞か、推測に過ぎないものである。此の様に本件では枝葉の部分についてのみ薄弱な補強証拠がある丈で横領罪構成要件の根幹で客観的主要部分である「横領行為」自体についての補強証拠が無いということになるのではあるまいか、即ち横領に関して罪体に関する証拠を欠き自白を唯一の証拠とした違法な判決である。

(二)　被害者の供述は自白した事実の真実性を補強し得るか。

補強証拠に関する最高裁の判例は、「補強証拠は必ずしも自白にかゝる犯罪組成事実の全部に亘つてもれなく裏づけるものでなくても自白した事実の真実性を保障し得るもので足る」（註一）というのである。

此の最高裁の判例の精神から考えてみるに「被害供述」なるものが、それのみで直ちにすべての場合において自白した事実の真実性を保障し得ると言えるか否かは疑問であると考える。窃盗、強盗、詐欺、恐喝等の犯罪におけるように被害者又は所持人から財物を受取つた時直ちに犯人の意思と相俟つて犯罪が既遂となる場合にあつては、被害者の被害





届や、被害事実の供述は被告人の自白した事実の真実性を保障し得る補強証拠たり得ることは勿論である。

併し乍ら横領罪にあつてはこれらの犯罪行為とは異り被害者又は所持人より財物を受取つた丈では如何に犯人に不法領得の意思があつても、直ちに犯罪になるとは言えないのであつて、財物受領後における不法領得の意思を実現する行為（態様としては拐帯、売却、費消、処分等）が必要なのであり、これが横領罪を特定する訴因の根幹たるものである。故に被害者の被害届や被害事実の供述なるものは、被告人に被害者の財物が渡された事実とそれが被害者の所期の目的に使用されなかつた事実についての証拠にはなるから右の二つの条件を満す詐欺、背任、債務不履行等の何れかを推測させる資料たることは出来るが、財物受領後の不法領得の意思実現の行為の存在という更に第三の条件を必要とする横領罪について自白した事実の真実性を保障し得る補強証拠とはなり得ないと言えるのである。

註一　昭二三、一〇、三〇　集二巻十一号一四二七頁

尚ほ右の様に補強証拠を厳密に解すると罪ある者を逸したりする、或は自白丈で完全に心証はとれているから補強証拠は唯形だけあればそれでよいというのは本末顛倒であること勿論であろう。

以上により、本件被告人に対する横領罪の成立はその補強証拠に於て欠くるところがあると言はねばならない。従つて「被告事件について犯罪の証明のないもの」となり、刑訴三三六条により無罪の言渡しあるべきものと信ずる。（註）

註　裁判官特別研究叢書　第十一号「自白を補強証拠について」四〇――四一頁

第二点　原判決は憲法第三十一条に違反し罪とならない事実に対し刑罰を科した違法がある。

憲法同条には「何人も法律の定める手続によらなければ……刑罰を科せられない」と規定し、本条の趣旨が手続規定のみならず実体上の問題として罪刑法定主義の規定なること通説である。（註）

註　法学協会　註解日本国憲法上巻三〇一頁以下　有斐閣

然るに原判決は被告人に横領の犯意なかつた本件行為を捉えて横領の事実を認定してる点で判決に影響を及ぼすこと明かな事実の誤認があり、罪とならない行為に対して刑罰を科し憲法に違反した瑕疵がある。

即ち事実の真相は第一審判決が単純に認定せる如きとは異り、

(一)　昭二五年六月上旬被告人は金四円受領後修理を要する現場を下見した後島田竹店に行き、見積と仕事の依頼をしたが息子が居ないのでわからぬと云はれて帰宅

(二)　六月十三日頃、島田竹店に行つたが再び不在

(三)　同十七日、島田竹店で息子に話したが同店では竹を売る丈で仕事はしないと云はれた。

以上島田栄次郎作成事実上申書御参照　記録一〇〇丁

(四)　同十八日、与野町の加藤豊氏に仕事依頼。所が同人が雨天の為仕事に着手出来ぬ内に病気となり別人に頼まねばならぬことになる。

以上被告人の検察事務官に対する供述調書　記一一五丁裏　御参照

(五)　同二十八日、大宮市大門町通称田鶴なる仕事師に依頼、大宮競輪終了後やるとの事で七月十二、三日頃詳細の打合せすることにして別る。

以上田中鶴吉の供述調書（記録一一五丁裏）御参照

（以上の経過の詳細は被告人提出控訴趣意書にもある。）

右の(一)乃至(五)の事実は被告人が受任の趣旨に基き債務実現の為努力奔走した事実の存在を示すもので、雨天その他の理由により遅延していたに過ぎず、然も全証拠を詳細研究するも教員住宅の修理に関し被告人と大久保との間に修理完成期





日の定めが存在しないのである。（此の点は原審の審理不尽の部分である）　従つて被告人には本件工事の遅滞責任も未発生の内に大宮警察署刑事により勾留され、履行不能に陥つたがその責任は被告人を勾留した大宮署刑事にあるのである。

依つて本件は被告人の単なる民事上の債務不履行の責任に過ぎないものを警察検察当局が無理して犯罪を構成し一審裁判所が併合審理をした詐欺事件を無罪にしているので検察庁と妥協して本件を有罪としたと考えられるもので、当然無罪の判決あるべき罪とならない行為に対して憲法に違反して有罪の判決をしたもので破棄されねばならぬものである。

第三点　原判決は、判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があり、これを破棄しなければ著しく正義に反するものである。

被告人提出の控訴趣意書第五項に次の記載がある。

「五、昭和二十五年七月一日夜妻みつゑに対し教員住宅の修繕費四千円預つてあるが、他にこの金を使用するかも知らぬからお前の所持金の内四千円は別にして使はずにしまつて置く様に、尚八日に競輪がすめば修理に取りかゝるからと申し入れました。」

（右の事実について詳細なる審理が原審において尽くされておらず、被告人の妻は証人として尋問を受けていない。原審の審理不尽）

右の事実の存在を裏書するように、被告人が勾留され直後

「菅原の奥さんが四千円の金を持つて来て勘弁して貰い度いと云うので受取つておきました。」

との記載が第一審の事実認定の為採用された証拠牛久保の検察事務官に対する供述調書第六項にある。

これは被告人の妻が被告人より教員住宅の修繕費四千円を別にしておくよう云はれた事があるから直ちに此の挙に出たものである。

此の様に被告人が牛久保からの預り金そのものは費消したが、費消前にそれと同額の金四を別途に用意した時は決して横領罪は成立しないと考える。金四の性質については控訴弁護人も論じているが、本件のように一定の仕事の内容の完成の依頼をうけて金四を預つた場合には何等かの方法によつてその仕事が実現されればそれによつて目的は達成されるのであり、決してその時授受された金四それ自体によつて支払はれるか否か、金四そのものの個性は問題ではないのであるから、何日迄に完成の約束であつたか、被告人に受任の工事を実行する意思があつたか否か、且つ預つた金は使つて了つてもそれを実行する為の誠意と財力があつたかの点が更に審理された上明確にせらるべきであつたのである。これが本件審理の重点であるべきなのであつた。

本件同様の受任に際して世間ではよく小切手等で費用を預ることがあるが、とりあえず自己所持の現金で工事を完了し当該小切手は他に使用することも決して稀ではないと考えるが誰もこの行為を横領と考える者は無い。即ち金四そのもの自体が要素ではない仕事の成立が問題なのである。

本件の場合においても牛久保より預り保管中の金四による工事代金支払の意義は、七月一日夜被告人が妻に対して「この金は他に使うかも知れないからお前の金四千四を別にとつておけ」と申伝え、妻がこれを承諾してその用意をした時には、牛久保より受取つた金四それ自体による工事代金支払は被告人の妻が準備した金四千四の金四によつて代替されたものと言はねばならぬ。

然りとすれば原審はこの点について更に事実の探究をすることもなく「記録を精査」もせずに簡単に「原判決に事実の誤認あることは認められない」として控訴趣意を排斥したのは審理不尽により、当然無罪になるべき本件事実につき判決に影響を及ぼすような事実の誤認があり、従つて原判決を破棄しなければ著しく正義に反する不当の判決であると言はねばならぬものである。



第四点　原判決は判決に影響を及ぼすべき法令解釈違反の事実があり、これを破棄しなければ著しく正義に反するものである。

原判決は理由中において、

「弁護人安田進は昭和二十五年十二月十八日附控訴趣意補充書と題する書面を同日当裁判所に提出し、且つ当審の公判廷において該書面に基ずき弁論しているが、右書面は本件における控訴趣意書差出期間経過後に提出されたものであることが記録上明かであつて且つその遅延がやむを得ない事情に基くものとは記録上認められない……」

との理由によつてこの書面に基く控訴趣意に対しては判断をしていない。

しかし控訴裁判所は刑訴三九二条第一項によつて「控訴趣意書に包含された事項は、これを調査しなければならない」のであり、右の条文における「控訴趣意書は同三七六条第一項によつて期間内に提出された控訴趣意書を意味することは勿論であるが、更に期間経過後に提出された控訴趣意書であつても、控訴審において陳述されたものはそれをも包含するものと解すべきである。

何となれば元来期間経過後に提出された控訴趣意書は同法三八六条一項一号により決定で控訴を棄却することになつているが、控訴裁判所が記録によつて期間後に提出されたものであること十分認識し乍ら公判廷において該書面に基ずき弁論することを許した以上は、

一、期間後に提出されたという瑕疵が法廷で弁論したことによつて治癒されたものと考えられること。

二、裁判所が刑訴三九二条二項によつて職権調査を行い、その事項が右の期間後に提出された趣意書に記載された事項に関するものであるから弁護人に最終陳述の機会を与えたものと擬制されること。

右の何れかであると考えられる。従つて控訴裁判所としては判決をもつて、法廷において陳述され該趣意書記載事項に

ついては爾後判断をしなければならぬ責任を負担するに到つたものと言はねばならぬ。従つて原判決は事玆に出でず公判廷において弁論を許した控訴趣意書記載事項について期間後に提出されたものとの理由によつて判断をしていないことは判断を遺脱したか、或は刑訴三九二条第一項の解釈を誤つたもので破棄しなければ著しく正義に反するものである。

以　上



昭和二七年(あ)第三七七六号

## 判　決

本　籍　富山市大泉町一〇五三番地
住　居　福井県今立郡神明町北野　国立鯖江病院内
厚生技官　三浦貞治　昭和五年三月二八日生

本籍並びに住居　福井県今立郡神明町田所九号一番地
病院事務員　笠島希代枝　昭和六年六月二八日生

本籍並びに住居　福井県坂井郡磯部村中筋三四号一四番地
病院看護婦　齊藤すゞ子　昭和四年七月二一日生

右三浦貞治に対する薬事法違反、業務上過失致死、その余の二名に対する業務上過失致死各被告事件について昭和二七年六月一三日名古屋高等裁判所金沢支部の言渡した判決に対し各被告人並びに被告人斎藤の原審弁護人高田利広及び同樋口俊美から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

昭和二八年一二月二二日判決　昭和二七年(あ)第三七七六号

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

各弁護人の各上告趣旨は末尾添附別紙記載のとおりである。

弁護人高田利広の論旨中には判例違反、憲法違反を主張するものもあるけれども、原審は被告人等の行為は被告人等がその社会上の地位に基き継続的に従事する事務であつて人の生命身体に対する危険を伴うもので、しかも適法の業務であると判断したものであることは判文上明であるから、所論判例違反論及び憲法違反論はいずれも前提を欠くものである。弁護人笠島永之助の論旨中にも判例を挙げて居るけれども原判決が該判例に相反する処は何も無いので問題にならない。その他の論旨はいずれも刑訴法四〇五条所定の上告理由に該当しないし、同法四一一条を適用すべき理由もない。(一)被告人三浦は厚生技官であるけれども薬剤師としての技官である。薬剤師が製剤した場合、薬事法所定の標示を為すべき義務あること勿論である。これは病院の使用人として為す場合でも変りはない。所論薬剤科業務分担表によるも右義務を免るべき理由を見出し得ない。(二)国立病院の製剤については薬事法の適用がないと解すべき理由はない。(三)看護婦が医師の指示に従つて静脈注射をするに際し過失によつて人を死傷に致した場合には刑法二一一条の責を負わなければならない。その他被告人等の過失並相当因果関係に関する原審の判断は正当である)。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二八年一二月二二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第三七七六号

弁護人高田利広の上告趣意

被告人齊藤すゞ子

第一点

弁護人はその控訴趣意書第一点、同第二点において第一審判決が被告人齊藤の医師の指示によつてなした静脈注射を業務行為なりと認定した上これに対して業務上過失責任を問うたことを攻撃して、(1)刑法第二百十一条にいわゆる業務というのは各人がその社会上の地位に基き継続的に従事する事務にして人の生命、身体に対する危険を伴うものを指すのであつて、反覆継続の目的乃至その事実のある限り格別の経験或は法規上の免許等を必要とする場合においてもその業務たるにはこのような経験乃至免許の有無を問はないものとするという従来の判例（昭和二四年(れ)第一四〇九号同二十五年一二月二一日福岡高裁刑一判高裁刑集三巻四号六七二頁、大審昭和一四年(れ)第二三三号同年五月二三日刑三判刑集一八巻二八七頁）に相反して、刑法第二百十一条にいわゆる業務というのには各人が社会上の地位に基き継続的に従事する事務にして人の生命身体に対する危険を伴うものであるのみならず、その事務が適法であることを要することを主張し、(2)被告人齊藤の業務上過失責任を問うには静脈注射が適法であることすなわち、保健婦、助産婦、看護婦法第五条第三十七条の適用を受ける行為でなければならないことを主張し、(3)然し、静脈注射は薬剤の血管注入による身体に及ぼす影響の甚大なること及び技術的に困難であること等の理由により医師又は歯科医師が自ら行うべきもので同法第五条に規定する看護婦の業務の範囲を超えるものであつて、静脈注射は同法第三十七条の適用の範囲外なるが故に、結局被告人齊藤の行為に対して業務上の過失責任を問うことはできない。仮に被告人齊藤の注射器に薬品を充塡する行為に対して業務上の過失責任を問擬するならば、その充薬行為が看護婦の業務であつて、保健婦、助産婦、看護婦法第五条にいう診療の補助行為（弁

護人も同法第五条の診療補助なりと解す）である旨を明確に判示しなければならないことを論旨としたものである。

これに対し、原判決は看護婦が医師の指示により静脈注射をなすことは保健婦、助産婦、看護婦法第五条、六条、第三十七条により当然その業務上の行為であるから、被告人齊藤の行為すなわち充薬行為から静脈注射に至る一連の行為をもつて業務行為と認めることができるから弁護人の論旨理由がないというのである。

かようにして、原判決は弁護人の前記(1)の主張に対して何等裁判をなしていない。これは明らかに日本国憲法第三十二条「何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」の規定に違反するものであつて、原判決は到底破棄を免れない。

第二点

原判決は前記のように看護婦が医師の指示により静脈注射をなすことは当然その業務行為であつて、保健婦、助産婦、看護婦法第五条、第六条、第三十七条に該当するとなすのであるが、同法第三十七条の規定は同法第五条の規定する看護婦の権能の範囲内においても特定の業務については医師又は歯科医師の指示がなければこれを行うことができないものであることを規定しているものであつて、静脈注射は前記のように薬剤の血管注入による身体に及ぼす影響の甚大なること及び技術的に困難であること等の理由により医師又は歯科医師が自ら行うべきもので同法第五条に規定する看護婦の業務の範囲を超えるものである。

かようにして原判決は保健婦、助産婦、看護婦法の解釈適用を誤り、引いては刑法第二百十一条を擬律するの結果を招来したものでその法令違反は明らかに判決に影響を及ぼし且つかように解される結果、看護婦は事実上医師のなす行為一切につき刑事責任を負わざるを得ないことになつて、洵に著しく正義に反することになるのであつて、原判決は到底破棄を免れないと信ずる。

以上



昭和二七年(あ)第三七七六号

被告人笠島希代枝

弁護人笠島永之助の上告趣意

第一点　原審判決は被告人笠島希代枝に関する限り刑法上過失（或は業務上の過失）と目されないものを敢て業務上の過失なりとして処断せられた重大なる事実の誤認があると信ずるを以て、原判決を破棄して原審に差戻さるゝか又は被告人を無罪なる旨の御判を求める。

(1)　原審は被告人笠島希代枝の罪となるべき事実として「被告人笠島希代枝は右国立鯖江病院薬剤科に事務員として勤務し、科長竹越忠守の指揮監督の下に薬剤に関する文書整理並に主任医師の処方箋により各科看護婦から要求せられる薬品交付などの事務を担当していたものであるが、前記日時薬剤科事務室に於て内科病棟看護婦岩佐君子よりブドー糖注射液の交付を求められた際、薬品を取扱う事務に従事する者として其の引渡す薬品が要求を受けた薬品に相違ないかどうかを標示紙に記入せられた薬品名などにより確認し、危害を未然に防止すべき義務があるのに拘らず、之を怠り容器、封緘、標示紙、内容液などの外観が同一であることから、漫然三%スペルカイシ液一〇〇cc在中の容器コルベンをブドー糖注射液在中のコルベンなるが如く軽信して右岩佐君子に交付した結果、前記経緯により看護婦齊藤すゞ子被告に於てこれをブドー糖注射液であるものと速断して注射器につめ、看護婦北川仁子と共に前記二名の患者の静脈血管内に注射し、因つて同人らを死に致したのであり、同中毒死は被告人の業務上の注意義務違反の過失行為がその前者並に後者の前記過失と連結して惹起したものである」と認定している。

(2)　然し原審が認定している(1)記載の事実は寔に粗笨と云おうか、事実の真髄を究明していないと思う。即ち、

(イ)　被告人笠島希代枝は当時漸く満二十歳に達した許りの若輩であつた上、何等特別の薬品の知識も有せず、勿論薬品

を独立に取扱い得ない無資格者であつたのであつて、単に薬剤科所管の事務を上司の命令通りに機械的に整理処理していた単なる補助者にすぎなかつた者である。かゝる者の薬品の取扱を業務上のものと云い得るであろうか、更に又その取扱について過失があつたからと云つてその責任を同人に負わすのは過酷ではなかろうか、斯る者の過失は当然その指揮監督に当つていたもののそれではなかろうか。

(ロ) 然して原審が認定している如く、国立鯖江病院薬剤科の薬品取扱振は薬事法に要求している如く、法定劇薬につき外見一見してそれと判明しうるよう他薬と紛れ易い容器をさけ、又容器には赤枠赤字をもつて品名及「劇」の字を記載した標示紙を貼付し、且つ他の物と区別して貯蔵又は陳列する等して極力他薬との混同誤認を生じないようにすべきに拘らず、之を常に怠つていたものである。

(ハ) 本件にありては被告人笠島を指揮監督すべき地位にあり、薬剤師と云う有資格者である相被告人三浦は劇薬である本件薬品をブドー糖液と同型の一〇〇cc入コルベン容器に詰めて同様の封緘をなし、且つブドー糖注射液に施した標示と同色同型の標示紙に青インクを以て「三%ヌペルカイン」と記入して容器に貼付し、これを右ブドー糖注射液在中の一〇〇ccコルベン容器十数本、外数種の薬品容器と共に滅菌のため漫然滅菌器に入れておいたものである。

(ニ) 本件被告人笠島としては右の如き事情の下にあつたため、滅菌器内のヌペルカイン入容器の混在に気付かざるまゝ一〇〇ccコルベン全部をブドー糖注射液と誤認して之を取出し、所定の製剤室薬品棚に他薬と共に格納したものである。

(ホ) 被告人笠島のこの誤認は当然のことでこの点につき、

I 第一審の第一回公判廷に於て（記録二五丁）相被告人三浦は「素人の方が見ても判らんでしようが、私達が見れば判ります。それには白地に赤枠赤地を以てその品名及び「劇」の字が記載してあります」といゝ。





II 中村計は司法巡査に対する供述調書に於て（記録一〇六―一〇七丁六）私は前に申した通り「コルベン」の「レッテル」は見ましたが書いてある文字は読まなかつたのであります。「ヌペルカイン」液と葡萄糖液はどちらも無色透明で「レッテル」の文字に気がつかなければ絶対に区別がつきません」といゝ。

III 竹越薬剤科長は司法巡査に対する供述調書（記録一五三丁七）に於て「劇薬と普通薬とは当然レッテルを区別しなければならないのであります……中略……それを不注意に依り区別しなかつた為に今回の事件を起したのであります」といゝ。

IIII 被告人笠島は、

(a) 司法巡査に対する第一回供述調書で（記録第三五一―三五二丁）八月二日朝九時頃、何時もの通り薬剤室のブドー糖液を取り出す考へで行きました。上司の人から容器の大きいのから使つて下さいと云ふ話もありましたので戸棚の中を見たらなかつたので滅菌器の中を見たら入つておつたので、その大きい葡萄糖液を取り出すまでに容器内の薬を全部一応戸棚に納めました。私は何時も百、二百の容器は葡萄糖液に限つておりますので一々標示を見ず葡萄糖液だと考へて一ヶ所に集めて納めました。その他の容器は大小ありますので一々標示を見て区別して戸棚に並べたのであります云々」

(b) 司法巡査に対する第二回供述調書（九一〇）で（記録三四九―三五〇丁）「薬名が書いてある瓶のレッテルは横に細長き型で中に四角の青い枠があり、その中に青インクでペンで書いて（ヌペルカイン）あるのかヌペルカイン液で青色スタンプの字は葡萄糖液でありますが、蒸汽の為、その字体が不鮮明となりますから字体をよく検べねば一寸判別致し兼ねる様なレッテルが貼つてあるのと蓋にセロファン紙の四隅がレッテルの上部を覆つて居るので一瓶一瓶よく検べねば一寸見ただけでは非常に間違い易い容器であります。私が瓶のレッテルをよく改め

ぬといふ事はその責任もありますが、前に申上げましたような訳で劇薬入りの瓶の型でも違へて居ればこの様な失態は演ぜぬかも知れないと今思ふ次第であります」云々。

(c) 神野検事に対する供述調書（十一）（記録三五八丁）「申し遅れましたが、一〇〇ccのコルベンは今迄は全然使はなかつたのですが、本年七月頃から使ひ始めたのです。一〇〇ccを使ふ様になつたのは夏期で葡萄糖が開封してをくとすぐ悪くなるので容器を小さなコルベンにして使ひ残しをこしらへない様にするために一〇〇ccコルベンを使つたので一〇〇コルベンを使ひ始めてからずつとブドー糖溶液許りにつかつてゐたのですまさか一〇〇ccのコルベンにヌペルカインを入れるとは思はなかつたのであります」

(ハ) 然も、相被告人三浦は被告人笠島が本件薬品をブドー糖液等と混在したまゝ格納している事実を現認しながら、被告人笠島の労を謝するのみで（記録二七五丁検察官の陳述、被告人三浦の検察事務官に対する供述調書記録第三三六―三三七丁八、九、十）（被告人笠島の検察官に対する供述調書三五六丁裏）ヌペルカイン液混在の事実を告げなかつたので（前述の被告人三浦の検察事務官に対する供述調書、一〇）被告人笠島の誤認を解く由もなかつたのである。

(ト) かくて被告人笠島が本件薬品等を他の薬品と混入して岩佐看護婦に手交した時は数名の看護婦が薬品を取りに来ていて多忙を極めていたのでこれをそのまゝ岩佐看護婦に手渡するハメになつたのが実情である（岩佐君子の証人訊問調書記録二六四丁裏）

(3) 斯の如き事態の下に於ては被告人笠島希代枝のみならず、何人が同人の立場におかされても同様に本件薬品が劇薬の「ヌペルカイン」入のコルベンと気付く由もなかつたと云うことが出来る。即ち斯くの如き事情の下に於ける被告人笠島希代枝の本件薬品交付には一般平均人としてその他のことが期待出来なかつた事態にあつたのである。然らば同人の





所為は刑法上過失の責任を負わすべき非難に値しない所為であつたと云うべきである（昭和十年二月二十二日大審院判決）（山田洋一郎篇最新大審院刑事判例集成四三頁）若し被告人笠島の所為に関して非難さるべきことがありとすれば国立鯖江病院の薬劇科の薬品の取扱振であり、又直接には適切な指示を与えなかつた相被告人三浦の懈怠であると云うべきで被告人笠島の過失は是等の者のそれに吸収されているもので独立して刑法上過失犯の責を（一応道義上の非難は兎も角）負わすべきものでないと信ずる。

(4) 更に、仮りに被告人笠島希代枝の所為を以て刑法上非難に値するものありとするも、その過失たるや上述する如く全く軽微のものであつて果して非難に値するかどうか疑わしき程度のものであると信ずる「疑はしき場合は被告人の利益に従う」と云う刑法上の大命題はこの場合にも当然適用せられて然るべきであるから、この点から観ても被告人笠島希代枝の過失責任を否定すべきものであると信ずる。更にこの点は次の事実からも主張せられ得る。即ち原審認定の如く被告人笠島より本件薬品の交付を受けた看護婦岩佐君子に於ても本件薬品入コルベンがその容器及色合等が葡萄糖液と同じことから自分の要求した葡萄糖液だと誤信して病棟に持ち帰り、内科処置台の上に一旦おいて他用の後、自己受持の患者に対し葡萄糖液注射の為処置台のところえ立ち戻り注射器につめんとして偶々右の容器の品名に気附き、その3%ヌペルカイン入なることを知つたが特段なる方法を講ぜずして単に処置台の隅に片寄せたのみにて放置しておいた（同人証人訊問調書記録二六五―二六六丁）ため相被告人看護婦齊藤すゞ子は不注意にも之を注射器に詰めて本件事件を発生せしめたのである。斯くの如く岩佐君子が本件薬品を劇薬と現認しながら放置しておいた為、本件事件が発生したのにもかゝわらず、起訴もされざるまゝになつているが、それは同人の所為が刑法上過失犯の責任を負わしめるまでの非難に値せずと判断せられたが為に起訴を免れたものと考えられる。然らば看護婦でもない薬剤師でもない単に事務の補助者であつて機械的に動いた無資格者である被告人笠島希代枝の所為はそれ以下の低度のものである以上、当然不

間に附せられるべきものであつたと信ずる。

(5) 更に現行刑法上過失の未遂犯は存在しない。

被告人笠島希代枝に於て仮に刑法上非難に値する過失があつたとしても、前述の如く同人より本件薬品入のコルベンの交付を受けて持ち去つた岩佐君子は本件薬品を劇薬と気附いて之を使用しなかつたのである。その後に於て相被告人齊藤すゞ子は不注意にも本件薬品を使用して不幸なる本件を発生せしめたのである。即ち被告人笠島希代枝の過失はずゞその後者である岩佐看護婦に対する関係に於ては既に未遂であつたのである。その後に於て相被告人齊藤に於て本件結果を発生せしめたからと云つても被告人笠島希代枝の立場からすれば、その行為は岩佐看護婦に対しては直接であつたが齊藤看護婦に対しては間接であつたのであつて、より関係のないものである。然るに前者に対する関係に於ては未遂であつて、過失犯が成立しないのである以上、後者に対する関係に於ては未遂でもなんでもない関係にあると云うべきである（抑々後述の如く、被告人笠島希代枝の所為と被告人齊藤の所為による結果発生との間に因果関係を認めることが無理な所以の証左）然らばこの点より論理的に論して被告人笠島希代枝には過失犯の成立を認むべきものでないと信ずる。

第二点 被人笠島希代枝の本件所為が刑法上非難さるべき過失なりとするも、その所為と本件致死との間には相当因果関係がないのにもかゝわらず、原審はこれあるかの如く判断せられたるは判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があると云うべきであるから破棄を免れないものと信ずる。

(1) 前述した如く（第一点(5)）刑法上過失犯の未遂はない。被告人笠島希代枝から直接本件薬品を持参した岩佐看護婦からは本件の如き結果は発生しなかつたのであつて、却つてその結果が発生したのは本件薬品を直接持参しない本件薬品に関する限り、第三者の関係にあつた相被告人齊藤の所為から発生したものである。



即ち、被告人笠島と直接関係のあつた岩佐看護婦に対する関係に於ては笠島被告の所為は未遂に終つたものであつた以上、それよりも関係のうすい相被告人齊藤看護婦の所為から発生した本件致死の結果に付、被告人笠島の過失犯を認めることは何としても条理に背反する。その条理に反する予質の生ずる所以は凡らく被告人笠島の所為と相被告人齊藤の所為との間に規範的な相当因果関係ありとなされることが抑々無理なことに基因するからであつて、即ち両者の間には相当因果関係を認むべからざるものであり、笠島被告の所為には過失犯を構成する余地がないと断ずべきものがある。

(2) 本件に於て相被告人齊藤すゞ子が偶々処置台にあつたヌペルカイン入コルベンをブドー糖コルベンと早合点して注射器に充塡し、本件悲しむべき結果を発生せしめたのであつた。そのヌペルカイン入コルベンは看護婦岩佐が被告人笠島希代枝から両者共ブドウ糖注射液と誤認して取寄せたものであつた。岩佐看護婦は之を自ら自己の受持患者の為注射器に充塡せんとした際に看護婦として当然為すべき注意をなしたが為に劇薬であるヌペルインなることを容易に発見しえることなきを得たのである。

それにも拘らず、相被告人齊藤看護婦はうかつにもそれを使用したのであつた。即ち相被告人齊藤は相被告人笠島から取寄せたコルベンであるとなしにかゝわらず、偶々処置台にあつた溶液を色合などからブドウ糖なりと誤信して之を使用したまでのことであつて、それが被告人笠島から岩佐看護婦に渡り、それが処置台にのせられた一連の行為とは特別に何等の関係はなかつた全く偶発的なものであつたと見るべきである（大正三年(れ)第一八一四号同年九月一日大審判決刑録二〇輯）

第一審の伊藤裁判官は岩佐看護婦が本件薬剤が劇薬と気附いて之を取り除けておいたことを以て被告人笠島等の過失が補足是正されて因果関係の中断が生じたとして、被告人笠島外一名を無罪としたのであつた。伊藤裁判官は本件の審

理に当り、或は実地検証し、或は直接多数の証人訊問をなすなどしてつぶさに実情を見聞した結果、本件の如き事実関係に於ては何としても被告人笠島等の所為を以つて相被告人齊藤が惹起せしめた過失死致との間に因果関係ありとして之に刑事責任をも負わしめられなかつたので、その無罪の事由を因果関係の中断に求めたのであつて、同裁判官はその中断を右の如く岩佐看護婦の隅に取り外けた所為を以つてしたため原審では未だに以つて補足是正ありとはなし得ないとして、第一審判決を覆す結果となつたものと信ぜられる。然しながら、岩佐看護婦がなしたように相被告人齊藤に於て看護婦として当然遵守すべき注射器に充塡する前後に注射液のレッテルを確かめると云ふ注意を一片だに払つておつたならば、当然コルベン入りの薬剤が劇薬のヌペルカインであることに気附き本件の如き不幸なる結果は断じて発生すべきものでなかつたところに求めるべきであつたと信ずるのである。

即ち本件の結果発生に対する因果関係は岩佐看護婦の不注意又は被告人齊藤の看護婦として当然払うべき注意を払はずに行動したことから（偶発原因）改めて初まつたものであつて、被告人笠島の岩佐看護婦に対する本件薬剤の交付とは別個のものであり刑法上の規範的因果関係はないと云ふべきである。

(3) 尚又、被告人笠島としては本件薬品に薬事法に要求している如く、相被告人三浦に於て紛れ易い容器をさけたか或は赤枠の赤字を以て品名が記され「劇」の字が記載した標示紙が貼布されておつたなら、之をブドウ糖などと誤認して手交するようなことは断じてなかつたであろうし、又如何に相被告人齊藤と雖も本件の如き誤を犯さなかつたであろうと云ひ得る。然らば、被告人笠島の所為と本件致死との間には有責の因果関係は認めらるべきでないと信ずる。

(4) 更に第一審判決は上述の如く、被告人三浦及同笠島の所為と被告人三浦に於て惹起せしめた本件過失致死との間には刑法上相当な因果関係のない所以を岩佐看護婦に於て本件薬品の劇薬なることを現認し、之を隅に取りのけたことに求めたのであつた、原審はこれに対し、右岩佐看護婦の所為では因果関係の中断にならずと判示したのであつた。



然し、原審に於て荒谷弁護人が答弁書（記録四八六丁）に於て述べている如く、薬品の知識を有する看護婦岩佐君子に於て本件薬剤を劇薬であると知つた以上、被告人笠島に於て同薬剤が劇薬である旨告げたも同然であつて然も看護婦として之が使用によつて過誤が犯されないようにすべき法律上義務ある者の保管下に移つたものである以上被告人笠島に於ける過失はこゝに拭われ、その過失は補正せられたと云ふべきであつて、その後の結果発生につきては新なる因果関係が発展したものであつて、被告人笠島の行為とは何等関わるところがないと云ふべきである。

本件に於てはその後に於て之亦薬品の取扱について特段の注意義務を負担している看護婦相被告人齊藤の保管下にあかれ同人の重過失によりて事件結果が発生したのである。然らば、本件結果と被告人笠島の過失の間には刑法上有責と非難せられるべき因果関係はあり得ずと信ずる。

**以上種々の観点より論じても、本件に於て被告人笠島の行為と本件結果発生との間には刑法上有責なる因果関係があり得ないのにも拘らず、之ありと為された原審判決は判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があるので破棄を免れないと信ずる。**

**第三点** 原審判決には次の如き判決に影響を及ぼすべき事実の誤認があり、更には法令の違背があるから破棄を免れないものと信ずる。即ち前述の如く本件に於る第一審の裁判官伊藤判事は本件につきつぶさに実地検証をなし、直接多数の証人を訊問した結果、被告人三浦、同笠島の判示の如き所為は相被告人齊藤看護婦が惹起せしめた悲しむべき結果に対し、刑法上の責任を負わすべきものでないと確信して無罪を宣告したものである。然るに原審に於てはたやすくこれを破棄して自判し、両人の有罪を宣告したものである。

この点に於て原審は重大なる事実を誤認していると推断せられるのであるが（第二審なる原審が第一審判決の事実認定を覆すときは宜しく原判決を破棄して第一審に差戻して審理をなさしむべきであつたと思う――然るに、原審に敢て之を

自判して被告人のこの点の上訴による不服の道を一応塞いだ結果となり不当だと考えられる）更には第一審の伊藤裁判官は上述の如く、本件を具に詳細に審理して自由心証により被告人笠島の無罪を確信して判決せられたのであつた。その法律上の理由に於て原審の云う如くいさゝか不備な所があつたとしても結果に於て被告人笠島の所為が刑法上過失犯を構成すべきものでないとしたことは、結局正当であつたのである。

原審は深く思をこゝに致さずして、たやすく被告人笠島を過失犯に問責したのは判決に影響を及ぼすべき法令の違反があつたものと確信する。

第四点　仮りに被告人笠島希代枝に対して原審認定の如く本件過失致死の刑責を負わしめねばならないとしても刑の権衡を失して刑の量定が甚だしく苛酷であると信ずる。

即ち刑事責任には大小があり強弱があつて、本件に於て起訴された被告人三人につき被告人三浦貞治には懲役拾月、被告人齊藤すゞ子には禁錮拾月両者に対して二ヶ年間の執行猶予を被告人笠島に対しては罰金参千円之を完納しない時は金弐百円を壱日に換算した期間同人を労役場に留置する旨の刑を云渡されたのである。本件被告人三名に対し本件につき刑事上の責任ありとなされる以上、その課せられた主刑につきてはまづ異論のないところかと考えられる。然し、相被告人三浦、同齊藤に対しては何れも執行猶予の恩恵に附せられたのに対し、被告人笠島に対してのみはこの恩恵に附与せられなかつたことについて異論を述べざるを得ない。即ち本件三名の被告人は将来再びかゝる行為を繰返すようなことはなかろうと信ぜられる所である。されば相被告人三浦、同齊藤等は執行猶予期間が満了すれば罪刑共に消滅してしまふ結果となることは必定である。然るに最も軽いと看られている被告人笠島のみは何時までたつても罪刑共に存していやでも三千円納付しなくてはならない。若し之が納付をなさない時は十五日間いやでもおうでも労役場に入らなければならない結果となつてあらわれるのである。即ち一番罪責の軽いものが事実上課刑せられることゝなり、罪責の重い者が却つて事実上





課刑せられない結果となるのである。

斯の如く課刑の実体を看取するとき原審判決の内容は均衡を失した全く不当極まる結果となるのであつて、かゝる課刑方法は法の予想せざるところであると信ずる。仍て如何にしても被告人笠島希代枝に対し本件につき、刑事責任を負わさねばならないとするならば、他の二名の被告人等と同様（刑責の大小は既に主刑に於て斟酌せられているのであるから）執行猶予の恩恵に浴せしむべきものであると確信する。仍て当審に於て是非共被告人笠島にもその罰金刑につき執行猶予の恩恵を附せられることを切望するものである。

以　上

被告人三浦貞治

弁護人米沢庄次郎の上告趣意

本件被告人三浦貞治は第一審で相被告人笠原希代枝と共に無罪の判決を受けたものであるが、検察官の控訴により控訴審である原審で第一審判決を破毀して有罪を宣せられたものである。それだけ、本件事実の認定及び法律の適用には議論の存するものである。

しかし、原審の判示した事実の認定及び法律の適用については実際に即せず常軌を逸している。その原審のした事実の認定、法律の適用と謂うのは、原審判決中に

罪となる事実、法律の適用

として各判示されてある通りであるからこれを援用するが、これは全く事実は合致せず真想を離れた判断で、法律の適用も法理に反し不当である。約言せば重要な事実を滑走して逸脱し、或は重要ならざる事実を取上げてこれを理窟的に演釈して有罪資料に供する等不当の判決であると信ずるから、これらを叙述上申して慎重御審理を求める次第である。

本件の事実は原審判決に判示されてあるが、更にこれを簡明に述べれば、国立鯖江病院薬剤科に勤務する厚生技官である被告人三浦貞治は、直属上官である同病院薬剤科長から同病院耳鼻科の請求する三%ヌペルカイン一〇〇ccの製剤を命せられたから三浦被告はこれを承けて同病院製剤室において同薬製剤の原薬及び蒸溜水等を配伍して他の薬剤と共に滅菌工作に付した。尤もこの場合三浦被告はそのコルベンに青インクで三%ヌペルカインと書いた標示紙を貼付したが、旧慣により薬事法三五条第二項に規定されてある標示方法は採らなかつた。

するとその翌朝、同病院薬剤科の事務員である相被告人笠島希代枝は、三浦被告が右滅菌に付した薬剤を滅菌器から取出

して、これを三浦被告が常にするように元の製剤室に搬入して呉れた。依つて三浦被告は、自分のなすべきことを手伝つて呉れたのであるから笠島被告に対しその労を謝したのである。しかし、当時三浦被告は調剤室、即ち薬局の多忙を見受けたのでその調剤を補助していた。

而して三浦被告が右薬局における調剤を補助している間に右笠島被告は三浦被告に無断で同人不知の間に右ヌペルカインを他の注射液と共に薬剤科事務室に持込んだのであつた。

薬剤科事務室に持込んだ笠島被告はその持込んだ薬品名を一々検すべきにこれを検せず、本件ヌペルカインを葡萄糖注射液なりと軽信したものである。それでその笠島被告の下へ注射液の交付を求めに来た病棟付看護婦岩佐君子に対し、右軽信しているヌペルカインを葡萄糖注射液として交付し、交付を受けた岩佐看護婦も亦薬品を確めず、薬名も検せずにそのまゝこれを葡萄糖注射液と信じて病棟処置台に運んでおき他用を弁じた。他用を弁じ終へた右岩佐看護婦はそれから受持患者の注射を行うべく、右処置台に至つて台上のコルベンを見て、これは三%ヌペルカインで葡萄糖注射液でないことを発見し、自己の運んだものであることも考へず又気付かずに誰が持つて来たか危険であると考へ、これを他人の注目を惹くべく巾約二メートル、奥行約一メートル余ある前記処置台の右端上方部に片寄せて置いて受持患者の注射を了した。

その後に至り相被告人齊藤すゞ子は、右岩佐看護婦が危険を感じ、態々処置台の右端上方部に片寄せてあつた右ヌペルカインのコルベンを手許に引寄せて薬名を全然検せず、これを葡萄糖注射液なりとして注射器に詰め（看護婦は注射するまでに処方箋記載の薬剤に相違ないかどうか、少くも三回注視対照する業務上の注意義務がある。沢田百合子証言供述参照）、患者二名に注射したため本件惨事を惹起した事実である。

以上の事実は本件記録、即ち本件各被告人、関係人北川仁子、沢田百合子、岩佐君子、竹越忠守、大野文一、京藤恵美子等に対する警察官及び検察官作成の供述調書の記載、警察官の実況見分書并に第一審における大野文一、沢田百合子、京藤





恵美子、北川仁子、岩佐君子等の各証言、検証調書の記載等により明白である。

而して原審は、被告人三浦の行為につき判示の如く事実を認め、これが証拠としては第一審検察官の提出した控訴趣意書記載の各論示に挙示した証拠を綜合して認むるに十分であると説明されてあるから、更に、その検察官提出の控訴趣意書を観るに

イ　第一審証人中山俊二の赤字、赤枠の標示紙存在に関する記録二九五丁記載の証言

ロ　被告人三浦の検察官に対する同被告は笠島事務員が滅菌器から取出していたのを見て有難うと挨拶し調剤室に行つたとの記録三三六丁裏記載の供述

ハ　岩佐君子の警察官及び検察官に対する笠島事務員から薬剤を受取つた以降の経過事実并に同人の第一審における同一事実の記録一四〇丁以下、同一四九丁裏以下及び二六五丁各記載の供述又は証言

である。仍つてこれらを対照して観るがこれらを依つては被告人三浦の行為が責任ある違法のものであるとは首肯できぬ。却て本件は罪となるべき事実でないと信するから、これらを左に上申する。

第一点　劇薬三%ヌペルカインに対する薬事法第三五条第二項所定の標示義務者は被告人三浦貞治ではない。

(一)　本件劇薬三%ヌペルカインは、三浦被告が国立鯖江病院のために同病院薬剤科に勤務する厚生技官として直属上官の薬剤科長竹越忠守の命により同病院製剤室で原薬等を配伍した末これを滅菌に付しただけのもので、溶解度、清純度（不純物有無其他）等の鑑別、検定未了のものである。であるから、この程度では製剤を完成したと謂へないものである。しかしこれを仮りに製剤を完成したものとするも、その製剤は三浦被告が右述の通り薬剤科勤務の厚生技官たる職務で製剤したもので、薬剤師たる免状を有するからとしてその薬剤師たる資格で製剤したものでもなく、勿論、個人として製剤したものでもない。製剤者は国立鯖江病院であり、三浦被告は被用者の立場におかれているものに過ぎない。

(二) 右の事実は昭和二四年法律第一五一号厚生省設置法の目的、任務、権限に同法第一五条、第二一条、又それから定められた同年厚生省令第三八号、厚生省組織規程第三七条、第三八条、第一一二条乃至第一一七条并に同規程附属の別表第一、等と、第一審公判廷において領置せられた証第六号の製剤請求簿を併せ参照せらるゝにより明白である。然るに起訴状及び原審判決の各事実冒頭には、何れも被告人三浦は国立鯖江病院薬剤科に勤務し薬剤師として本件犯行に及びたる如く指摘されてある。これは大きな間違いで、三浦被告は薬剤師の免状はあるが、薬剤師として本件の行動をしたものでない。この点は前項に述べた通り厚生技官としての職務行為であることは、記録上も法規上も根拠あつて明白である。それを薬剤師として本件の行動をした如くされたこと真想を故更に曲解したもので、曲解したところに、本件はその根本に不純性あることの一端を露呈していると観るべく、即ち適用すべからざる薬事法を適用せんとする苦慮からであると思考せられる。

(三) 又三浦被告は右述の如く被用者の立場におかれるもので、殊に技術と事務とは内部組織上その担当業務を別異にしている。即ち記録一五六丁の薬剤科業務分担表の通り同科は調剤室、薬剤科事務室、製剤室及び麻室に分けられ、各室の業務分担者が定つている。而して三浦被告は製剤室の業務を担当している者であるが、製剤技術上以外の事務は右薬剤科事務室が担当するのである。即ち、製剤室は製剤したものを薬剤科事務室に引継くのである。引継を受けた事務室はこれにより帳簿の記入その他の手続をして、その製剤は診療科なり、調剤室に交付して整頓するものである。この事実は前掲の薬剤科業務分担表の外に記録第一五一丁以下の竹越忠守の供述調書の記載に徴するも推認するに十分である。

又国立病院の製剤する薬剤につき薬事法が適用せられるかどうかは、右(二)に述べた法令から観て甚だ疑問であるが、仮りに薬事法が国立病院の製剤に適用あるものとするも、右述の理由により薬事法第三五条所定の標示事務は事務室の



担当業務で、三浦被告の担当する製剤室の業務範囲でないから三浦被告の責任行為でない。

これを要するに、(1)三浦被告は原判決が判示するように薬剤師として挙示される業務を担当するものでなく、厚生技官として国立病院に勤務し、職務として記録一五八丁業務分担表に記載せられる製剤室における各種院内の製剤を担当し、調剤を補助するのみである。(2)本件ヌペルカインは原判決判示のように、三浦被告は薬剤師の免状はあるが薬剤師として製剤に従事したものでなく、国立鯖江病院薬剤科に勤務する職員、即ち厚生技官の職務として製剤に従つたものである。(3)故に本件ヌペルカインの製剤者は国立鯖江病院であり、同病院は薬事法には適用せらるべきものでない。適用ありとなさんには昭和二三年法律二〇五号医療法の場合の如く同年政令第三二六号医療法の特例等に関する政令発付により明確せらるべきに、薬事法には特例発付がないから、薬事法は国立病院の製剤には適用ないものと解すべきである。これが適用ない限り本件に薬事法違反の問題は生する余地ない。(4)厚生省は右に反対し、積極説であるが、これは薬事法を行政的に扱うて類推又は拡張した見解で不当である。これは罪刑法定主義からいうても、社会主義から観ても将亦解釈法から論しても許さるゝものでない。(5)仮りに薬事法が国立病院の製剤に適用せられるとしても本件剤薬ヌペルカインに対する薬事法第三五条第二項の標示は病院内部における業務分担上事務室の担当する業務で、三浦被告のなすべき業務範囲に属せぬこと明白である。

然らば即ち原審は証拠と反対の事実を認定し、或は国立病院の法令による製剤権を無視若しくは逸脱して薬事法を根拠なくして適用し、被告人三浦貞治に有罪の判決を言渡した不法あるものである。

第二点　仮りに右第一点に述べた事由が理由なしとするも、本件の薬剤は製剤を完成したものでない。従つて薬事法所定の標示は法律上未だなすべき時期に到つていないから、罪となる事実というべきものでない。

(一) 本件剤薬三%ヌペルカインなるものは、第一点の(一)に述べた通り原薬等を配伍して滅菌しただけのもので、その後に

なすべき製成上の鑑別、検定等未了で、法的に云へば、製剤に従事した三浦被告の手裡を離れざる同人占有中のものであつた。それを事務員である相被告人の笠島希代枝が事実要旨の部に述べた如く、滅菌した薬剤全部を滅菌器から取出して薬剤を製剤室へ搬入してくれたのである。これは三浦被告の行うべき業務を補助してくれたのであるから、三浦被告はそのとき直ちに製成上の鑑別検査をなすべきであつたが、当時被告に対しその労を謝したのである。それで三浦被告はそのとき直ちに製成上の鑑別検査をなすべきであつたが、当時調剤室の多忙を知りその補助をしておつた。こゝまでは無事であつたのであるが三浦被告が右調剤業務を補助している間に前記の事務員である笠島被告は不注意にも、三浦被告に無断で且つ不知の間に本件ヌペルカインを葡萄糖注射液と誤信して他の注射液と共に薬剤科事務室に搬出し、遂に葡萄糖注射液と誤信の下にこれを看護婦岩佐君子に交付し、交付者も受領者も薬名を対照すべき業務上の注意を欠きため過失致死の結果を惹起したものである。従て以上の経過により本件製剤は実質も形式も未完成のもので、その未完成品を製剤室から持出されて薬剤科事務室に搬入されたことは三浦被告の意外とするところで、三浦被告より云へば占有を侵奪されたものに外ならぬ。

これらの事実は記録三一七丁の三浦被告、同三三九丁以下の笠島被告に対する各供述調書記載により明瞭である。

(二) 右の事実により本件三%ヌペルカインは未完成品即ち製剤中の域を脱せぬものである。薬事法第三五条は薬品として取扱うべき薬剤を指称するもので、薬剤中や、未完成品を取締る目的で規定されたものでない。従つて成規の標示は必要とせない。標示がなくても罪となる事実と云うべきものでない。

然らば即ち本件の三%ヌペルカインは製剤未完了で製剤中の域を出てないものであるから薬事法所定の標示規定は未だ適用せらるべきものでないのに、これを適用して有罪の判決を言渡した原判決は、法則を不当に適用した不法あるものである。

第三点　更に第二点に述べた論旨が理由ないとしても被告人の行為は犯意を欠くから薬事法違反罪を構成するものでない。





(一) 三浦被告が本件劇薬三%ヌペルカインの製剤に従うたことは上司の命令によるもので、又その目的は三浦被告の勤務する国立病院所要のもので、同病院のためにしたものであることは上来述へた事実関係とこれに照応する指摘した証拠により明白である。

(二) 又、右の製剤は三浦被告の担当義務であるが、薬事法所定の標示規定が国立病院の製剤に適用せられるものとせば、元は病院の内部規程である業務分担（記録一五八丁参照）により薬剤科事務室の業務に属する外に、製剤室の担当業務とは旧慣的に従来しておらないのみならず、上司も亦必要としてゐなかつた（第一審判決の説示参照）のであるから、被告三浦が本件の薬剤に薬事法第三五条による標示をしなかつたことについてはその犯意がないものである。然らば即ち本件の薬剤につき薬事法の適用あるものとしても三浦被告についてはその犯意を欠くものであるから、薬事法違反の成立を阻却するものである。然るに原審は、この点の判断を遺脱して三浦被告に対して有罪の判決をしたことは法則を不当に適用した不法あるものである。

第四点　三浦被告は本件業務上過失致死事件に無関係である。

原判決は三浦被告に対し、業務上過失致死事件につきその責任を問うに当り左の如き事実を認定した。

(一) ヌペルカインは……劇薬であるから、外見上一見してそれと認識しうるよう他薬と紛れ易い容器を避け

(二) 又、容器には薬事法の要求に従い赤枠、赤字をもつて品名及び「劇」の字を記載した標示紙を貼付し且つ他の物と区別して貯蔵又は陳列して他薬との混同、誤認を生しないよう措置すべき業務上の注意義務があり

(三) 特に多人数が職務を分担勤務する病院の薬局においては右の義務は一段厳格な規律を要請される

とある。然れとも、右の判示は本件被告人等に対する注意義務違反ありとする前提事実であるが、理想としてはよいかも知れんが、現実は左様に簡単なものでないばかりでなく本件の実状に副はぬ点もある。(一)の点は本省の方針と予算

面に拘束せらるゝ事項であり、(ニ)の点は調剤室即ち俗称薬局では旧来より実施しつゝあるところである、(ニ)の点では本件は薬局で起きた出来事ではない。事務員が担当者に無断で製剤室から薬剤を薬名を見すに持出し、更に薬名を見すに渡し渡されたものも亦薬名を見すに受取つたことから起きたもの判示の如き大業のものではない。又病院は日常薬品を取扱うこと、司法官や弁護士が日常法律を取扱い、人の身体、名誉、財産権につき処理するのと異ならないのであつて、これらの取扱いは業務者の集りであり、殊に薬品には総て品名が記載せられてあるが大半は薬名を正確に呼称せず略称をもつてする実状で、素人が考へる程心配なものでなく又危険なものでもない。

次に原審判決は三浦被告は右の注意義務を怠り

(四) その製剤した前記ヌペルカインを同時製剤の葡萄糖注射液（両者は共に無色透明で外観上これを識別出来ない）と共に同型、同大の一〇〇cc入コルベン容器に詰めて同様の封緘をなし且つ薬事法第三五条の要求に違反して、葡萄糖注射液に施したと同様の青枠白地の用紙に青インクをもつて「三%ヌペルカイン」と記入したのみの標示紙を容器の右同様部位に貼付した上、滅菌のため右葡萄糖注射液一〇〇cc入コルベン容器もろとも同日午後八時過頃から翌二日朝まで同一の滅菌器に混入存置した

(五) そうして同朝九時三十分頃、薬剤科勤務の事務員で上司である被告人ら薬剤師の業務を補助し各科看護婦に対する葡萄糖などの注射液引渡の事務を担当していた笠島希代枝被告がその事務遂行に必要な葡萄糖注射液の容器を求めて右滅菌器の中を窺い、在中の一〇〇cc入コルベン容器を全部葡萄糖注射液と信じたゝめ、これを取出して、普通薬を貯蔵する製剤室製品棚に納め、もつて右ヌペルカイン入容器を他薬の葡萄糖注射液の容器などゝ共に混蔵せしめるに至つた

(六) 三浦被告は、右滅菌液容器に他薬と混入してヌペルカインの三%溶液を滅菌しておいたことを不注意にも忘却して





おり、右笠島の行為を現認しながら同人に対しその労を謝するのみで何等右劇薬が他薬と混在して陳列せられることに特に容器標記封緘及内容液の外観が全く同一である葡萄糖液と混在することの危険に想到することなく、漫然、笠島被告の右過失行為を看却すると共に右ヌペルカイン容器を所定の劇薬格納場所に蔵置する措置を忘失し

(七) 因つて笠島被告において右ヌペルカイン容器葡萄糖注射液と誤信した儘同日午前病棟看護婦岩佐君子に対し、これを葡萄糖注射液として交付したゝめ岩佐君子もこれを葡萄糖注射液と誤信して、何等劇薬ヌペルカインを必要とせず又その取扱の例のない内科病棟処置室に持運び、看護婦らにより注射液の充薬などに供用せられる同室処置台の上に置いたので、更にその外観により同様これを葡萄糖注射液と誤認した齊藤被告は……入院患者……に対し、その静脈血管内に注射し、これがため右両名を同日午後一時十五分頃ヌペルカイン中毒により死に致した

(八) 右の中毒死は三浦被告の前記諸般の業務上の注意義務違反の過失行為がその後者らの過失と連結して惹起したものである

と判示された。

然れども三浦被告としては、(四)の事実は主として製剤室内における製剤従事者のみの業務で、而かも外部と接渉のない行為で殊に危険又は危害を予期し得る行為でもないので、これらは従来製剤に従事する者の自治に任かせられている。具体的に云へば無色透明ということは大部分の薬品がそれである。コルベンの同型、同大は病院備品の統一からである。薬事法と標示紙との関係は第二点に述へた通りて製剤中のものに法律は法定の標示紙貼付を要求しているものでない。(五)の事実中笠島被告は三浦被告の部下ではなく、同人は薬剤科長から命ぜられて入院患者の注射液引渡業務を担当している者である、記録一五八丁参照。そして笠島被告はその担当業務遂行のため滅菌器在中のコルベンを窺うたかどうかは三浦被告としては判らぬが、若しそうなら必要な注射液を持去るべきが当然であるまいか。然るに持去ることなく滅菌器在中

の薬品は全部取出し、これを製剤室内に搬入してくれた。しかし搬入により劇薬普通薬を混蔵せしめたと観るのは不当である。これは右㈣の場合と同様製剤中であるから製剤従事者の自治行為の結果に外ならぬ。㈤の事実中、忘却とか、看却とか、或は忘失とか云われることは三浦被告に関する限り無関係である。何となればそれは右㈤に述べた笠島被告が三浦被告に代つて滅菌器から薬品を取出して全部これを製剤室に搬入しくれたときの状景を云われるのであるが、事務室に持去らすに製剤室に搬入したのは第二点に述べた如くそれらの薬品の製成上につき鑑別、検定を要するからである。従つてその搬入は鑑別、検定のためで、収納でも陳列でも蔵置でもない。又搬入品は未完成薬剤であるからそのまゝでは製剤室外へ持出せぬものである。故にこの場合には忘却も笠島の過失も、その過失の看却実際の事実として三浦被告の注意義務違反となすべきものはあり得ない。ありとすることは吾人の実験則、社会通念に反する。判示の業務上注意義務なるものは作文である。㈦、㈥の事実は三浦被告に関係なき他の被告の注意義務違反の点であるから省略する。而して原判決は、笠島被告が三浦被告の行為を補助して滅菌器から薬品全部を取出してこれを製剤室に搬入したことは説示されてあるが、更に同室から注射液等を事務室へ無断持出されたことは全然説明を欠いているのは不可解である。この点は、原審の注意義務違反による過失ではあるまいか。

本件の過失致死事件は、要するに笠島被告が三浦被告のため滅菌器から薬品を全部取出しこれを製剤室に搬入し、三浦被告の製成上の鑑別、検定に備えたものを、その後三浦被告に無断で且つ同人不知の間に本件ヌペルカインを標示薬品を検せずして葡萄糖注射液と誤信して他の注射液と共に搬出してこれを薬剤科事務室に持込み、而かも尚その過信を続けて標示薬名を見ることなく、病棟付看護婦岩佐君子に葡萄糖注射液として交付し、同看護婦も亦標示薬名を検することなく受領したること等が過失の原因で、本件ヌペルカインを滅菌器から取出し、製剤室に搬入したまでの行為には、本件過失致死を惹起するに足るべきものと認むべき過失の原因は存在せぬ。而して液体薬品は無色透明のもの多く、又コルベンにも同型、同大で劇薬、普通薬等多種あるも、これらは標示紙の如何に不拘日常薬名の注視により取扱つており、曾て間違を起したことなかつた。今次の本件過失原因は右陳の如く笠島被告が無断製剤室より薬名を検せず持出し、以降これを受授する者相互に薬名を注視せざりしことに基因するものであつて、三浦被告はこれに無関係である。

然らは即ち、原判決は注意義務違反の責任の所在を誤解し、被告三浦に対し有罪を宣したもので法則の適用に不法あるものである。

以　上

昭和二七年(あ)第三八六二号

判　決

本　籍　高知市旭上町四〇番地
住　居　同市同町六番地
製網業
西川一武
明治三七年九月一八日生

右の者に対する横領被告事件について昭和二七年五月二日高松高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人三宮重教の上告趣意第一点について。

所論は、憲法三八条二項違反を主張するが、原審公判において被告人から証人の申請がなされ、右申請が却下されたことは、記録上これを認めることができないから憲法違反の主張は前提を欠き採用することができない。

同第二点について。

所論は憲法三六条違反を主張するが、実刑を科することが被告人の側からみて過重の刑であるとしても、これをもつて憲法三六条にいわゆる残虐な刑罰に当らないことはすでに当裁判所の判例（昭和二二年(れ)第三二三号同二三年六月二三日大法

昭和二八年一二月二一日判決　昭和二七年(あ)三八六二号

昭和二八年一二月二二日判決　昭和二七年(あ)三八六二号

廷判決、集二巻七号七七七頁）とするところであるから論旨は理由がない。

同第三点について。

訴訟法違反の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない（第一審判決が、被告人に訴訟費用の負担を命じたことは違法であるがこの点に関し原判決の控訴趣意第二点について判断するところは正当であつて、論旨の内容も理由がない）。その他記録を調べても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年一二月二二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎





弁護人三宮重教の上告趣意

被告人　西川一武

第一点　原判決は憲法第三十七条第二項違反している。

被告人は事件検挙当初より検察裁判を通じ一切争わず心証を害しないようにこれ努め且つ被害弁償をして起訴猶予又は最悪の場合でも刑の執行猶予の言渡を受けようと考えていた為め第一審に於ては十三の公訴事実全部認めたが後述の如き事情で弁償もできなく懲役一年の実刑を科せられるに至つた。

そこで被告人は所詮実刑を免れないとすれば真実を訴え公正な裁判を受けたいという念願から原審に於て第一審判決の事実理由第一の「被告人は李愚浴から肥料錬粕を預り保管中昭和二十五年七月二十四日頃自宅に於て擅に内十三俵を小松源太郎に売却横領したもの」なる事実については李と協議しその承諾の下に売却しその代金は未回収の儘にあると主張しその事実取調のため証人を申請したが容れられなかつた。

刑事被告人は憲法第三十七条第二項に依り証人の審問権を保証せられている。判例は該権利は裁判所が必要と認めて尋問を許可した証人に対してのみとの制限的解釈を採つているが、右法条は「すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ」「公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する」と立言し居り文言そのものからは「裁判所が喚問したる証人」とか、「証言を求める」という制限的解釈は到底できない。然るに原判決が右同様解釈に基き証拠申請を拒否したのは憲法違反と謂うべきである。

第二点　原判決は憲法第三十六条に違反している。

被告人は第一審に於て懲役一年の実刑に処せられ量刑不当を理由とし原審に控訴したが認められなかつた。

被告人は昭和十年頃から終戦まで大連、満洲及び北支方面の商社と雑貨の貿易を大々的に営み、終戦後は高知市に工場を建設し漁業用諸網の生産加工業を創め昭和二十四年頃までは相当の成績を上げていた。処でその後全国的不漁が二ヶ年程続き漁業界は衰微し購買力激減したため製品は売れず且つ漁業会や漁業者に対する多額の売掛金は全く回収不能となり遂に職工達に休業手当、退職金を支払つて工場を閉鎖するの止むなきに立至つた。その間自己の借金や税金は容赦なく取立てられる反面自己の債権は焦付となり資金操作に窮したる結果一時的融通の積りで保管中の前記李所有の鰊粕をその承諾を受けずに自己借金の担保に供し又はその売却代金を流用したのが本件犯罪事実である。

被告人は本件犯罪発覚前良心の苛責に耐えず密に質物の請出しし、流用金の穴埋をしようと焦つたが資金面は逐日悪化の一途を辿つた為め善後措置を講じ得ざる中事件検挙となつたのである。一時知人の援助を受け製綱事業を再開したが債権者から強制執行を受け又は滞納税金の取立に遭つた為め工場、邸宅その他全財産を提供しなければならなくなり今は借家に移る家族五人を擁しうらぶれたその日暮しをしている。

被告人は何んとかして被害弁償を為し寛大なる裁判を仰がんものと凡ゆる努力を尽し担保に入れていたもの丶内六十五俵を請出し被害者に返還し、更に内質流となつたもの及び売却した分について弁償すべく被害者と交渉したが同人に於て不当な損害額を主張して譲らず種々の条件を示して折衝中前述の如く第三債権者より執行を受け遂に被害弁償ができなくなつたのである。

被告人は犯後真に前非を悔い改悛の情顕著なるものがあるが本件事件により経験なき身柄拘束を受けその精神的打撃に因り極度の神経衰弱に陥り、殊に控訴棄却の判決を受けてからは該症昂進し為めに歩行困難（足部麻痺のため）となり、大便は一ヶ月に僅か一回か二回かしか通じなく反対に小便は極く短時間置きに而も不識の中に排泄するという奇病に罹り全く廃人となつている。斯る死人同様の廃人に実刑を科し精神的、肉体的苦痛を加えることは刑罰の目的からしても無意



義で不必要であるのみでなく人道上余りにも残酷でその刑正に憲法第三十六条により絶対禁止されている所謂残虐な刑罰に該当するものである。

第三点　第一審判決は被告人に対し不法に訴訟費用の負担を命じている。

第一審公判期日に在廷証人として李愚浴を取調べている。然し刑事訴訟費用法第六条によれば、証人の日当、旅費及び宿泊料は判決前に請求しなければ支給しない定になつているところ、右証人はその請求をしてないからその支給を受け得ないし、なお被告人は弁護人を私選して居りその他法令により負担を命ぜられるような訴訟費用はない。然るに被告人に対し漫然訴訟費用全部の負担を命じているのは明かに不法である。

以　上

昭和二七年(あ)第四一九六号

判　決

本　籍　徳島市出来島本町四丁目一五番地
住　居　同所二丁目一二番地
無　職
戸　川　要
明治二七年一月二〇日生

右の者に対する窃盗被告事件について昭和二七年五月二日高松高等裁判所の言渡した判決に対し被告人の原審弁護人梅田鶴吉から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人小林宏也の上告趣意は、憲法違反及び判例違反を主張するけれども、原判決の維持した第一審判決は、所論江口猛の供述のみで被告人を有罪としているのではなく、これとその他の諸証拠とを綜合して事実を認定していることが明らかであり、これ等によつて判示第二の事実は優にこれを認めることができるから、所論違憲、判例違反の主張は、その前提において採用できない。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年一二月二二日判決　昭和二七年(あ)第四一九六号

昭和二八年一二月二二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登
裁判官　島保
裁判官　河村又介
裁判官　小林俊三
裁判官　本村善太郎





弁護人小林宏也の上告趣意

第一点

第二審判決は

『第二江口猛と共謀の上同月二十二日頃徳島市歳本元町二丁目六十七番地岡村武行方に於て同人所有の洋服生地等約五百七十ヤールを窃取したものである』との訴因につき被告人を有罪と判示していることは原審（第一審）判決引用に係る各証拠に照するも被告人に前記行為につき有罪を認定するについては証拠不充分である」との控訴論旨に対し

「原判決に挙げている証拠を精査すると、被告人はその住居に原審相被告人江口猛及本地某等を止宿させており同人等と盗みをすることを相謀つて目的の場所に出掛け共同して盗みをしたり又は互に盗みをする意図のもとにその場所を物色し歩いて見付けたところに集り協力して盗みをしたりしたのであることが認められるので、原判決が被告人と右江口猛と共謀して判示第二の盗みをしたと認めたのに所論のやうな誤りはない」と断ぜられている。

然るに原判決にあげている証拠なるものは、

「一、被告人戸川要の当公廷に於ける供述

一、第一、二回公判調書中の相被告人江口猛の供述記載

一、上野長平、堀江養治、岡村武行各作成に係る盗難申告と題する書面

一、司法警察員、検察官各作成に係る被告人戸川要の供述調書」

だけであるが、

第一に

「上野長平、堀江養治、岡村武行作成の盗難申告と題する書面」によれば、公訴事実の如き被害の存在のみを立証し得るにすぎず、罪体と被告人との結びつきは立証し得ないのである。

第二に

「司法警察員、検察官各作成に係る被告人戸川要の供述調書の記載」を見るに、

先ず

1「司法警察員作成の第一回供述調書」中には（記録一九二丁以下）「更に本年の五月二十二日の夜に、江口にやつて来い（盗んで来いの意味）と言うて教へ品物は処分してやると言うてやつたのが、市内森本町の岡村と云う衣料品屋でありまして仕事をして私方に持ち込んだ晩に警察の方に捕つたのです」

との記載があるのみで、之を以てしては被告戸川の右犯罪事実の認定はできない。

その記載たるやあいまいで、被告戸川が本件犯行に加工しているのか、或は教唆であるのか全く不明である。

次いで

2「司法警察員作成の第三回供述調書（記録二〇〇丁以下）」によれば、

「九、更に私は前記江口猛と共謀し（イ）

昭和二十六年五月二十三日午前一時頃徳島市藏本元町二丁目六七番地衣料品店岡村武行四十歳方に侵入し同家店舗に置いてあつた白色キャラコ生地七〇碼外五一〇碼時価十二万五百円相当を盗んだ事情を左に申上げます」





とあるが、之は（イ）の部分は如何にも司法警察員自身の作成になるものの如く見受けられ、その信憑性を多分に欠如するものというべく、之は後段の、

記録二〇〇丁以下

「私は今夜午後十一時三十分頃江口について家を出て徳島市藏本町方面へぶら〳〵歩いて行く内に江口が「ここじや」と言うので私は藏本駅東側踏切を北へ約一丁行つた処の左側の衣料品店であります前記岡村さん方の前で見張をなし江口が侵入して前記衣類を盗み出したので云々」

との記載の「見張をなし」の部分に照して考究してみるに、供述調書の真憑性を著しく減殺せるものと言わざるを得ない。

蓋し「見張」なる用語については、窃盗に於て見張を担当せる者も窃盗の共同正犯として実行犯人とひとしく処遇されることは法律家の常識としては疑のさしはさむ処はないのであるが、このやうな事を素人である。被告人自身なつとくできるはずなく、結局被告人の取調に当つた捜査官が誘導訊問を以て問調べ自らの意思を以て作成せる調書であるとの心証を強くいだかせられるからである。

3、次いで検察官作成の供述調書によれば（記録二〇五丁以下二二六丁に至る）同調書には本件犯罪事実に関する記載は見当らない。

従つて以上の証拠を以ては有罪の認定はできないものというべきである。

されば、本件犯罪事実について原審は、

共同被告人江口の公判廷に於ける供述と、被告人戸川の公判廷の供述を採用して、有罪の認定をしたものと断ぜざるを得ないのである。

しかし乍ら被告人は公判廷で（記録一八六丁以下）
本件犯罪事実を否認しているのであるから結局原審は本件公訴事実は共犯者（として起訴され）たる共同被告人江口猛の公判廷の供述（詳細には左記公判調書記載の部分）によつて之を認めたものと推窺せられるのである。

記（記録一一九丁以下）

「三木弁護人の被告人江口猛に対する質問、

（問）三回目の処分はどうか、

（答）駅前のおばさんとか言つていましたが九千円に売り三人が三千円宛分けましたが、戸川は中に入つていないからといつて千円私に返したので私は中に入つていなくとも中に入つた態として私はカッターシャツを買つて来て戸川に渡しました」

ところで共同審理を受けた共同被告人の供述はそれ〴〵被告人の供述たる性質を有するのでいわば半証拠能力を有するに過ぎないものであることは御庁大法廷判決（昭和二十四年五月二十八日言渡最高裁判所判例集第三巻六号七三六頁参照）の示される処であるから、被告人が公判廷で犯罪事実を否認してゐる本件について共同被告人江口猛の供述を以て有罪の認定をした原判決は前記御庁判例に違反せるものといわなければならない。

況んや本件に於て原審で証拠として精査せられたる共同被告人江口の第一審公判廷の自白は原審に於ては公判廷外の自白としての資格を有するに過ぎないことは御庁判例の示される処であるから、畢竟原判決は公判廷外の被告人の自白を以て有罪の認定をなしたものと言うべきであり、被告人の保護を旨とする憲法第三十八条の立法趣旨に全く反し前記判例に違反せる判決であるといわなければならない。

よつて原判決は破棄を免れないものと信ずる。

以　上





昭和二七年(あ)第四二六七号

判　決

本籍並びに住居　滋賀県野州郡兵主村大字六条五五三の一番地
自転車卸商
宮本新五郎
明治四五年一月一日生

右の者に対する詐欺被告事件について昭和二七年六月二三日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人小林為太郎の上告趣意（後記）について。

控訴趣意第二点に対する原審の判示は正当であり、上告論旨の違憲論は前提を欠くものである。第一審の所論証人尋問が違憲でないことは、当裁判所の判例（昭和二三年(れ)第一〇五四号同年九月二二日大法廷判決、昭和二四年(れ)第一一五二号同二五年一〇月一一日大法廷判決、昭和二四年(れ)第一八七三号同二五年三月一五日大法廷判決）の趣旨に徴し明らかである。

なお、記録を調べても刑訴四一一条を適用する事由は認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年一二月二二日

昭和二八年一二月二二日判決　昭和二七年(あ)第四二六七号

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登
裁判官　島保
裁判官　河村又介
裁判官　小林俊三
裁判官　本村善太郎





昭和二七年(あ)第四二六七号

被告人　宮本新五郎

弁護人小林為太郎の上告趣意

控訴趣意書第二点に於て述べた通り第一審判決は被告人不出頭の公判廷に於て証人を尋問して居るか若くは右証人の尋問調書を公判廷に於て被告人に読聞かせて居ないこの事は単に刑訴法に違反するのみならず憲法第三十七条第二項に背反するところであるにもかゝはらず原審判決がこの事について全く無言である事はこれ又第一審判決と同様のそしりをまぬがれ難いと思料する依つて破棄を免れ難い。

以上

昭和二七年(あ)第四九二〇号

決定

本籍　岡山県和気郡三石町字三石四〇八番地
住居　東京都中野区本町通二丁目三五番地
造船業　村本弘　大正三年三月九日生

右の者に対する横領被告事件について昭和二七年三月五日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人木暮勝利の上告趣意は、事実誤認、訴訟法違反の主張に帰するものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（第一審判決を支持した原判決の事実認定は、同判決挙示の各証拠により十分肯認することができる。原判決の弁護人木暮勝利の控訴趣意に対する判断は正当であり、また第一審において所論各証人が所論弁各書証を示されてした供述部分は、原判決はこれを措信することができないものとして証拠に採用しなかつたものと認めることができる）また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年一二月二二日決定　昭和二七年(あ)第四九二〇号

昭和二八年一二月二二日決定　昭和二七年(あ)第四九二〇号

昭和二八年一二月二二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎



昭和二七年(あ)第四九二〇号

弁護人木暮勝利の上告趣意

第一点

原判決は判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があつて、これを破棄しなければ著しく正義に反するものと考えられるので破棄を免れないものと信ずる。

一、原裁判所は被告人を懲役三年に処する旨の第一審判決を破棄し、被告人を懲役二年に処する。但し、本裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予する（外略す）旨の判決言渡をしたが、その理由において、第一審判決がその理由において被告人に対して認定した左記の犯罪事実を支持しているのである。

第一審判決認定の犯罪事実

被告人は日下部産業株式会社の社長日下部徳丸、牧楢雄、と共同して閉鎖機関産業設備営団特殊整理人閉鎖機関整理委員会の競売に付された産業設備営団所有の旧神戸製鋼所玉島工場を金一千七百万円で片上造機造船株式会社名義にて競落したものであるが、

一、昭和二十三年三月三十一日頃東京都中央区木挽町五丁目一番地の前記日下部産業株式会社社長室で右日下部徳丸から前記委員会に支払われ度い旨依頼されて額面金一百万円の小切手一通を受取り、

二、同年五月四日頃同所で同人から前同様依頼されて額面金五十万円の小切手一通を受取り、

三、同月三十一日頃同所で同人から前同様依頼されて額面金二百五十万円の小切手一通を受取り、

被告人　村本弘

四、同年六月十日頃同所で同人から前同様依頼されて額面金五十万円の小切手を受取り、
五、同月二十八日頃同所で同人から前同様依頼されて額面金百五十万円の小切手一通を受取り、
六、同年八月十六日頃東京都中央区京橋一丁目四番地の浦賀船渠株式会社で同人から前同様依頼されて額面四百万円の小切手一通を受取り、
七、同年十月十九日頃東京都中央区日本橋通二丁目四番地の片上造機造船株式会社東京出張所で同人から前同様依頼されて額面金五百五十万円の小切手一通を牧山圭秀を介して受取り、

二

いずれも之を預り保管中内金五十万円を右保証金に充用しその他金一千五百万円は右競落代金に支払うべきものなるに閉鎖機関整理委員会より再三代金納入の督促を受けながらその支払ひをなさずその頃東京都内等でほしいまゝに着服横領したものである。

然し、右認定の事実は全く実際のそれと相違するであつて、真相は左の通りであり、被告人は第一、二審を通じて強く之を主張し続けて来たのである。

その事実と云うのは、

(1) 閉鎖機関整理委員会から玉島工場を落札したのは被告一人であつて日下部徳丸や牧楢雄との共同落札ではない。

(2) 被告人か受取つた金は玉島工場の買主である浦賀船渠株式会社からその売買代金として支払を受けたもので、その一部を日下部徳丸を通じて受取つたに過ぎない。

従つて日下部の金を同人から玉島工場落札代金納入のために預つたと云う事実はない。

(3) 被告人は受取つた金を整理委員会に払込まなかつたことは事実であるが、この金は前述のやうに玉島工場の売買代金として買主から支払を受けたものであるからその受領と同時に被告人の所有に帰しこれを被告人が如何やうに費消



処分しやうとその権限に属する問題であつて他から兎や角云われる筋合はないものである。

(4) 然し被告人はその大部分を玉島工場の買主である浦賀船渠株式会社から売買契約に対して附せられた条件を履行するために充当使用したものである。

二、然らば原判決は、何が故に事実の認定を誤つた第一審判決の欠点を看破する事が出来ず、却つてこれに引きずられて自らも重ねて事実の誤認を敢えてしたかについて左に指摘する。

(一) 先づ留意せられたいことは、原審裁判所は本件被告人の所為に対して予め犯罪を構成するものとの前提即ち予断を抱いて審理に当つたのではないかと疑われるものがある。

それは原審における証人多賀寛に対する昭和二十七年一月三十日の尋問調書中一、一二九丁に、

「問　岡山県の玉島にある元神戸製鋼所玉島工場が売却されるときは買取ろうと云う話になつた事は何時知つたか」(註○は上告代理人が附加したもの)

とあり、次いで同調書一、一三〇丁に

「問　玉島工場は日下部、村本、牧の三人が村本名義で買受けるべく許可を受け……」(○印につき前同)

とあること及び、

更に同審証人日下部徳丸に対する同日の尋問調書中、一、一三六丁に、

「問　証人は牧楢雄及び村本弘と三名で閉鎖機関整理委員会の競売に附された岡山県玉島所在の旧神戸製鋼所玉島工場を払下げやうとその申込みをしたことがあつたか」(○印前同)

とあり、

次いで同調書、一、一三七丁に、

「問　結局証人、村本、牧の三人で払下げる事になり、最初の納入代金は三人で作ることにしたか」

とある点を綜合すると、原審は前示証人調を為すに当つて旧神戸製鋼所玉島工場の競落についてその名義人は村本であつても、その実際の競落人は日下部徳丸、牧楢雄及び被告人三名であると考えいたことを明に示しているのである。

(二)　然るところ本件において、前示玉島工場の本当の競落人が何人であるかと云うことは、被告人の所為が横領罪を構成するか否かについて重大否根本的な問題なのである。

而してこの点につき検察官は右競落人は名義はとにかく実際は日下部、牧、及び被告人の三名であると主張し、被告人は名義は被告人の経営に係る片上造機造船株式会社であるが実際は被告人個人の事業として為されたものであると反駁して来たものであつて、この中心的根本的の争点は記録において明確に知り得るものである。

然るに原審が偶々証人調に当つて前示の発問をしていることはこの本件争点の中心を充分把握しながら、不用意乃至無意識の内に前述のように被告人の所為につき犯罪を構成するものとの偏見を持ち予断に陥つていたことを端的に示したものと云うべきである。

これは恐らくは法律審である原審が旧法当時における審理のように先づ記録のみによつて事実を整理したことにより生じた誤りではないかと思料せられるが、それはともあれ、これによつて原判決がその根本において判決事実対する原審の予断によつて組立てられたものであるため、事実を正しく認識せず、従つて罪とならざる事実を誤認して犯罪を構成するものと断じ、その結果として前出のように被告人に対して有罪の言渡をしたものであると云わなければならない。

三、次に原判決は第一審判決の認定した事実を支持する証拠として原審及び第一審における証人日下部徳丸以下の各証人の供述及び書証等を採用しているが左にこれ等を順次検討しその大部分が証拠能力のないもの又は信憑すべからざるも



のであることを指摘し爾余の証拠を以てしては本件犯罪事実なるものは到底肯認するに足りないものであることを明らかにする。

(一)　証人日下部徳丸の証言について（第一審、第一、二回及び原審における証言）

日下部徳丸証人は本件被告人に対する告訴人であり被告者とせられている者であるから同証人の証言は本件における最も重要なものであり、且つ供述内容如何は本件公訴事実の認定に対して最も重大な影響を及ぼすべきものであるから特にその証言が真実を述べているかどうかについて慎重綿密な注意が払われなければならない。

そのためには日下部証人が告訴人であり且つ被告者と称する立場上果して同証人について真実を卒直に述べることが期待出来るかどうかの点やその他本件において日下部証人に関してあらわれた諸々の事情は当然斟酌せられるべきであるのに拘らず第一審判決はこゝに何等の考慮を払わず漫然同証人の証言を全部採用した点に重大な採証の法則違反があり重大な事実誤認の根本原因が存するのである。

而して原審は第一審同様こゝに思を致さず日下部証人の証言を総べて採用したところに本件事実誤認の根本的な第一歩が印せられたのである。よつて弁護人は日下部証人の証言を信憑すべきでないことについて左に指摘する。

(イ)　証人日下部徳丸から検察官に対する昭和二十四年二月七日附答申書に添付して提出せられた領収書写三通の内二通は同証人によつて変造せられたものであり他の一通はその原本に変造が加えられていることは左の通りでありこの事実は第一審の昭和二十五年一月二十一日第十回公判期日の法廷において確認せられその旨公判調書に記載せられたのである。

(1)　昭和二十三年五月四日附被告人から日下部産業株式会社宛金五十万円の領収証の原本「但閉鎖機関へ払込金として」とある部分はインクの色が他の部分と著しく異なつていて同領収証作成のときと別の時期に記入せられ

たこと、即変造の事実が明らかである。

(2) 同月三十一日附金二百五十万円の領収証写、

右領収証の原本には「但浦賀入金の内」とあるのに対し右写には更に（閉鎖機関へ払込金として）なる字句が挿入してある。

(3) 同年六月十日附金五十万円の領収証写、

右領収証の原本には「但し浦賀入金の中第二回」とあるのに対して右写には前回同様（閉鎖機関へ払込金として）なる字句が挿入してある。

(ロ) 閉鎖機関整理委員会に対する玉島工場の落札代金納入の時期については同委員会から取寄せ本件記録に添付せられている書類及弁第一号証で明かな通りG・H・Qから右工場の落札に対して許可のあつたのは昭和二十三年八月二十七日であり同日右委員会の被告人との間に玉島工場の売買契約が成立したのであるから、その日以後初めて代金払込のことが問題になるのであり而も契約書（取寄記録及弁第一号証）によれば第一回の払込期日は昭和二十三年八月二十七日となつたのであるから前記(1)及至(3)の領収証発行当時の同年五月四日乃至六月十日にはいまだ落札代金を閉鎖機関に払込むと云うことは全く問題になつていなかつたのである。

それを敢えて文書変造の罪を犯してまで被告人不利益な字句を記入した被告人兼証人日下部徳丸の悪意に充ちた作為的態度は言語道断であるがこのことによつて同人に対する本件証言の信憑力がゼロであることを自ら立証したものと云うべきである。

尚このような字句を挿入したことは時間的に見て日下部証人の致命的な重大錯誤でありこの一事によつて同証人の悪意を暴露し却つて被告人の潔白を立証したものとも言へるであらう。





蓋し本件において「閉鎖機関へ払込金として」の意義は重大でその認定の如何は直ちに本件の結果に影響するものである。

而してこれに対して被告人及弁護人はその受領した金銭の趣旨が「閉鎖機関への払込金ではない」ことを極力主張し争つているのである。若し前述の字句を被告人が自ら記入したものとすれば本件における被告人の従来の主張は一挙にその根拠を喪ひ争点は一掃せられてこれによつて被告人が本件起訴に係る横領の罪責を負ふことは必然となるであらう。

然しそれは本件授受の金銭と被告人が自ら「閉鎖機関への払込金として」受領し且つその旨の領収証を発行した場合のことであつて、本件のように被告人に不利益な事実を被告人の知らぬ間に他の者が被告人を陥れる為めに故意に作為し、変造した文書によつて認定せられ被告人がそれによる刑事責任を追及されるいわれのないことは当然であらう。

(ハ) 日下部徳丸は右文書の変造について第一審昭和二十五年二月十六日の第十一回公判決期日に証人として出延し次のように「原本のインクの色が違つている点や筆跡の違ふ点は私の会社で村本君の代筆で作成したもので署名捺印は村本自身がしたものであります。又（閉鎖機関払込金として）の文字はその目的を判するため書いたものであります」と述べている。

これは自己の文書変造の犯罪行為を認めながら何等悔悟の模様がない許りでなく却つてその変造を当然視している態度である。

(ニ) 尚日下部証人の証言は結局被告人の有罪を主張し公訴事実に副う供述ではあるがその内に相互に矛盾する事実や或は却つて被告人の主張を肯認せしめるに近いものが左の通り散見するのである。

この事実は同証人が故意に被告人を陥入れようとして文書の変造までした人物ではあるが結局真実は隠蔽し切れるものでなく又前後の整理がつかなかつたため遂に馬脚を暴露しその一端が顔をのぞかせたものと云ふの他考えられないがこの事から云つても日下部証人の証言中被告人に不利益な面は作為的のものとして信憑力がないものと云うべきであらうと考える。

第一審昭和二十四年九月十五日第四回公判期日における証人日下部徳丸証言の一部の要旨を抜粋すると左の通りであるが後記多賀寛証人の証言と矛盾する部分があつて両者とも有りのままの真実を語つていないことを不知不識の内に暴露している許りでなく、第一、二審を通じて供述した証言の内断片的ではあるが被告人に有利な供述即ち浦賀船渠会社が旧神戸製鋼所玉島を表向きは買受ける意思がなく商談が取り止めになつたもののように供述していながら実際にその代金の一部として千七百万円を支出していた事実及結局右工場は浦賀船渠会社から千九百万円を支出して被告人が設立した玉島ディゼル工業株式会社の名で競落入手したことが認められるのである。

これは前示被告人が事件の真相として主張している事実を裏書するものである。

一、被告人は昨年の二月末頃牧檜雄の詔介で知つたこと。

一、閉鎖機関整理委員会で競落になる玉島工場を同証人及牧被告人の三名で買うことに相談が出来、被告人を名義人とし三名の共同事業とすること。

一、昭和二十三年三月三十一日金百万円を被告人に渡し閉鎖機関に払込んで呉れる様に頼んだがそれを払込んでないと云うことを昨年（昭和二十三年）の十月十五日或る人から聞いて被告人に確かめるとその内金五十万円しか入つていないことを知つた。

一、証人は浦賀船渠に玉島工場買収の件を懇請したが同会社は制限会社であり許可を取れば出来ないこともないが



そんな手続を取るのが嫌だと云うのでその話は駄目になつた。

一、浦賀船渠の造機部長及課長が玉島工場を見に行つたがそれはその方面の専門家に見て貰つた方がよいと思つて立案した。

一、浦賀船渠が外国船二隻を作ることが発表されそのエンヂンを玉島工場で作つて呉れと云うことになり註文の前金を貰う約束をした。その金額は千四百万円と思ふ。

（註、一件記録に徴すれば玉島工場は当時被告人が落札した許りで整理委員会との間に正式の売買契約も出来ない状態にあつたもので況んや日下部徳丸又は日下部産業株式会社が同工場を使用して千四百万円（多賀証人は千七百万円と云う）に及ぶディゼルエンヂンを製作出来る等と云う状態になつてないことは勿論である。

尚原審の粕谷、関島、内藤、三証人の証言によれば玉島工場は尚数千万円の整理費を注入しなければディゼルエンヂン製作工場としては使ひものにならない旨を証言して居り、更らに原審における証人多賀寛は昭和二十七年一月三十日の証人尋問の際浦賀船渠株式会社から玉島ディゼル工場株式会社に発註した第一号に対する納入は昭和二十六年十月頃である旨供述している。

これは本件で問題の神戸製鋼所玉島工場における製品の浦賀船渠会社に対する第一号納入であることは記録を通じ明らかに看取せられるのであるがこれ等を綜合するときは浦賀船渠から日下部に交付した千四百万円乃至千七百万円の趣旨が被告人主張の通り玉島工場の売買代金であることが推察できるであらう）。

一、前示玉島ディゼル工業株式会社は資本金一千五百万円の会社として設立せられ証人もその発起人の一人であること及証人は同会社の株式を四万か六万株を持つていと述べているがこのように二万株からの差を記憶していないことは全く不可解である。

尙この点について原審では供述を変えて持株は三万株であると述べている。

右のようにその都度供述を変えるのは常に真実を述べていないために生ずる現象である。

一、浦賀の社員が玉島ディゼル工業の方に来ているのもある。

一、玉島ディゼル工業会社が金融の必要上浦賀船渠会社から昭和二十三年八月三十日附でディゼル機関の発註を為しその代金三千万円を前渡する旨の確約書を書いて貰つた。

（註、これも一件記録で明らかな通り玉島ディゼル工業は昭和二十三年八月二十六日設立登記を為された会社であるがその本体となるべき玉島工場は被告人が落札し漸く同月十七日G・H・Qから落札の許可を受け同日整理委員会との間に正式に売買契約を締結した許りで且代金は同月二十七日から爾後五ケ月に亘つて分納することになつていること及前述のように当時同工場がディゼルエンヂン製造工場として直ちに使用が出来ない許りでなくその後実際に製品を製作して浦賀船渠会社に納入したのが前示のようにその後二年二ケ月も後のことであるのを考慮すると右三千万円の発註並に前渡金確納の意味が奈辺にあるかは想察するに難くないものがある）。

一、閉鎖機関に入金になつていないと判つたのは去年の十二月十五日頃と思ふ（前には初の頃の百万円について十月十五日頃或る人から閉鎖機関に入つていない事を聞いたと述べている）。

一、玉島ディゼル工業の専務問題の時浦賀船渠の多賀常務にその問題を一任したことがあつたと思うが適当な人がないから推薦出来ないとの事であつた。

尙同証人は原審における昭和二十七年一月三十日の証人尋問の際左のように供述している。

（玉島ディゼル工業株式会社が旧神戸製鋼所玉島工場を再競売によつて競落した時期及び代金の出所について）記録第一、一四五丁において、



問　玉島工場を競落したのは、

答　昭和二十三年十二月のことです。

と述べ。

その前同調書第一、一三九丁において、

問　結局玉島ディゼル工業株式会社としては千九百万円位になつたが玉島工場が入つた訳でその金の大部分は浦賀船渠より出したのか、

答　そうです。

それは品物を浦賀船渠に納入すると云ふのでそ予納代金でした。

と述べている。

次に（右工場において製作した製品を浦賀船渠会社に納入した時期について）記録第一、一四四丁末尾から第一、一四五丁初にかけて、

問　玉島で造つた製品を浦賀船渠へ納入したのは何時か。

答　昭和二十四年八月頃と思ひます。

と述べている。

然しこの点については後記のように証人多賀寛（問題の当時における浦賀船渠会社の常務取締役で原審における取調べの際は同会社社長となつていた人物）に原審における、昭和二十七年一月三十日の証人尋問の際、弁護人の間に対して後記の通り陳述し証人日下部徳丸の証言を否定しているのである。（記録第一、一三四丁末尾から第一、一三五丁）

(二)　証人多賀寛の証言について、

同証人の証言中被告人に不利益な点が果して信憑力があるかどうかについては左の諸点を斟酌して決めなければならない。

(イ) 被告人が受取つた本件千五百五十万円の大部分は浦賀船渠株式会社から支出せられたものであること。

(ロ) 浦賀船渠会社は制限会社であること。

(ハ) 多賀寛は同会社の常務取締役であり、原審において証人として調べられたときは同会社社長に就任した程で右会社における実権を握つていた人物であること。

(ニ) 同証人は日下部徳丸が玉島工場を渡賀船渠会社に売り込んだとき同会社を代表してその衝に当つた人物であること。

(ホ) 浦賀船渠と被告人間における玉島工場の売買代金は四千万円であつたこと。

多賀証人が卒直に真実を語れば本件の真相は直に明らかになるべきものであるが同証人についても亦日下部証人の場合と同様真実を語ることを期待出来ないものがある。

それは前記(イ)乃至(ホ)項全部がその理由となるのであるがその内最も根本的なものは(ロ)項の浦賀船渠会社が制限会社である点である。

制限会社は云ふまでもなく政令によつて自己の資金で買受けるにしても一定の金額以上(四千万円は当然之に該当)で本件のような大工場を買受けるについては大蔵大臣及G・H・Qの許可を必要とするものであるから浦賀船渠会社が如何に本件玉島工場を買収したくとも代金四千万円と云う巨額の支出は正面から出来ることではない。

そのために同会社では苦肉の策として三十年来の出入の商人であり且玉島工場売込の担当者である日下部徳丸との縁故を幸ひに両者の相談によつて従来被告人が主張して来た様に玉島工場を会社組織化しそれ自体独立して運営可能





の会社にして買主に引渡すと云う脱法的便法を案出しこれに基いて代金の支出や目的物件の引渡方法等色々な手続を進めて来たものであつた。

従つて多賀寛証人が真実を語ることによつて浦賀船渠会社は政令違反の件によつて厳重な処罰を受ける虞が多分にあつたのであり、その影響することの重大さを考慮すれば同会社の常務取締役である多賀証人に真実を述べることの期待を持ち得ないことは自明であると云わなければならない。

尚同証人の証言に結局被告人の主張を否定する立場にあるのであるが真実は争はれず第一、二審を通じてその証言の一部に左の通り被告人の主張を肯認する趣旨の証言が散見するのである。

第一審における第四回公判調書中の同証人の供述記載中、

問 証人は村本弘を知つておるか、

答 昨年の五、六月頃日下部氏の紹介で知る様になりました。

問 証人は浦賀船渠株式会社の常務取締役をして居るのか、

答 左様です。

問 浦賀船渠は制限会社になつているのか、

答 左様です。

問 日下部産業と浦賀船渠の取引はどの位になるのか、

答 二十五、六年の取引があります。

問 昭和二十三年四月頃日下部徳丸が浦賀船渠株式会社に岡山県玉島町所在の元神戸製鋼所玉島工場の一括買収方の話を持込んだ際浦賀船渠でその衝に当つたのは証人ではなかつたか、

答　私と社長とが当つて種々事情を聞きました。

問　浦賀船渠が玉島ディゼル工業宛に昭和二十三年七月十二日附で金額千五百万円のディゼル発註書を発行したことがあつたか、

答　あります。

　それは出来れば将来発註することがあるかも知れぬと云う予定で出したものです。

問　証人は神戸銀行東京支店西脇支店長に村本と一緒に融資方を依頼するため行つたことがあるか。

答　一緒に行つたことはありますがこれは村本氏が金を借りに行くのだからついて行つて呉れと云われ一緒に行きました。

問　昭和二十三年八月二十日ディゼル機関を発註し代金三千万円を前渡しする旨の確約書を入れた事はあるか、

答　あります。

　木暮弁護人は裁判長に告げ証人に対し、

問　関島、内藤の両課長を玉島工場に派遣したのは日下部個人として頼まれたのか、

　又浦賀船渠株式会社として頼まれたのか、

答　それは浦賀船渠が将来取引をすると云うことでその下見分として派遣したことになります。

問　日下部に千七百万円のディゼルエンヂンの製作の前渡金として支払つたというがこれは日下部を信用して支払つたのか。

答　粕谷、関島、内藤等を派遣して調べた結果その工場で仕事が出来る点が判りましたことを認めて出したものです。

とあり。





　原審における昭和二十七年一月三十日の尋問に際しては次の通り（被告人に有利の部分の摘示）記録第一、一二八丁。

問　証人は浦賀船渠株式会社の取締役か、

答　左様です。

　一昨年十二月から同会社の取締役社長をしています。

　記録第一、一三〇丁に、

問　粕谷造機部長等より何う云う報告があつたのか、

答　小さなディゼルなら出来ると云うことでした。

　記録第一、一三三丁（弁護人の問）

問　関島課長等が玉島工場へ見に行つたと云うが証人自身も現場に行つたか、

答　私も暑い頃に現場を見に参りました。

　同丁末尾の

問　証人は神戸銀行東京支店に村本と同行したことがあつたか、

答　そういうことはありません。それは村本から一緒に行つて呉れと云われたので同所に行つて見ると……」

　記録第一、一三四丁。

問　神戸銀行東京支店へ村本と同行したのは結局融資を受けるためではなかつたのか、

答　私の方にはそういう考へはなく唯、村本が何か考へていたようで私に一緒に行つてくれと云うたのです。

　そこで村本は私に支店長に会つてくれと云うのでしたがさつぱり要領を得すに帰つて来た記憶があります。

河原判事は裁判長に告げて証人に対し、

問　神戸銀行東京支店に村本と一緒に行くについて具体的にどとな話しがあつたのか、

答　私がその点村本に尋ねますと村本はとにかく行つてくれれば良いと申しましたので同行した訳けですが私を連れて行けば金を借りられるとでも思つたのではないかと考へます。

問　しかし村本に頼まれて一緒に行つてやるような特別の事情でもあつたか、

答　それまでに日下部を通じて村本には何回か会つて居りましたしとにかく一緒に行つて呉れと云われたから同行した訳けです。

と夫々供述している。

これ等の各供述を綜合すると浦賀船渠会社では旧神戸製鋼所玉島工場を買収するため柏谷部長（兼取締役）及び関島、内藤両課長等が現地調査の結果その工場で仕事が出来ると云うことが判つたため買収代金の内金千七百万円を日下部に対してディゼルエンヂン製作の前渡金名義で出したことが認められる。

尚大会社の常務取締役である右証人が昭和二十三年五、六月頃日下部から紹介を受けて数回の面識を持つに至つた程度で未だ深い交渉のない筈の被告人と同道してわざわざ神戸銀行東京支店に赴き支店長に面会して巨額の融資方交渉をした事実（第一審西脇証人の証言参照）も亦常識では解し得ないところである。

これ等一連の事実は総べて浦賀船渠会社が玉島工場を買収した事を物語つておりこれを前提としてのみ理解せられる事柄である。

(三)　証人　牧　楢　雄

この証人は当初被告人が玉島工場を落札することに出資者として関与し且百五十万円を支出した事実はあるがその





後逸早く浦賀船渠会社から支払はれた玉島工場代金中から右出資金を回収して了つた人物であり且つ同人の証人として喚問せられた当時における立場は実質的には浦賀船渠株式会社乃至全会社の代行者の立場にあつた日下部徳丸等の主宰する玉島ディゼル工業株式会社の顧問であつたこと及び他方被告人がその責任及び費用において同会社を事実上独力を以て設立しながら日下部一派から右会社の常務取締役の地位を追はれたのみでなく所有株式も亦一切取り上げられて了ひ而かも日下部から告訴を受け本件刑事被告人として審理を受けて居ることにより同会社関係者と敵対関係にあることを考えると同証人の証言は殆んど信憑するに足りないものと云わなければならない。

第一審における小野、小田両証人は本件に直接関係のないものであり殆んど伝聞の事実に過ぎないのであるからこの証言を採つて本件公訴事実を肯認する資料とすることは妥当を欠くものと云うべきである。

同じく第一審における西脇証人も本件に直接関係のない人物であるがその証言は寧ろ被告人に有利なものであつて第一審及び原判決がこれを被告人有罪の認定資料に引用した意味を解するに苦しむものである。

(四)　原判決は尚、第一審における証人永井博、四宮達夫及び中村太郎の三名の各供述記載を採用しているがこの内四宮、中村両証人の証言は要するに本件玉島工場落札者の各義が片上造機造船株式会社取締役社長村本弘となつているが同会社はその落札には何等関係がなく被告人村本弘個人の落札であつたことを内容とするものであつて被告人の本件所為が犯罪を構成するかどうかの認定につき何等関係のないものである。

又永井証人の証言内容は同証人は玉島工場の落札に何等関係なく玉島ディゼル工業株式会社の設立については単にその事務的な面の手伝えをしたに過ぎないから同会社設立の趣旨等一切関知しないことを繰り返へすにすぎないものであつて本件事実の認定に何等資料となるべき内容を持たないものである。

(五)　司法警察員に対する被告人の昭和二十四年二月十三日附供述調書中の供述記載、

被告人の右供述調書については第一審第九回公判期日において検察官が証拠書類としての取調べを請求したに対して弁護人において証拠とすることにつき異議を述べたものである。

右の供述調書は刑事訴訟法第三百二十二条第一項の要件である「その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき」に該当せず不利益なる事実の承認を内容とするものではなく而も特に信用すべき情況の下に作成されたものでない。この事は証拠として取調べを請求し、これに対して検事において異議がなく証拠調を了した。被告人作成提出の上申書に明らかである。

原判決は右供述書の内容について右弁護人の見解と反対の事実を認定しているが、之れは上告裁判所の判断に俟つの外ないものと考へる。

(六) 元神戸製鋼所玉島工場条件附売買契約書、

右は被告人が閉鎖機関整理委員会から玉島工場を買受けた契約書であつて契約の日、代金額、及その支払方法等を詳細に取極めたものであつて、その内容を仔細に検討すれば明らかのようにこれは被告人の所為が犯罪を構成するか否かの判断の資料として何等寄与するところのないものである。

(七) 日下部産業株式会社役員会議録。

右会議録なるものは同会社の昭和二十三年四月十日午前十時開催せられた際作成せられた議事録を指すことは一件記録に徴して明らかであるが同議事録の趣旨は、

(1) 日下部産業株式会社が閉鎖機関整理委員会から玉島工場及び同工場の機械類を買収するために重役会まで開いて議決したこと、

(2) その代金払込みを社長に一任した。



と云ふにあつて何等原判決の判示事実に関係がないのである。

而も右議事録の内容は却つて日下部徳丸が告訴状提出以来主張して来たような玉島工場は日下部徳丸個人が被告人と共同落札をすると事実と牴触矛盾するものであつて、日下部産業株式会社がこのような議事録を作成した趣旨は不可解であると云わねばならず、仮りにこれを真正に成立したものとすれば日下部徳丸の本件告訴以来の主張及び第一、二審における同人の証言等すべて事実に反する供述として信憑出来ないものであることを示すものと云わなければならない。

(八) 浦賀船渠株式会社振替票　六通。

この振替票による浦賀船渠会社の金銭支出そのものは事実であらうがその支払ひの名目はそのまゝ受取り得ないものがある。

それは前述の証人多賀寛（同会社常務取締役）の第一、二審おける証言を綜合すれば明らかであると考へる。

しかし何れにしてもこれ等の証拠は原判決の判示事実に何等関係のないものであるからこれを犯罪事実認定のために引用した理由を解するに苦しむものである。

(九) 閉鎖機関整理委員会資産処理局長の回答書。

右回答書は東調布警察署長に対するもので内容は玉島工場建設の由来と被告人が同工場を落札した経過、代金支払ひの時期及び結局代金未払ひのため買契約を解除した旨のものである。

これは被告人の所為につき、有罪又は無罪の何れに認定する場合においても引用して差支へないものであるがこれのみで有罪の資料となしな得いものである。

(十) 証第一号契約書。

これは昭和二十三年三月三十日附で被告人と日下部徳丸及び牧檜雄の三名間に作成せられたものである。

然しこれは玉島工場の落札転売の利益分配等について取り極めをしているが、落札の金額を千六百万円までと予定しながら資金関係においては三名の出資合計六百万円までしか考慮していない不備のものである。

これは元来落札物件を分割処分してその都度買主から入金した代金を整理委員会に納入しその都度その部分の処分を順次完了して行かうとの方式からであつた。

従つてその落札後G・H・Qから一括処分を要望せられることや更にこれを結局浦賀船渠株式会社に売り込む等のことは予測していなかつたのであるから右の契約書に本件千七百万円の落札代金納入に関する事項や浦賀船渠会社から支払ひを受けた代金を右落札代金に充当すべきかどうかについての規準とする訳けには行かない。

結局右契約書は本件被告人の所為が犯罪を構成するか否かの資料と為し得ないものと云うべきである。

(十)　証第二号、百万円の預証。

右預証に明らかに「但し入札保証金」と記載せられていてこれに落札代金ではない。

(十一)　証第三号、五百五十万円受領証。

被告人は日下部徳丸から受領したことは争はないが、然し前記受領証は当時被告人の秘書であつた溝口博が被告人の留守の間被告人に相談せず作成して日下部徳丸の使者に交付したものであるから被告人はその内容の字句について責任を負う訳には行かない。その事実を立証するため当弁護人から第一審裁判所に対して被告人の為め前記溝口博を証人として申請しこれを許可せられたのに拘らず何故か遂に喚問せられなかつたものである。

期様に被告人に不利な証拠書類の信憑力を争ふ重要な反証としての証人を一旦許可しながら何等の理由なく喚問しないでおいてその書面を被告人の不利益な事実認定に引用したことは明らかに証拠法の原則に違反するものである。



(十二)　証第四号、請求書。

これは整理委員会資金処理局不動産部長から被告人に対する玉島工場落札代金納入の請求書である。

然し右工場に対する落札代金を納入しないことについて争のない本件にあつては右請求書は格別の意味を有しないものであつて、これを本件犯罪事実の認定に証拠として採用したことは無意味であると考へる。

(十三)　証第五号、五十万円領収証。

これは本件告訴人日下部徳丸提出の答申書添付の昭和二十三年五月四日附被告人から日下部産業株式会社宛領収書の原本に当るものである。

而して日下部徳丸によつてこの領収書に対して「但し閉鎖機関へ払込金として」なる字句が挿入せられ変造せられたことについては前示日下部証人の証言の信憑力について述べた部分で詳論したからここでは省略するが斯様に変造せられた書面を証拠に引用して犯罪事実を認定した原判決は重大な採証の法則違反がありこれに基いて結局事実の認定を誤まるに至つたものと断ずべきである。

(十四)　証第六号、二四五十万円領収証。

(十五)　証第七号、五十万円領収証。

右は何れも前示日下部徳丸の答申書に添付せられた領収証写の原本に当るものである。

而して右写は何れも前述の様に変造せられているが前記原本には手が加えられていないのである。

しかし右領収証の内証第六号二百五十万円のものは「但浦賀入金の内」とあり、証第七号五十万円のものには「但し浦賀入金の中第二回」とあつて何れもこの金銭は浦賀船渠会社から支払はれたものであり且つ被告人がその浦賀から支払はれた金と云うことを明らかにして受取つたものである。

この事実は被告人が当初から極力主張しているように浦賀船渠会社では玉島工場を被告人から買収しその代金を仲介者である日下部徳丸を通じて支払つたものであることを示しているのである。

従つてこの証拠は却つて被告人に有利な証拠と云うべきでありこれ等の書面を被告人有罪の資料に引用した原判決はこの点においても亦採証の法則に違反があり原審が斯様な違反を重ねたことが原判決を事実誤認に導いた理由の一つであると云うべきであらう。

四、最後に被告人及び弁護人提出の証拠について、第一審判決は、

被告人の所為に対する犯罪性を追及するの余り無理な証拠を採用したことについて控訴審においても一部これを認められてこれを是正せられたことは裁判の公正乃至権威のために被告人並に弁護人において誠に感激しているのであるがしかし原判決も結局においては被告人の所為について犯罪を構成するものと断じその資料として敍上の証拠を採用したものである。然しこれについてその信憑力のないことは右に縷説した通りである。

この点に対して原判決は「要するに所論の各証拠に関する限り原審が専ら有する証拠の取捨選択乃至はその内容の解釈及び価値についての判断権次いては経験法則に基く事実認定の権限を非難するに帰する」旨の理由を以つて上告人の控訴の理由を排斥したのである。

上告人及弁護人においても抽象論としての右の理由について兎や角云うのではないが裁判の実際において自由な心証によつて証拠価値を判断すると云うことは裁判官の単なる主観による判断を以つてすべきでなく経験則に基いて合理的になされるべきものであるにも拘らず第一審判決の判示事実を支持する建前の原判決において正しい証拠の価値が為されなかつたことによつて事実の誤認と云う結果を招来したものと考へる。

尚、被告人や弁護人から提出した尨大な書証の大部分（重要なものを含む）が公判調書に記載せられていないとの理





由によつてこれを採用せられなかつたがこれについて左に少しく論じて見たい。

㈠ 当弁護人から第一審裁判所に対して書証として弁第一号証乃至第四十号証及び野中鐵の答申書並に被告人上申書についてそれぞれ証拠調べの請求を為し立会検察官においても総べてそれに対して異議がなく且つ法廷において適式の証拠調べを経たのであるから右書証は何れも適法に証拠能力を有するに至つたものである。

㈡ 然るに第一審昭和二十四年十一月十日の第七回公判調書に、

「木暮弁護人は

弁第三十四号証の一乃至弁第三十九号証一冊及び上申書一通を提出したいと請求し、

検察官は右書類の提出に異議ないと述べた」

とあり、

次に同審昭和二十五年三月七日の第十二回の公判調書に、

「木暮弁護人は

被告人ため証拠書類として

野中鐵の答申書　一通

村本弘の上申書　一通

の各書類を取調べられたいと請求した。

検察官は

右弁護人の請求に対して同意する旨の意見を述べた」

とあり、且つ何れもその後にそれぞれ適式の証拠調べをした旨の記載があるが、爾余の書証については第一審にお

ける全部の公判調書を精査するも何等その記載がないのである。そのために原審判決に弁護人提出の書証中公判調書に記載のないものにつき証拠調べの請求をした事実及び適式な証拠調べの履践せられた事実を認めないのである。

(三) しかし原判決においても弁護人提出の前記弁第一号証乃至第四十号証の写は全部原審裁判所に提出して一件記録に編綴せられていることは認めているのである。

然し本件記録を精査すれば明らかなようなその内の或るものは左記のように第一審における証人尋問の場合にそれぞれその書証を証人に示していること及びその示した書証には弁第何号証として号証番号が明らかにせられているのであるからこれを公判調書に記載しなかつたのは原審書記官の手落ちであつて結局尠くとも弁第一号証乃至第三十三号証までは適式に証拠調べの請求をした事実があることを推認し得るものと云わなければならない。

第一審における証人尋問に際し示した弁護人提出の書証、

(イ) 昭和二十四年九月十五日第四回公判期日

証人多賀寛、弁第二十六号証を示す（記録第二六五丁）。

(ロ) 同月二十七日第五回公判期日

証人高橋弘　弁第二十号証を示す（記録第四〇四丁）

(ハ) 同年十月三日神戸地方裁判所における証人尋問期日

証人永井博　発註書（弁第二号証の十）を示す（記録第四三一丁）。

名　刺（弁第三十八号証）を示す。

(ニ) 同年十月四日岡山地方裁判所における証人尋問期日

証人池崎　功　弁第二十八号証を示す（記録第四四四丁）。





証人四宮達夫　弁第十八号証を示す（記録第四五一丁）。

証人中村太郎　同　右（記録第四五六丁）。

証人宮崎　堪　弁第十七号証の五を示す（記録第四六三丁）。

弁第十号証の一を示す（記録　同　右）。

(ホ) 同月二十二日第六回公判期日

証人堀　ふで　弁第十七号証の十を示す（記録第五一〇丁）。

弁三十一号証を示す（記録第五一一丁）。

(ヘ) 同年十一月二日　臨床尋問

証人賀来宏一郎　弁第一号証を示す（記録第五三八丁）。

(ト) 同月十日第七回公判期日

証人西脇　親　弁第二十六号証を示す（記録第五五六丁）。

証人小野猛弁第一号証を示す（記録第五六三丁）。

弁第二号証の一乃至十を示す（記録同前）。

(チ) 而も右書証を示して尋問した第一審の証人の内多賀寛、永井博、四宮達夫、中村太郎、西脇親及び小野猛の各証言は何れも原判決において犯罪事実の資料として採用しているのである。

然りとすれば証拠調べの請求をもしていない書面、従つて何等本件の証拠となし得ない書面を示して尋問した証人の証言はこれを犯罪事実の認定となし得ない筋合ひであるのに拘らず敢えてこれを事実認定の資料とした原判決は自己が証拠能力なしとして排斥した書証を間接に採用して判断の資料に供したとの矛盾に逢着する訳である。

(五) 然し書面である証拠が公判期日に公判廷において証拠として提出する趣旨（証人にも示してその成否並に内容について尋問）を明らかにして顕出せられたことが公判調書に記載せられている以上これを以て証提調べの請求がありこれに対して検察官が默認の上証拠調べが遂行せられたことを認めるに充分であると言うべきである。

然らば勘くとも右に顕出せられた弁護人提出の証拠に対して判断が与えられていないことは審理を尽さないものであつてその結果は本件事実の誤認に対して消極的面から寄与しているものと云わたても弁解の辞がないであらうと考へる。

(六) 況んや弁護人提出の書面の内の相当部分に被告人が第一以来終始一貫して主張している事実、即ち前出の本件の真相にして主張する事実を充分に裏付けするに足るものであつて

原判決はこの点について簡単に「仮りにそれらの書証につき適式な証拠調べがあつたとしてその内容につき検討するも原判示認定の事実を覆すに足るものがない」との理由を示しているが原判決はこれ等弁護人提出の書証について証拠能力がないことを建前としているのであり、この点において弁護人の前示証拠能力ありとの見解と対立するのであるが斯様の見解に立つ原判決がその書証に対して正鵠を得た判断を為し得る筈がない。

従つて原判決の示した証拠価値なしとの見解はそのまま受取る訳には行かない許りでなく、その証拠能力なしとの見解に至つては採証の法則に違反し、延いてはこの点においても原判決が事実誤認の過誤を犯した事由とせられるものと考える。

以上原判決における数々の証拠法則の違反はその結果として被告人に対して罪とならない通常の民事上の取引行為を目して有罪と認定したことは判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認を招来したものであつて、これを破棄しなければ著しく正義に反するものと断ぜざるを得ない。



従つて原判決はこの点においても破棄を免れないものと信ずる。

以　上

昭和二七年(あ)第五〇九〇号

判　決

本　籍　千葉県船橋市高根町一三〇〇番地
住　居　同県同市同町一二四七番地
植木職　藤代岩雄　大正六年一月三〇日生

右賍物牙保被告事件について昭和二七年二月二八日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人芳賀貞政の上告趣意（後記）は、憲法違反を主張する点があるけれども所論証人を却下したことが違憲でないことは当裁判所昭和二二年(れ)第二五三号、同二三年七月一四日大法廷判決によつて明らかである。その余の論旨は刑訴四〇五条所定の上告理由に該当しない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二八年一二月二二日

昭和二八年一二月二二日判決　昭和二七年(あ)第五〇九〇号

昭和二八年一二月二二日判決　昭和二七年(あ)第五〇九〇号

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎



昭和二七年(あ)第五〇九〇号

弁護人芳賀貞政の上告趣意

被告人　藤代岩雄

一、上告趣意第一点　原審判決は憲法上被告人に与へられた権利を擅に制限無視した憲法違反である。

即ち第一審に於て証拠に取上げられた警察員平賀保作成第三回被告人供述調書中「若し警察官に尋問されて捕つた時は住所氏名不詳の朝鮮人に販売を依頼されたと云へと教へられて居ました」云々の記載があり、右は窃盗本犯渋谷昇から指示された様に供述したものであるが、斯かる事実は全然なく、被告人としては渋谷から不正の自転車とは聞かなかつたが万一渋谷が取調を受ける様な事になると同人には前科があるから可哀想な目に遭つてはと同人を庇ふ考から、被告人が勝手に自作して供述したものであつて、如何にも拙劣な供述ではあるが、右弁解の真実性に関し渋谷の再度尋問の必要を感じたので、被告人の同意の下に再度証人申請をしたのである。然るに右申請は却下され其儘有罪の判決を受けるに至つたので控訴申立をなし原審に於ても此点を指摘し原審（一審）の審理不尽を強調したのであるが、再び顧られず棄却の判決を受けるに至つたものである。

然共凡そ憲法第三十七条第二項に於て「被告人は証人の尋問に対して十分なる機会を与へられ」てゐるのみならず公費で強制的手続によつてまでも証人を求める権利の保有を認められてゐるのであつて、之れを無視された事は新憲法に依る国民の権利の自由保証と真実発見のための憲法改正上の重大な使命とが一裁判官の擅なる自由裁量により蹂躙される事となり、折角期待されてゐる憲法の趣意は根底から覆され延いては国民の裁判に対する信頼は失墜するものと謂わざるを得ない。本件判決（原審の）明かに此点に於て破棄せられて然る可きものと信ずるものである。

二、同趣意第二点　量刑の点は上告趣意より排除せられるものではあるが、被告人は控訴及上告中に、過去二回に及ぶ恩赦令の実施に遭遇するに至つたのであつて、右期間の経過は被告人の責めに帰すべきものではあらうが、他面上訴は法が被告人に認許した正当の保護である以上、右恩赦の趣旨を本件被告人にも浴せしめられて然るべきものと信ずる。仍て此点に於ても改めて破棄御自判あらむ事を望むものである。

以　上



昭和二八年(あ)第三一九五号

決　定

本籍並びに住居　長野県北佐久郡横鳥村大字牛鹿一二六九番地

農　業

小　宮　山　　明

明治四〇年三月二三日生

右公職選挙法違反被告事件について昭和二八年四月一一日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人小田泰三、同日野魁の上告趣意は末尾添付の別紙記載のとおりである。

趣意第一点について、

第一審判決に記載されている被告人及び所論小宮山都督外二名、並びに吉村昭雄外三名の肩書住所地と挙示の証拠を照らし合はせて右の判決文を読めば、同人等がいずれも長野県第二区の選挙人であることがおのずからわかる。それ故に第一審判決は所論援用の判例に違反するところなく、右の判決を是認した原判決に所論のような違法はない。論旨は理由がない。

同第二点について、

論旨は量刑不当の主張に帰し、適法な上告理由とならない。

昭和二八年一二月二二日決定　昭和二八年(あ)第三一九五号

昭和二八年一二月二二日決定　昭和二八年(あ)第三一九五号

なお記録を調べても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年一二月二二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎





昭和二八年(あ)第三一九五号

弁護人小田泰三、日野魁の上告趣意

被告人　小宮山　明

第一点　原判決は最高裁判所の判例と相反する判断をしている。

控訴趣意書第三点の要旨は「選挙に際し特定候補者に当選を得しめる目的をもつてその候補者のため投票並びに投票取纏め方を依頼して金銭を供与し或いはその供与を受ける行為が公職選挙法第二百二十一条第一項第　号或いは第四号に該当するためには、供与した者或いは供与を受けた者が選挙人でなければならない。換言すれば右様の選挙人であるということは同条項第一号或いは第四号の構成要件であつて、刑事訴訟法第三百三十五条第一項にいわゆる罪となるべき事実に該当する。従つて供与罪或いは被供与罪の犯罪事実を判示するに当つては供与を受ける者が当該候補者の立候補した選挙区における選挙人であることを明示しなければならない。然るに第一審判決は単に『選挙人』と判示したに止り『長野県第二区の選挙人』である旨を判示しなかつた。これは罪となるべき事実の判示として欠けるところがあり違法であるから破棄さるべきである」というにあつた。

これに対し原判決は「原判示（原審判決判示の意）冒頭には『被告人は昭和二十七年十月一日施行せられたる衆議院議員総選挙に際し選挙人にして且長野県第二区より立候補したる丸山茂の選挙運動者なる処』との記載があるから、これを受けて原判示第二及び第三事実の『選挙人』とあるのは、いずれも右長野県第二区の選挙人を指称するものと解すべきことは理の当然であるのみならず、判決においていかなる事実が認定されているかは必ずしも判決書中のいわゆる事実摘示の部分のみに局限してこれを理解しなければならないものではなく判決が挙示する証拠説明の部分をも併せ読んでこれを

知ることを妨げないものと解すべく、本件において原判決書の事実摘示の部分のほかその挙示する各関係証拠を参酌してこれを読めば原判決は所論小宮山都督外二名及び吉村昭雄外三名はいづれも長野県第二区の選挙人であることを認定判決したものであることを理解することができるから原判決には所論の違法はない」と判示した。

原判決は公職選挙法第二百二十一条第一項第一号の選挙人とは、当該候補者が立候補した選挙区における選挙人を意味するものであることは肯定した上右のとおり判示したものと思うが、若しこれを否定した趣旨とすればこの点において原判決は破棄を免れない。

右条項の選挙人が当該特定選挙区の選挙人でなければならないことは控訴趣旨書第三点で詳述したとおり昭和十二年三月二十五日大審院第二刑事部判決（刑集一六巻三九七頁）同法第十二条及び同法第百九十九条但書後段によつて明らかである。

また、原判決は当該特定選挙区の選挙人たることが公職選挙法第二百二十一条第一項違反罪の構成要件であるか否かという点について判断をしていないが、右の所論を押し進めれば当然これは肯定さるべき問題である。併しながらその前に構成要件とは何ぞやという問題に触れておく必要があると思うので、その点につき一言する。

構成要件の概念は違法性及び責任との関連においていろいろに表現されており、ベーリングは構成要件とは犯罪類型の輪郭であると云い、メツゲルは不法類型であると云つている。小野清一郎博士は「構成要件とは違法で且道義的に責任のある行為を類型化した観念形象（定型）で、刑罰法規において科刑の原由として概念的に規定されたものである」（有斐閣刑事法講座一巻「構成要件の理論」一四六頁参照）と定義している。このように定義のしかたはいろいろあるが、いずれの定義によるも構成要件の限界或いは範囲は最少限度可罰行為の限界を包含している。従つてある事実が構成要件の一部であるか否かを判断するには、ある行為が可罰的なものとなるためにその事実が不可欠のものであるか否かを検討すれば





よいこととなる。

そこで本件の特定選挙区の選挙人たることが構成要件の一部であるか、否かと云う問題であるか、仮に構成要件でないとするならば他の選挙区の選挙人に供与した場合もこれを可罰的な行為としなければならないことになり、前述の所論に背反することになる。よつて特定選挙区の選挙人なることは可罰行為たるために不可欠の要件であつて犯罪構成要件の一部であるということになる。

原判決は右所論を肯定した上で前掲判示のとおり判決したものと思うが、若しそうでないとすればその点においても破棄さるべきものである。

以上のとおり原判決は公職選挙法第二百二十一条第一項の選挙人とは当該特定選挙区の選挙人を意味し、右様の選挙人であることは犯罪構成要件の一部であるとの所論を肯定した上で前掲のような判示をしたものと思うが、これは昭和二十四年二月十日宣告の最高裁判所第一小法廷の判決（同年(れ)第一一七一号刑集三巻二号一五五頁）と相反する判断である。

右最高裁判所判決は「刑事訴訟法第三百三十五条第一項の罪となるべき事実とは、刑罰法令各本条における犯罪の構成要件に該当する具体的事実であつて該事実を判決書に判示するには、その各本条の構成要件に該当すべき具体的事実を該構成要件に該当するか否かを判定するに足る程度に具体的に明白にすることが必要であつて、且つそれを以て足りるという趣旨の判示をしている。

右最高裁判所の判決に従つて本件犯罪事実を判示するならば、よろしく被告人及び被告人が供与した相手方である小宮山都督外二名、及び寺村昭雄外三名がそれぞれ、長野県第二区の選挙人である旨を具体的に明白にすべきであつた。

然るに原判決は「原判決に所論小宮山都督外二名及び寺村昭雄外三名がそれぞれ長野県第二区の選挙人であることを特に説明した記載がないことはまことにそのとおりである。

しかし原判示冒頭には『被告人は昭和二十七年十月一日施行せられたる衆議院議員総選挙に際し、選挙人にして且、長野県第二区より立候補したる丸山茂の選挙運動者なる処」との記載があるから、これを受けて原判示第二及び第三事実の「選挙人」とあるのは、いずれも右長野県第二区の選挙人を指称するものと解すべきことは理の当然である」と判示している。

これを要するに前掲最高裁判所判決が「判決書に犯罪事実を判示するには構成要件に該当すべき具体的事実を該構成要件に該当するか否かを判定するに足る程度に具体的に明白にすることが必要である」と判示しているのに、原判決は、控訴趣意書が攻撃している問題そのものをもつてその問題に対する判断としているに過ぎないものである。

即ち控訴趣意書においては小宮山都督外二名及び吉村昭雄外三名だけではなく、被告人自体も長野県第二区の選挙人であることを摘示事実中に判示しなかつたのを攻撃しているのであるのに、原判決はこの攻撃個所そのものを引用して控訴趣意の判断資料そのものとしているもので、それでは原判決は構成要件はこれを判決の摘示事実中に判示する必要はないとしているものであるというのほかはない。更に原判決は「判決においていかなる事実が認定されているかは必らずしも判決書中のいわゆる事実摘示の部分のみに局限してこれを理解しなければならないものではなく、判決が挙げる証拠説明の部分をも併せ読んでこれを知ることを妨げないものと解すべく、本件において原判決書の事実摘示の部分のほか、その挙示する各関係証拠を参酌してこれを読めば原判決は所論小宮山都督他二名及び吉村昭雄外三名はいずれも長野県第二区の選挙人であることを認定判示したものであることを理解することができるから原判決には所論の違法はない」と判示している。しかし前掲最高裁判例の趣旨からするも、この判断は全く首肯することができるものではない。

即ち判決挙示の証拠は判示犯罪事実を立証するための資料であつて、刑訴三百三十五条第一項に罪となるべき事実を判示するものではないからである。



原判決の右判示に従えば「選挙人」なる判示すら摘示事実中に判示することが不必要となるものであつて前掲最高裁判例の趣旨と相隔ること遠きものとなる。

よつて原判決は破棄さるべきものである。

第二点　原判決は科刑が甚だしく不当であつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反する。

控訴趣意書第七点で「原判決が選挙権被選挙権、不停止の宣告をしなかつたのは不当である」旨述べたのに対し、原判決は「記録を精査し、本件犯行の動機、罪質、態様、その他諸般の事情について慎重に考えてみると、被告人に対しては公職選挙法、第二百五十二条第三項所定の宣告を為すべき情状を発見することができないから、原審において被告人に対しかかる宣告をしなかつたことはまことに相当である」と判示している。

しかしながら右判示は次に述べるとおりの理由で不当である。被告人の犯情は特に悪質なものでないばかりでなく却つて酌量すべき事情があるのである。即ち、

㈠　公職選挙法が金銭その他の利益を供与し或いはその供与を受けることを禁止した趣旨は、その利益のため選挙人として投票についての意思表明の自由を阻害することを防止するにあるのであるから、若しその意思表明の自由が阻害られないような状態において金銭その他の利益の授受が行われておれば、形式上は同法違反となつても結果においては同法の憂慮しているところに抵触しないこととなり犯情は軽微なものと云うべきである。

(1)　被告人が丸山茂を支持し、本件選挙に深入りするに至つた事情は証拠書類綴第五十六丁裏四行目以下に明らかなとおり、被告人は丸山茂の中央における政治力等を知り、村の用水の問題を解決して貰うためにも同人に代議士になつて貰いたいと思い、同人を支持することを決意したのであつて本件金銭の供与を受けたことによつてそのように決意したものではない。

(2) 被告人が本件金銭を貰うに至つた事情についても上田の選挙事務所から電報が来て事務所に来るようにとの通知を受けたので赴いたところ金銭を渡されたのであつて被告人が積極的に事務所へ出かけたわけでもなくまた金銭を要求したわけでもない（証拠書類綴五七丁）。

(3) また、被告人が酒食の饗応をなした小宮山都督外二名はいずれも皆丸山候補を支持していると思つたので同人等に饗応したのであつて、その饗応によつて都督等が丸山支持を決意したものとも考えられない（証拠書類綴六五丁裏末行以下）。

(二) 被告人は前科もなく本件を深く反省し、村会議員の公職にもある（証拠書類綴六二丁裏六行目以下）。

(三) 選挙権及被選挙権は国民固有の権利であつて、その享有は妨げられることのないものであるから濫りにこれを停止すべきものではない。

選挙違反の事件において今後、特に注意さるべきはこの点である。

以上の次第であるから原判決が被告人に対し、選挙権及び被選挙権、不停止の宣告をしなかつたことは著しく正義に反するので、原判決を破棄して右不停止の宣告をして頂きたい。

以　上



昭和二八年(あ)第三八二四号

決　定

本　籍　旧沖縄県中頭郡越来村森根三九七番地

住　居　鹿児島市恵比須町丸屋旅館内

（現在宮崎刑務所在所）

黒砂糖商　真喜屋康信・大正一一年六月六日生

右強盗、準強盗、窃盗、住居侵入被告事件について昭和二八年六月二四日福岡高等裁判所宮崎支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

被告人の上告趣意は、訴訟法違反（住居侵入は、強盗の手段結果の関係にあるものとして昭和二八年一月二四日附起訴状中に訴因罰条として明らかに起訴されており、その謄本は、被告人に送達されておるし、同年三月三日附起訴の事実中には、住居侵入は含まれておらず、第一審判決も何らその認定はしていないから違法はない。）、事実誤認の主張であり、弁護人神谷作祥の上告趣意は、量刑の非難で何れも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適

昭和二八年一二月二二日決定　昭和二八年(あ)第三八二四号

昭和二八年一二月二二日決定　昭和二八年(あ)第三八二四号

用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年一二月二二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎



○昭和二八年(あ)第三八二四号

被告人の上告趣意

一、原判決は判決に影響を及ぼすべき法令の違反がある。

本事案の控訴審は昭和二十八年六月二十四日福岡高等裁判所宮崎支部に於て懲役七年の判決があり一応結審を見ましたる処、判示中最も重大なる事実の誤認を発見し尚これが判決に影響を及ぼすべき法令の違反たる事由にも該当するものであり之が要旨を略述致します。

即ち本事案に関し公訴事実にない罪項が誤つて挿入せられ、且罰条まで適用せられたゝめ判決に最も影響があつたと思料せらるゝのであります。

本事案につき強盗、準強盗、窃盗の各項目に就いては被告人自身も自認して居りますが、住居侵入の件については検察官より訴追を受けた事実もなく、従て起訴状にも公訴事実として記載せられて居らず、被告自身もかゝる住居侵入の罪状をなした事実もなく住居侵入の罪項が独断的に挿入してあり、判決に於ても理由が附せられてないのは刑事訴訟法第四四条に違反しかゝる法令の濫用が独断的になされたのは正当な手続を経ずして判決に重大なる影響があつたと確認せられ、之亦刑事訴訟法第四一一条に違反するものと思料せられます。

又仮りに万一法の解釈の見解よりし検察官の訴追せられたとしても法の規定に依り被告人は当然通知を受けねばならず被告人としては正規の手続をうけてゐない。

従て之等の事実は記録に依りて証明せられ居り判示中重大なる錯誤があつたと言はねばならないし、又法令の違反であ

被告人　真喜康信

るから原判決は破棄されねばならない。

二、原判決は判決に影響を及ぼすべき重大なる事実の誤認がある。

本事案は検察官の公訴提起をしてゐない刑法上の刑事責任を裁判官が専断的に誤認したのであつて、住居侵入の項目は被告人が強盗以下一連の罪科を犯したから住居侵入の犯行もあつたであらうと云う裁判上予断を生じ易い前提の誤認が偶々判決の際に具現したのであつて、被告人は公正な裁判を受けたことにはならないし、この事実の誤認は判決に重大なる影響があり量刑上不当な判決をうけたものである。

従て之が証明は一連の公判調書並に記録によりて明らかであり住居侵入の事実のない刑法上の責任は免除せられ、判決に際しては勘案せらるべきである。

右二項目にわたり上告審に於ける上告理由を法令の定むる所に従て申立てましたから何卒原判決を破毀せらる様望みます。

以上



昭和二八年(あ)第三八二四号

弁護人神谷作祥ノ上告趣意

第一点

原審ハ控訴ヲ棄却シ一審判決ノ科刑懲役七年ヲ適当ト是認セルガ、本判決ノ第一事実ハ被害者中尾静代トノ対談ニ徴シテモ被告人カ左程ノ悪質ノ強盗トハ断シラレス斟酌スヘキ点モアリ、旁々懲役七年ノ科刑ハ重ニ失シ量定甚タ不当ニシテ原判決ヲ破棄セサレハ著ク正義ニ反スルモノト謂ハサルヘカラス。然レハ原判決ヲ破棄シ適正ナル軽キ御処刑有之度シ。

第二点

其余ハ被告人提出ノ上告趣意書ニ引用スル。

以上本上告趣意書ヲ提出スル。

被告人　真喜康信

以上